

**御殿場市**  
**第7次高齢者福祉計画及び**  
**第6期介護保険事業計画**  
**(平成27年度～平成29年度)**

平成27年3月

御殿場市



# 第7次高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画

## 目次

第1編 総論	1
第1章 計画策定の概要	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の法的位置付け	3
(1) 法的位置付け	3
(2) 他計画との関係	3
3 計画の期間	4
4 計画策定の方法	5
(1) 実態調査の実施	5
(2) 策定委員会等での計画の検討	5
(3) パブリックコメントの実施	5
5 制度改正と国の動向	6
(1) 国の考え方	6
(2) 介護保険制度改正の概要	6
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題	10
1 高齢者の現状	10
(1) 人口	10
(2) 世帯の状況	13
(3) 健康	13
(4) 認知症	14
2 介護保険事業の現状	15
(1) 要介護（要支援）認定者の状況	15
(2) 利用状況	17
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 基本理念・基本目標	21
2 基本施策	22
3 計画の体系	23
4 地域包括ケアシステムの全体像	24
5 日常生活圏域の設定	25
(1) 圏域の設定	25
(2) 圏域の概要	25

## 第2編 各論 ----- 27

### 第1章 地域包括ケアの推進 ----- 28

- 1 地域包括支援センターの強化 ----- 28
- 2 地域ケア会議の推進 ----- 29
- 3 在宅医療と介護連携の推進 ----- 30
- 4 ひとり暮らしなどの高齢者支援 ----- 31
  - (1) 在宅生活安心システム推進事業 ----- 31
  - (2) 高齢者声かけごみ収集支援事業 ----- 32
  - (3) 高齢者寝具洗濯乾燥等サービス事業 ----- 32
  - (4) 「食」の自立支援事業 ----- 33
  - (5) 軽度生活援助事業 ----- 34
  - (6) 訪問理美容サービス事業 ----- 34
  - (7) 生きがい活動支援通所事業 ----- 35
  - (8) 外国人高齢者福祉手当事業 ----- 36
  - (9) ふれあい会食サービス事業 ----- 36
  - (10) 紙おむつ給付事業 ----- 37
- 5 広報・啓発活動 ----- 38

### 第2章 介護予防の推進と自立生活の支援 ----- 39

- 1 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の構築 ----- 39
  - (1) 介護予防・生活支援サービス事業 ----- 39
  - (2) 一般介護予防事業 ----- 40
- 2 介護予防の推進 ----- 41
  - (1) 介護予防事業 ----- 41
  - (2) 高齢者すこやか事業 ----- 42
- 3 生活支援サービスの充実と強化 ----- 43
  - (1) 生活支援コーディネーター及び協議体の設置 ----- 43
  - (2) 高齢者を支えるボランティア活動の支援 ----- 44

### 第3章 社会参加の支援と生きがいづくり ----- 45

- 1 生涯学習などによる生きがいづくり ----- 45
  - (1) 市民交流センター「ふじざくら」の活用 ----- 45
  - (2) 老人クラブ活動の支援 ----- 46
  - (3) 生涯学習の推進 ----- 47
  - (4) スポーツ・レクリエーションの振興 ----- 48
- 2 世代間交流などの市民活動支援 ----- 50
- 3 社会参加の促進 ----- 50
- 4 就労支援の推進 ----- 51
- 5 移動手段の充実 ----- 52

(1) 福祉車両の貸し出し	52
6 地域活動の充実	52
(1) 地域介護予防活動支援事業	52
(2) ふれあいいきいきサロン	52
<b>第4章 認知症高齢者の支援と権利擁護</b>	<b>54</b>
1 認知症ケアパスの構築	54
2 認知症の早期発見・早期対応	55
(1) 「認知症初期集中支援チーム」の設置	55
(2) 認知症相談体制の整備	56
3 認知症高齢者と家族への支援	56
(1) 認知症対応型通所介護	56
(2) 認知症カフェ等の立ち上げ支援と継続支援	56
4 認知症高齢者の地域での見守り	57
(1) みくりや安心だねっと	57
(2) 徘徊SOSネットワークの構築	58
5 認知症の正しい理解の普及啓発	58
(1) 認知症サポーター養成講座の開催（家族介護支援事業）	58
6 権利擁護施策の推進	59
(1) 成年後見制度利用支援事業	59
<b>第5章 高齢者の多様な住まい方の支援</b>	<b>61</b>
1 多様な住まい方の支援	61
(1) 高齢者住宅改造費助成事業	62
2 高齢者が住みやすいまちづくり	63
3 高齢者を介護している家族への支援	64
(1) 介護ベッド等購入費・賃借料助成事業	64
(2) 家族介護者交流事業	64
(3) 介護職員初任者研修助成事業	64
4 交通安全・防犯対策	65
5 防災体制の整備	66
6 高齢者虐待防止の取り組み	67
<b>第6章 介護保険事業の安定した運営</b>	<b>68</b>
1 介護サービス量の見込み	68
(1) 人口・認定者数推計	68
(2) 居宅サービス	71
(3) 地域密着型サービス	85
(4) 介護保険施設サービス	91
2 地域支援事業とサービス量の見込み	94
(1) 二次予防事業（移行前）	94

(2) 一次予防事業（移行前）	96
(3) 包括的支援事業	97
(4) 任意事業	99
3 第1号被保険者の介護保険料	100
(1) 介護保険サービスの総事業量	100
(2) 介護給付費等の推計	102
(3) 第1号被保険者の介護保険料	105
4 事業の円滑な運営のための取り組み	108
(1) 情報収集・提供体制の整備	108
(2) 相談体制の整備	109
(3) 人材の育成	110
(4) 計画推進体制の整備	111

## 資料編 113

1 御殿場市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置条例	114
2 御殿場市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会名簿	116
3 御殿場市高齢者福祉計画・介護保険事業計画市内検討委員会設置規程	117
4 御殿場市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定の経緯	118

# 第1編

---

## 総論



# 第1章 計画策定の概要

## 1 計画策定の趣旨

総務省による人口推計では、平成26年5月時点の我が国の65歳以上の高齢者人口は3,257万人で、総人口に占める割合（高齢化率）は25.6%となっています。「団塊の世代」が65歳以上になってきていることもあり、高齢者人口、高齢化率ともに過去最高となっており、高齢化率は世界でも最も高い水準になっています。ここ数年出生率が若干回復傾向にあるものの、長期的には少子高齢化が続いており、総人口は平成23年以降減少に転じています。

本市においても、これまで増加基調にあった総人口は、平成21年以降減少傾向に転じており、高齢化率は21.5%と、全国の数値より低いものの、今後一層高齢化が進むことが見込まれています。

こうしたなか、ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者も増加を続けており、かつての地縁、血縁に対する意識も希薄になってきているなかで、何らかの支援を必要とする高齢者が増加しています。また平成37年（2025年）には団塊の世代が75歳以上になることから、何らかの介護や支援が必要になる高齢者は、今後確実に増えることが想定されます。一方高齢者の価値観や考え方、生活スタイルは一層多様化してきており、各種高齢者施策は、こうした高齢者像の変化に対応するためにその内容の見直しも必要となっています。

国では、こうした超高齢化社会を見据え、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）を成立させ、介護に関して地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を図るべく、①全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）の地域支援事業への移行、多様化②特別養護老人ホームへの新規入所の中重度者限定（原則）、③低所得者の保険料軽減の拡充、④一定以上の所得のある利用者の自己負担の2割へ引上げ、⑤低所得者への「補足給付」の要件への資産等の要件の追加など、介護保険制度の改正を行っています。

本計画は、このような高齢者を取り巻く社会状況の変化やそれを踏まえた高齢社会における諸課題に対応するため、平成24年3月に策定した「御殿場市第6次高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」を見直すものであり、本市における高齢者施策の基本的な考え方や目指すべき取組みを総合的かつ体系的に整え、高齢者福祉並びに介護保険事業の方向性を示すとともに、介護保険事業の安定的運営を図るため策定するものです。

## 2 計画の法的位置付け

### (1) 法的位置付け

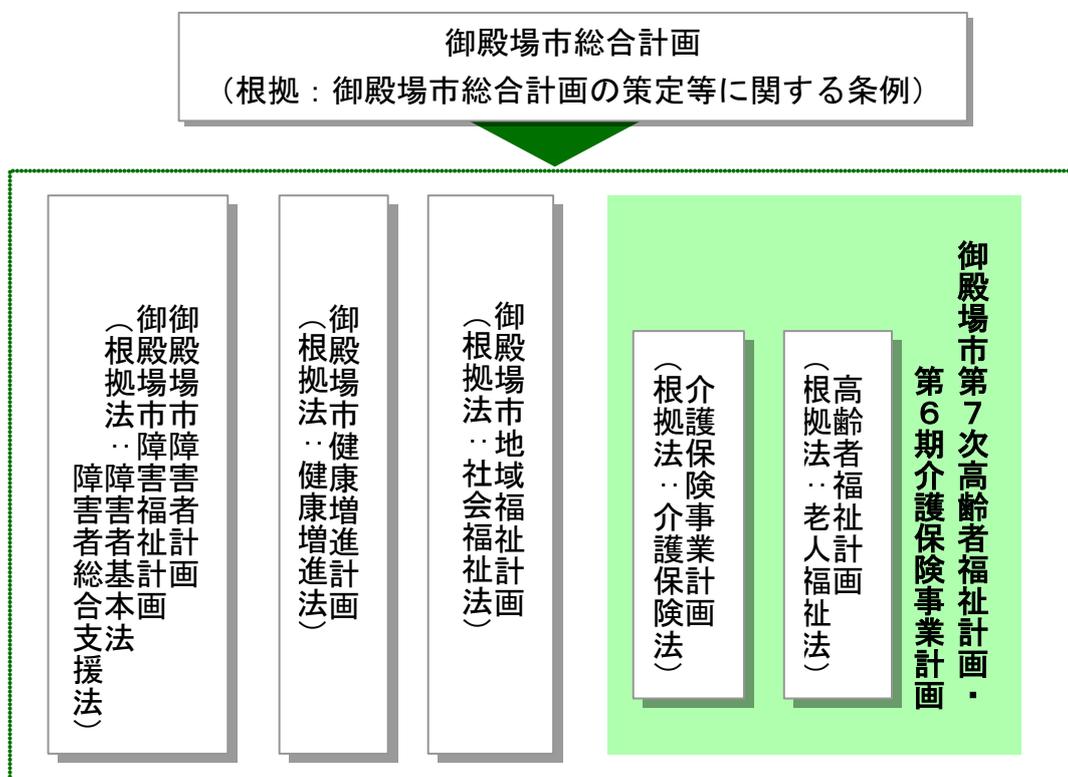
高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に規定された「市町村老人福祉計画」に位置付けられる計画であり、高齢者施策に関する基本的方向や目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき施策全般を定めるものです。

また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項に基づき、介護保険の対象サービスの種類やサービスの見込み量を定め、介護保険事業費の見込み等について明らかにするとともに、保険給付の円滑な実施を確保するために定めるものです。

本計画は、高齢者に関する施策を総合的に推進していくために、「高齢者福祉計画」及び「介護保険事業計画」を一体的に策定しています。

### (2) 他計画との関係

本計画は、本市の総合的な高齢者施策を定める上位計画として、また、今後の介護保険サービス事業計画として位置付けられることから、国、県の高齢者福祉計画、介護保険事業に関する計画、本市の総合計画、地域福祉計画をはじめ、福祉関連の計画、さらに各行政部門の高齢者対策に関連する計画と連携し、調和が保たれた計画とします。



### 3 計画の期間

本計画は、平成 27 年度を初年度とし、平成 29 年度を最終年度とする 3 か年計画です。計画の内容については、社会情勢等の変化により見直しを行う場合があります。

本計画は、高齢化が一段と進む平成 37 年（2025 年）に向けて、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築するために必要となる

- ①認知症支援策の充実、②医療との連携、③高齢者の居住に係る施策との連携、④生活支援サービスの充実といった重点的に取り組むべき事項を段階的に充実させていく取り組みをスタートさせる計画となります。

図表 計画期間



## 4 計画策定の方法

### (1) 実態調査の実施

計画の策定にあたり、高齢者の生活実態の把握、高齢者福祉サービスや介護保険サービスの円滑な運営に役立てるため、平成25年度に65歳以上の一般高齢者（介護認定を受けていない高齢者）及び在宅の要支援・要介護認定者を対象に「高齢者実態調査」を実施しました。なお、主な回答結果は資料編に載せてあります。

<調査の概要>

- ①調査時期 平成26年1月～2月
- ②配布・回収方法 郵送配付、郵送回収
- ③対象者及び回収結果

	配布数	有効回収数	有効回収率
一般高齢者	1,200通	858通	71.5%
要支援・要介護認定者	1,000通	653通	65.3%
合計	2,200通	1,511通	68.7%

### (2) 策定委員会等での計画の検討

計画の策定に際しては、被保険者である市民の意見が反映されるように、市民代表、学識経験者、医療関係者、福祉関係者で構成する御殿場市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会において、計画の検討、審議を5回行いました。

また、事業等に係る庁内の連携を図るため、関係各課の代表による御殿場市高齢者福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会において、細部の検討、調整等を2回行いました。

### (3) パブリックコメントの実施

市民の皆様の意見や要望を、本計画に十分に反映させるため、パブリックコメント制度（みんなの声を活かす意見公募手続）を実施します。

意見募集期間	平成27年1月6日（火）～1月20日（火）
資料公表先	市ホームページへ掲載、市役所介護福祉課、市役所情報公開コーナー、市役所各支所での閲覧
意見等提出方法	意見書を持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法により提出



## 5 制度改正と国の動向

### (1) 国の考え方

団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を目処に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。

人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は穏やかだが人口は減少する町村部等、高齢者化の進展状況には大きな地域差が生じていることから、地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。

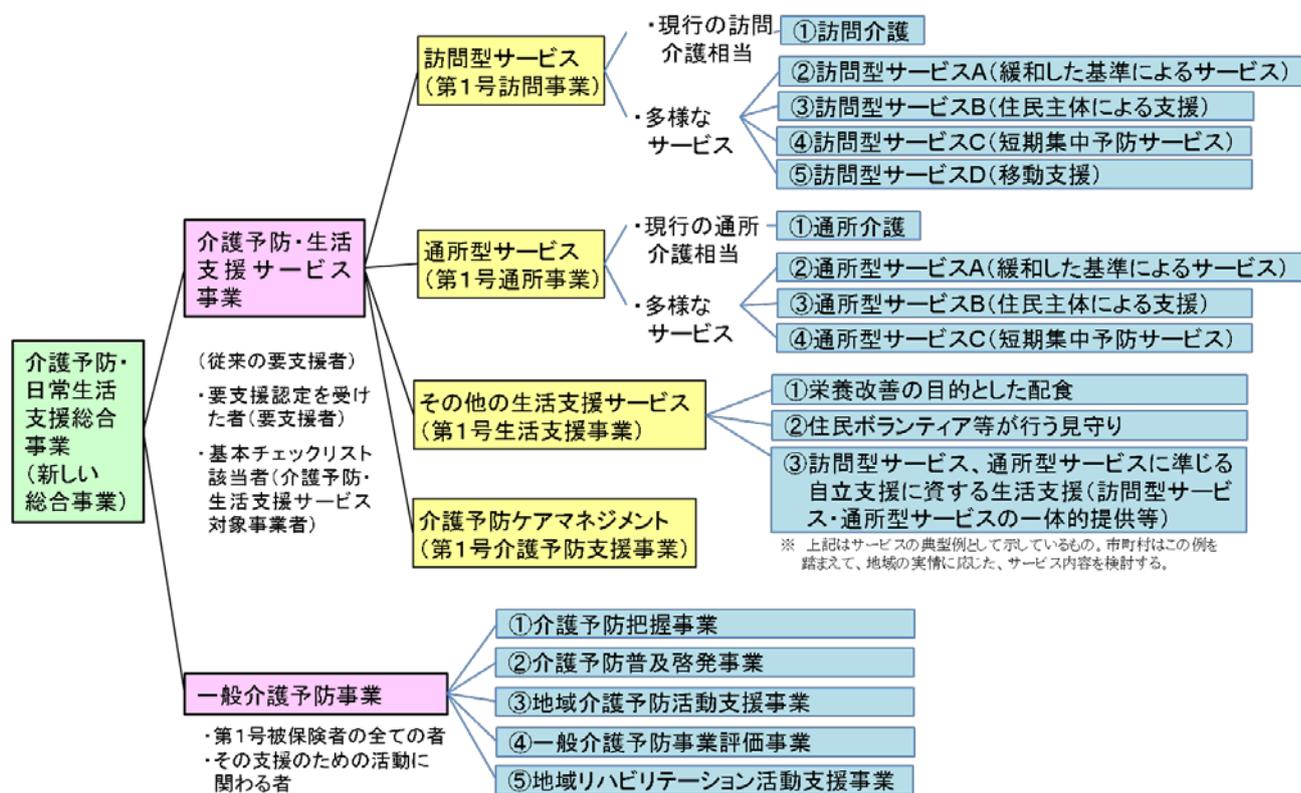
### (2) 介護保険制度改正の概要

#### ①全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）の地域支援事業への移行、多様化 （新しい介護予防・日常生活支援総合事業の創設）

要支援者に対する訪問介護と通所介護が、市町村の行う地域支援事業へ段階的に移行されます。平成27年度から平成29年度が移行期間で、平成30年度までに完全に移行させる必要があります。なお、新しい総合事業の実施は、市町村の条例により、平成29年4月まで猶予できることになっています。

今後移行期間である平成29年度までに、NPO法人や住民なども含めた多様な主体の参画のもとに、新しいサービスの提供体制を構築していく必要があります。

図表 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の概要



資料：厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案（概要）」

## ②特別養護老人ホームへの新規入所の中重度者限定（原則）

従来、要介護者であれば特別養護老人ホームへの入所が可能でしたが、今期計画から新規入所は原則要介護3以上に限定されます（認知症等で在宅での生活が困難な場合などは例外的に入所可能）。

なお要介護1・2でも介護老人保健施設やグループホーム、有料老人ホームへの入居は従来と同様可能です。

今後施設利用を検討している利用者などへの周知が必要になります。

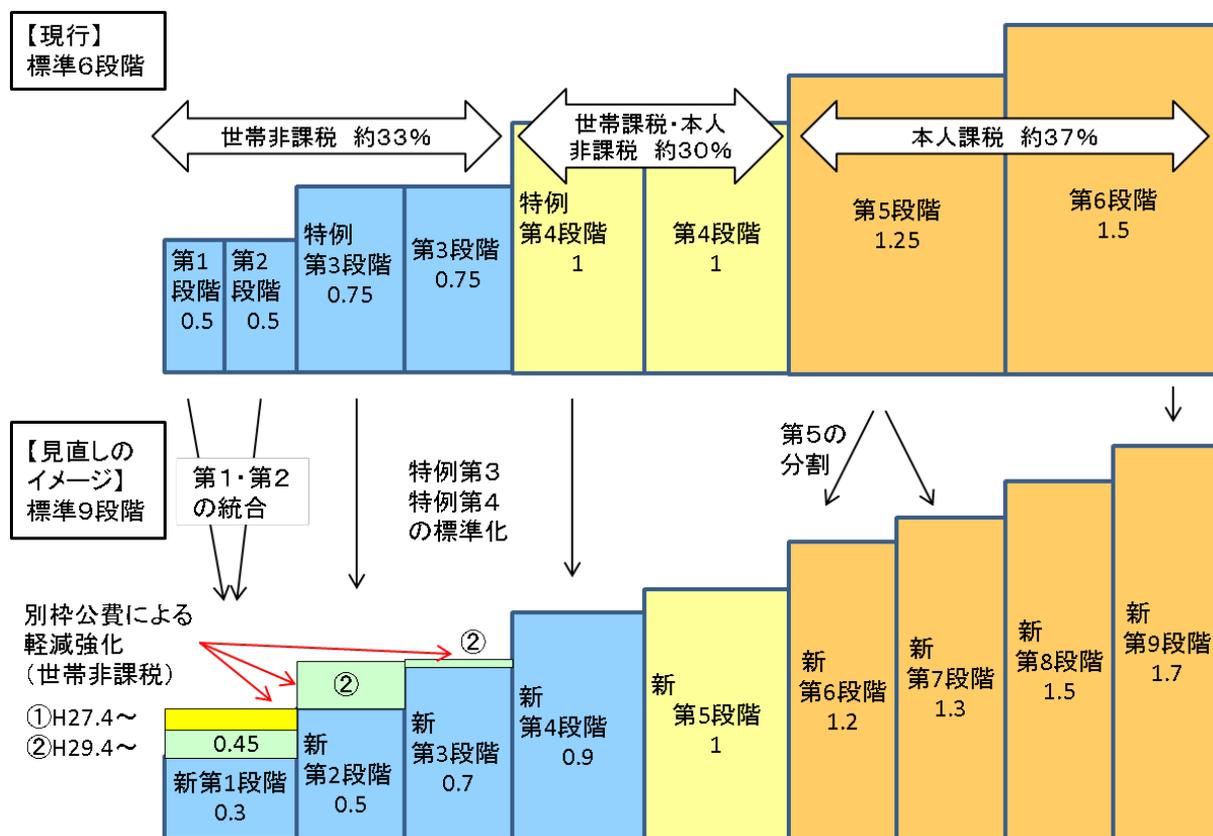
### ③第1号保険料の多段階化・軽減強化

第6期計画の第1号保険料については、所得に応じてきめ細やかな保険料設定を行うため、標準の所得段階が従来の6段階から9段階に細分化されます。あわせて比較的 low 所得の第3段階以下（世帯非課税世帯）の保険料の保険料乗率は、新たな公費による軽減の仕組みによりいずれも従来の乗率（0.5～0.75）から引き下げられます（平成27年4月からは第1段階のみ0.45に引き下げられ、平成29年4月から完全実施の予定）。

一方で比較的所得水準の高い層の保険料は、標準の最高乗率が1.5から1.7に引き上げられます。

制度の趣旨を理解していただけるよう、被保険者への情報提供が必要となります。

図表 第1号保険料の多段階化・軽減強化



資料：厚生労働省「全国介護保険担当課長会議資料①」（平成26年7月28日）より抜粋

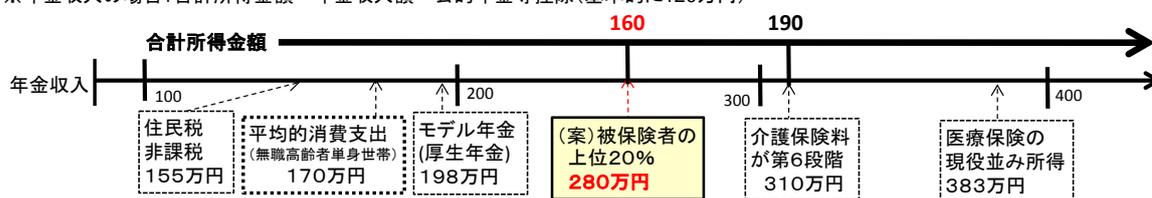
#### ④一定以上の所得のある利用者の自己負担の見直し

保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるため、これまで一律1割に据え置いている利用者負担について、相対的に負担能力のある一定以上の所得の方の自己負担割合が2割になります（月額上限があるため、見直し対象者の負担が必ずしも2倍にはなりません）。

自己負担2割とする水準は、モデル年金や平均的消費支出の水準を上回り、かつ負担可能な水準として、被保険者の上位20%に該当する合計所得金額160万円以上の者（単身で年金収入のみの場合、280万円以上）を基本として政令で定められることになっています。

図表 自己負担が2割になる所得水準（単身で年金収入のみの場合）

※年金収入の場合：合計所得金額＝年金収入額－公的年金等控除（基本的に120万円）



資料：厚生労働省「全国介護保険担当課長会議資料①」（平成26年7月28日）より抜粋

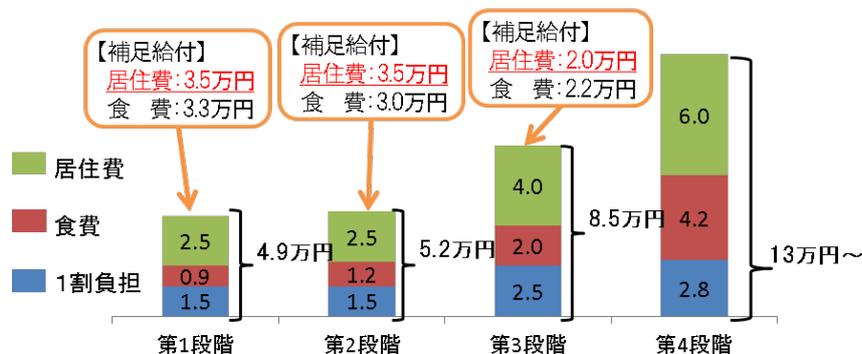
#### ⑤特定入所者介護（予防）サービス費の見直し

介護保険では、施設入所等にかかる費用のうち、食費及び居住費は本人の自己負担が原則となっていますが、住民税非課税世帯である入所者については、その申請に基づき、補足給付を支給し負担を軽減しています（「特定入所者介護サービス費」）。

預貯金を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平であることから、第6期からは、資産を勘案する等の見直しが行われます。

預貯金等の基準については、単身の場合は1,000万円以下、夫婦の場合は2,000万円以下が予定されています。

図表 現在の補足給付と施設利用者負担



資料：厚生労働省「全国介護保険担当課長会議資料①」（平成26年7月28日）より抜粋

# 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

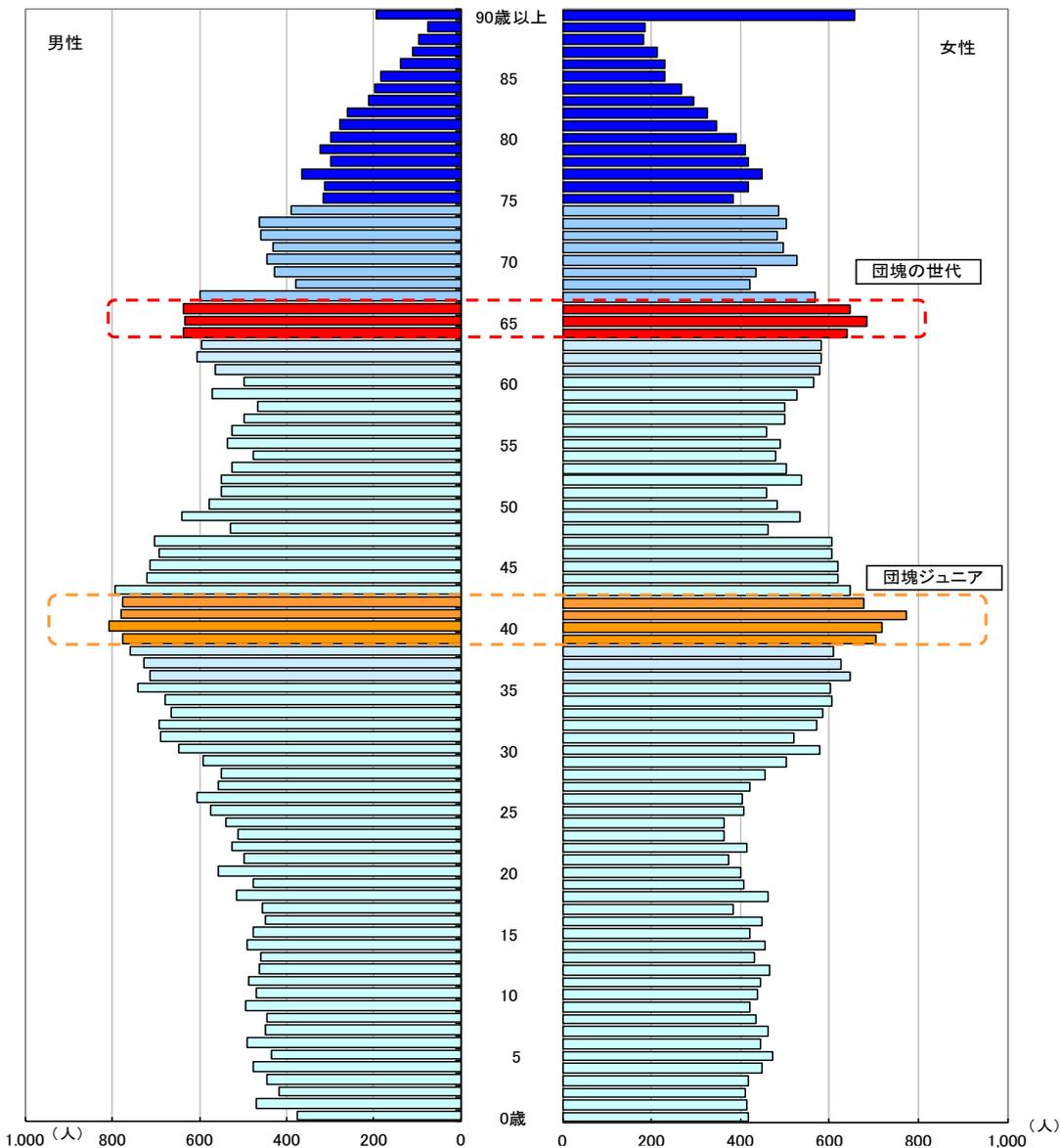
## 1 高齢者の現状

### (1) 人口

#### ①年齢別人口

本市の年齢別人口をみると、団塊の世代や団塊ジュニア世代がピークを形成しているものの、比較的均等な年齢構成になっています。

図表 御殿場市の人口ピラミッド（平成26年10月1日現在）

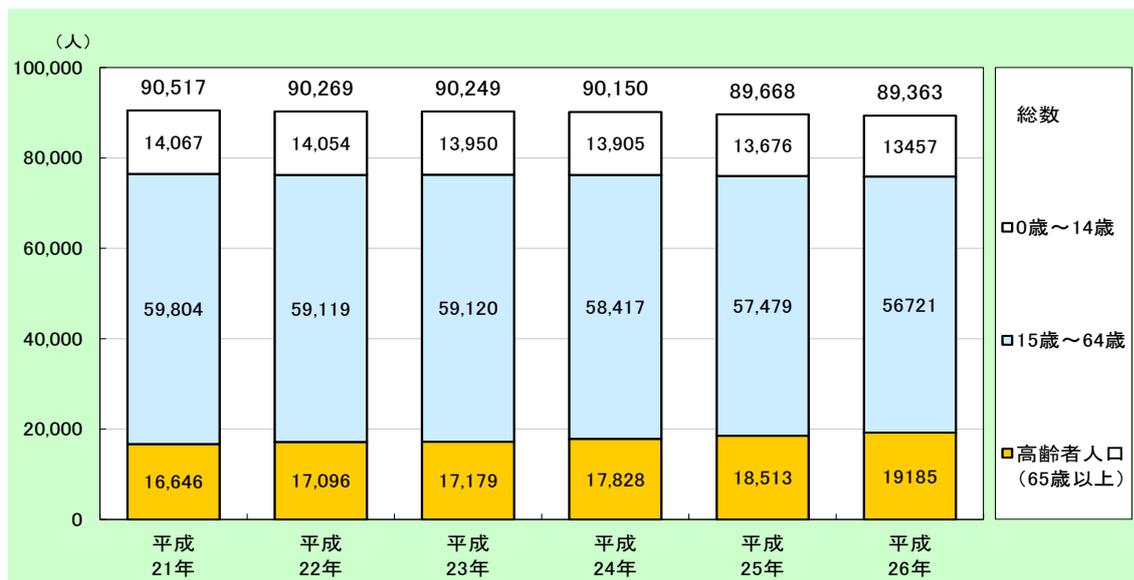


資料：御殿場市「住民基本台帳」「外国人登録」から作成（人口について以下同じ）

## ②年齢3区分別人口

総人口は減少傾向が継続していますが、年齢区分別にみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が減少している一方、高齢者人口は増加基調が続いています。

図表 年齢3区分別人口の推移（各年10月1日現在）

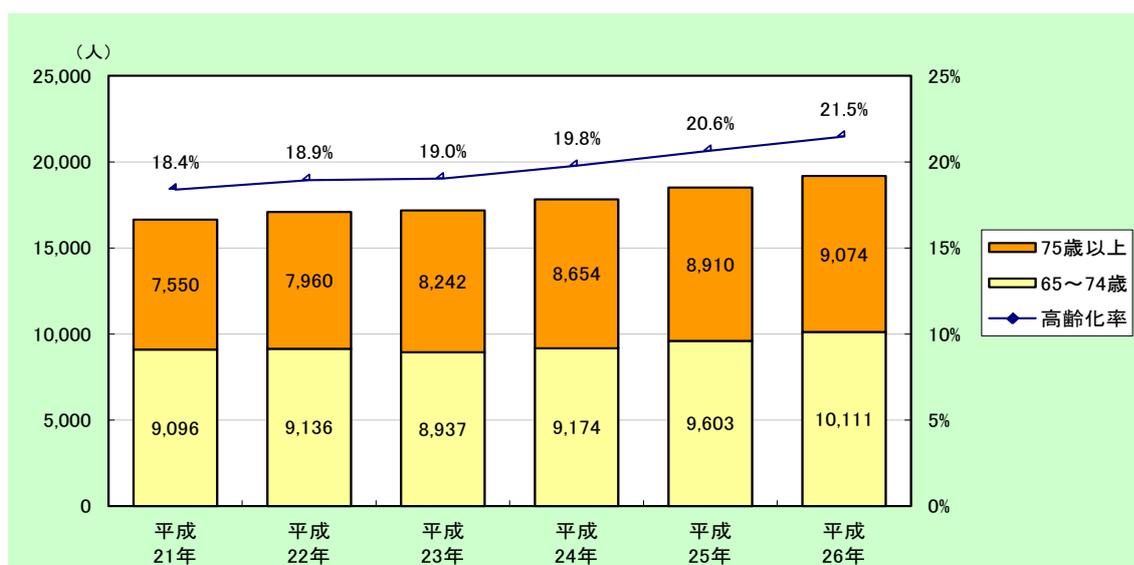


## ③高齢者人口

高齢者人口は、団塊の世代が65歳になっており、特に前期高齢者でここ数年増加傾向が顕著になっています。

高齢化率は上昇傾向が続いており、平成26年10月時点で21.5%になっています。

図表 高齢者人口・高齢化率の推移（各年10月1日現在）

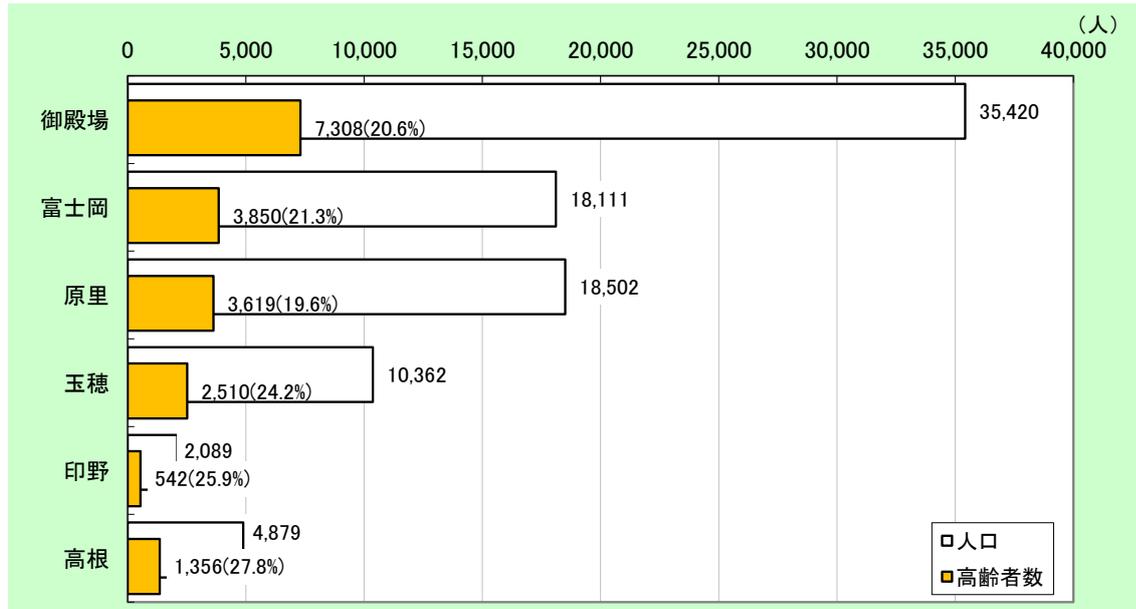


#### ④地区別人口・高齢者数・高齢化率

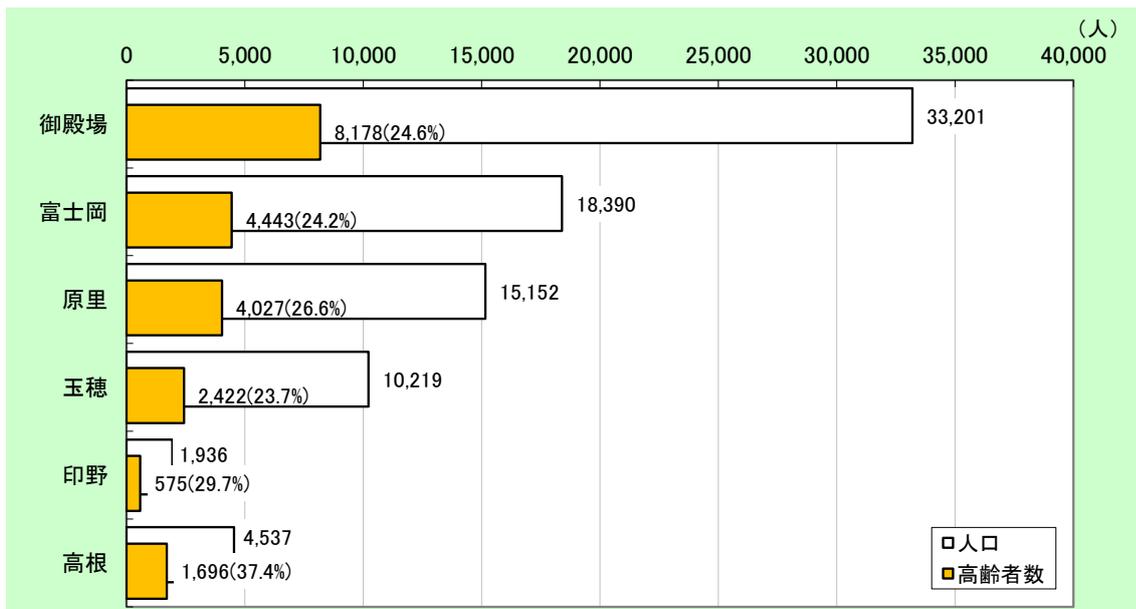
地区別の高齢化率をみると、高根地区（27.8%）、印野地区（25.9%）、玉穂地区（24.2%）が比較的高くなっています。

それぞれの地区ごとの将来推計人口をみると、団塊の世代が75歳になる平成37年の各地区の高齢化率は、高根地区が37.4%で最も高く、次いで印野地区（29.7%）、原里地区（26.6%）、御殿場地区（24.6%）が続いています。玉穂地区では高齢化率にほとんど変化がない見込みです。

図表 地区別人口・高齢者数・高齢化率（平成26年10月1日現在）



図表 地区別人口・高齢者数・高齢化率の推計値（平成37年10月1日）

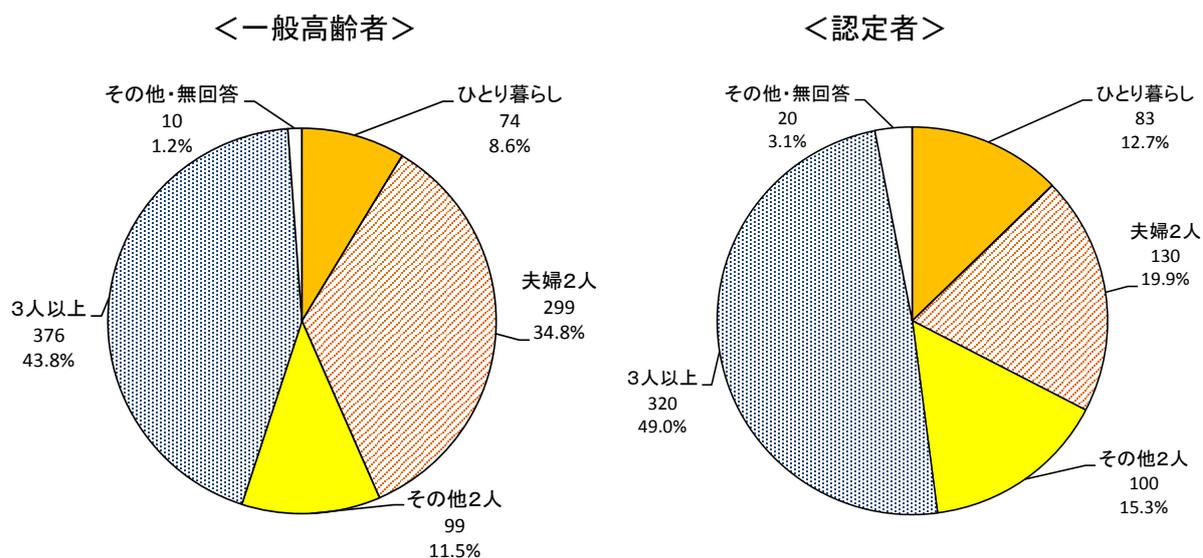


資料：御殿場市「住民基本台帳」「外国人登録」からコーホート変化率法により推計

## (2) 世帯の状況

高齢者実態調査結果から回答者の世帯構成をみると、一般高齢者、認定者ともに最も多いのは「3人以上」となっており、次いで「夫婦2人」「その他2人」が続いています。「ひとり暮らし」は認定者で比較的多くなっています。

図表 高齢者の世帯構成

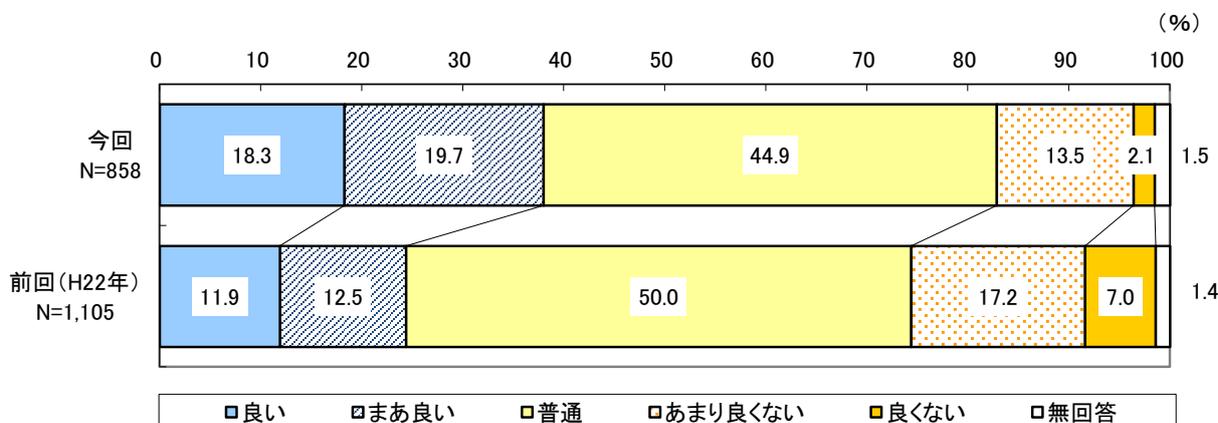


資料: 御殿場市「高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画策定のための高齢者実態調査結果報告書」

## (3) 健康

高齢者実態調査結果から一般高齢者の健康状態についてみると、「良い」「まあ良い」と回答した方は合わせて38.0%で、これは平成22年度に行われた前回調査結果を13.6ポイント上回っています。比較的元気な高齢者が増えています。

図表 高齢者の健康状態



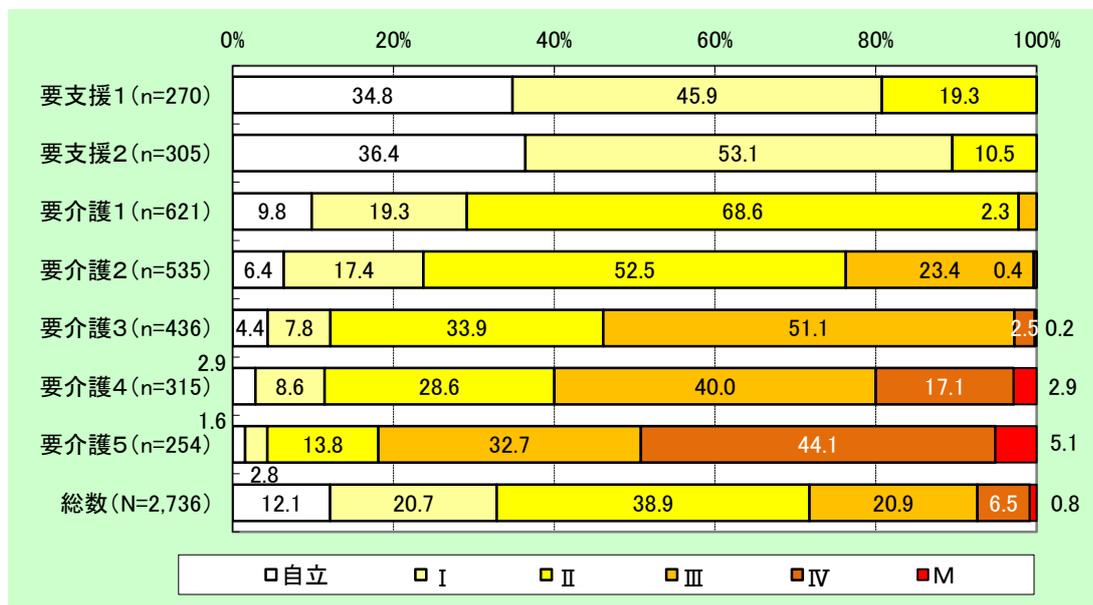
資料: 御殿場市「高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画策定のための高齢者実態調査結果報告書」

## (4) 認知症

平成 25 年度に要介護認定を受けた高齢者の認知症の日常生活自立度をみると、何らかの支援が必要とされる「Ⅱ」以上が 68.0% になっています。要介護度別にみると、要介護度が重くなるほど自立度も重い方が多くなっています。

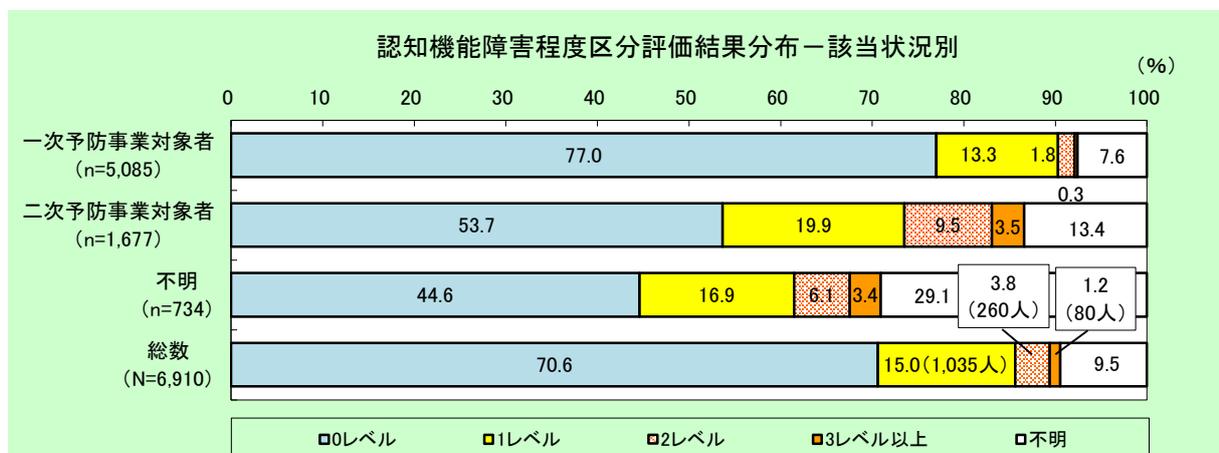
一方、認定を受けていない高齢者について、アンケート調査結果から認知機能の障害程度区分（CPS）による評価結果をみると、全体の 20% が 1 レベル以上のリスク者となっていますが、中等度以上と評価される 3 レベル以上も、全体で 1.2%（80 人）見つかっています。

図表 認知症高齢者の日常生活自立度（認定者）



資料：御殿場市介護福祉課業務資料

図表 認知機能の障害程度区分評価結果（一般高齢者）



資料：御殿場市「平成 26 年度二次予防事業対象者把握事業結果報告書」

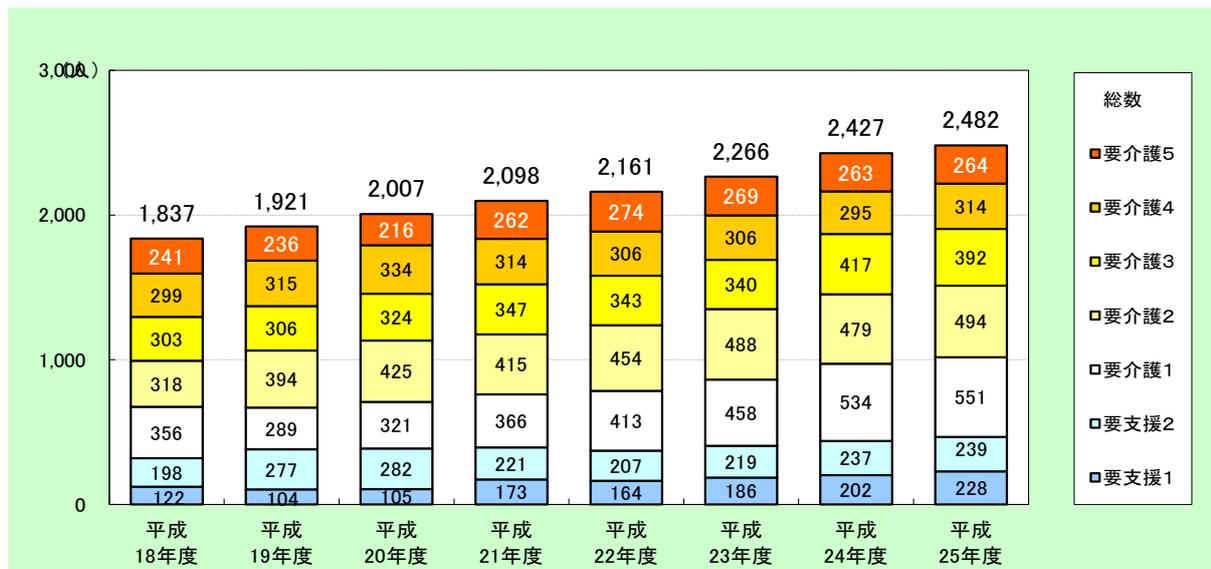
## 2 介護保険事業の現状

### (1) 要介護（要支援）認定者の状況

#### ① 認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数は増加傾向が続き、平成25年度末には2,482人になっています。

図表 要介護（要支援）認定者数の推移



資料：御殿場市「介護保険事業状況報告（年報）」から作成（各年度末時点）

#### ② 要介護度別構成比

認定者の要介護度別構成比をみると、要支援1・2は合わせて18.8%と、静岡県全体(22.5%)、全国(27.7%)と比較して低い一方、要介護2、3がそれぞれ19.9%、15.8%と、県全体や全国の値を上回っています。

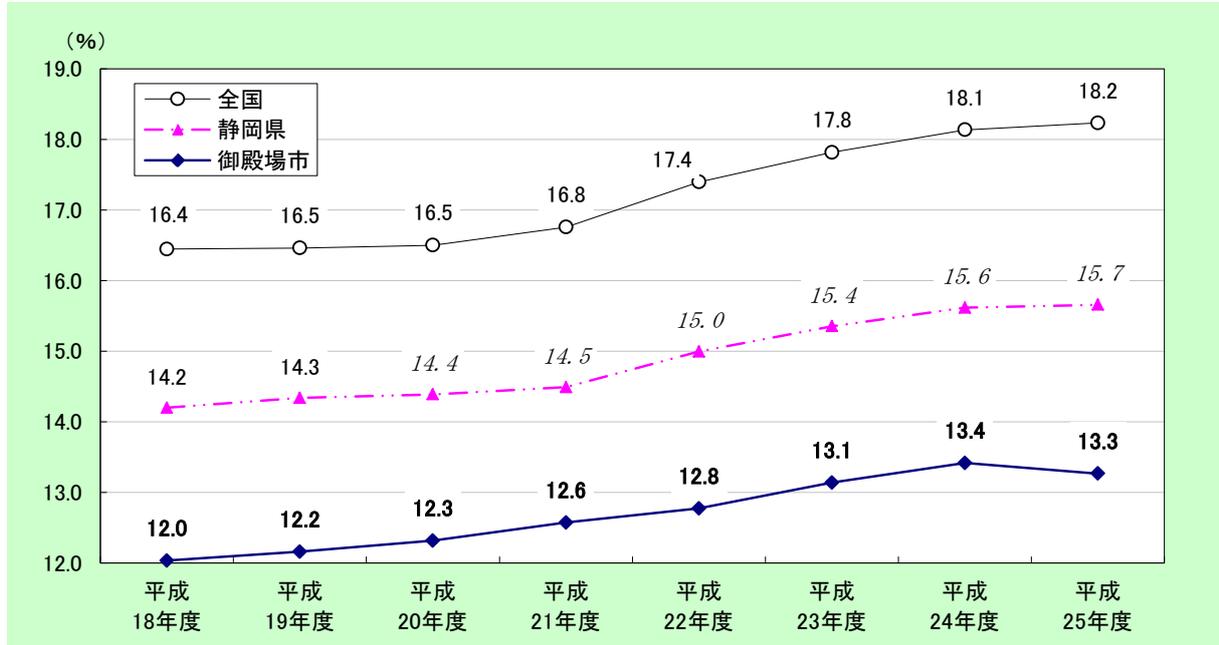
図表 要介護度別構成比の比較



### ③認定率の推移

第1号被保険者数に対する認定者数の割合（認定率）は13.3%と、静岡県全体（15.7%）、全国（18.2%）と比較して極めて低い水準を維持しています。

図表 要介護（要支援）認定率の推移



資料：厚生労働省、御殿場市「介護保険事業状況報告」から作成（各年度末時点）

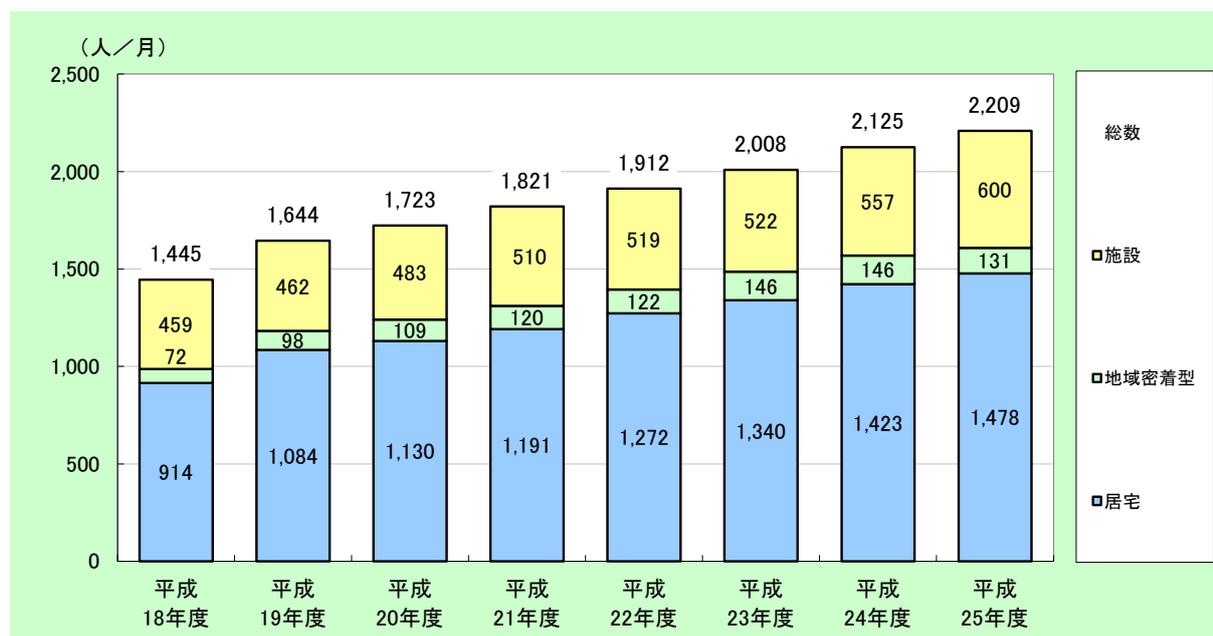
注：認定率は、第1号被保険者数に対する要介護（要支援）認定者数（第2号被保険者を含む。）の割合で算出

## (2) 利用状況

### ①利用者数

介護保険の利用者数（受給者数）をみると、全体としては増加基調が続いています。居宅、施設、地域密着型の各サービスの利用者数の推移をみると、居宅サービス、施設サービスでは継続して増加基調が続いていますが、平成18年度から始まった地域密着型サービスでは、これまで増加基調が続いていたものの、平成25年度には減少に転じています。

図表 居宅、施設、地域密着型サービス利用者数の推移（月平均受給者数）



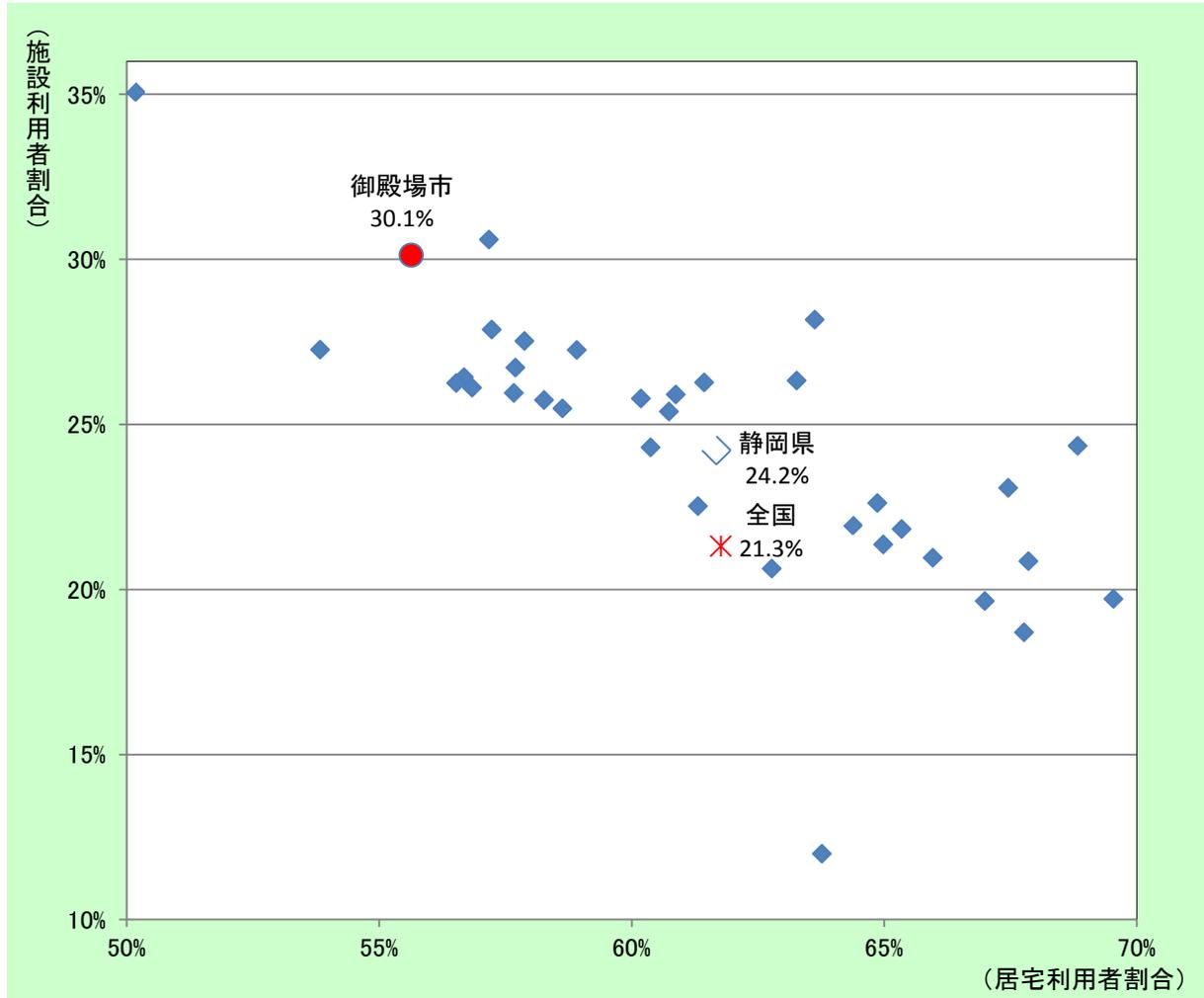
資料：御殿場市「介護保険事業状況報告」（年報）から作成（以下介護保険事業の実績については同じ。）

注：総数には重複利用者を含む。



県内の各保険者について、要介護認定者に占める居宅サービス利用者の割合（居宅割合）と施設利用者の割合（施設割合）をみると、本市は、居宅割合が県内で3番目に低い一方、施設割合は3番目に高くなっており、全体として施設サービス志向が強いことがうかがえます。

図表 静岡県内保険者の居宅・施設サービス利用者割合の分布（要介護者）



資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」(平成26年3月サービス分)から作成

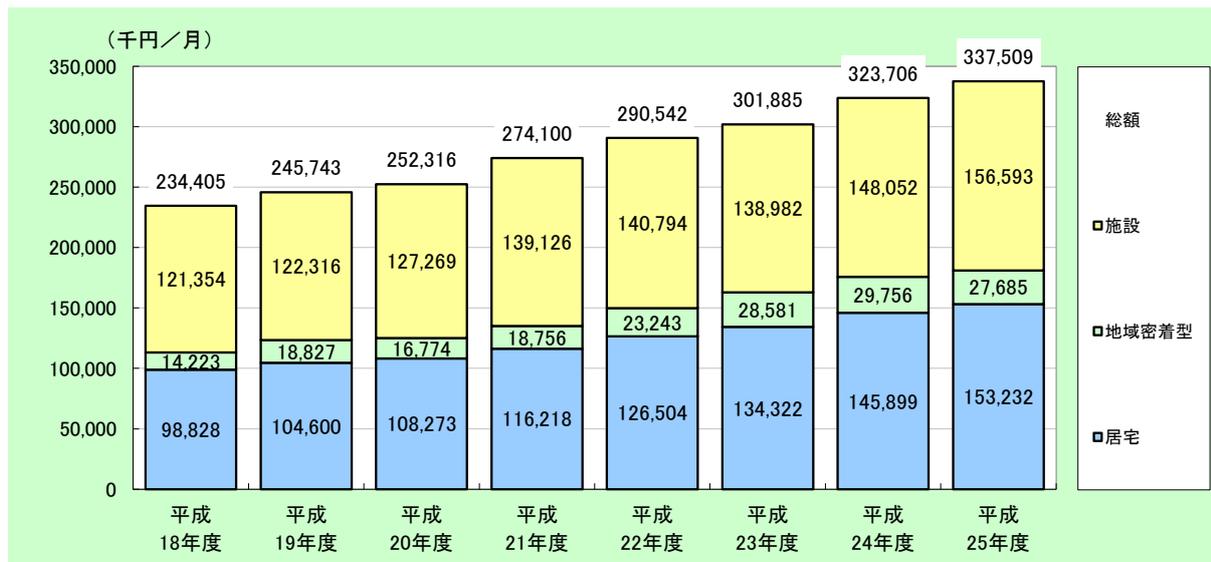
注:居宅、施設サービス利用者割合は、要介護認定者数に対する各サービス受給者数の割合で算出

## ②給付費

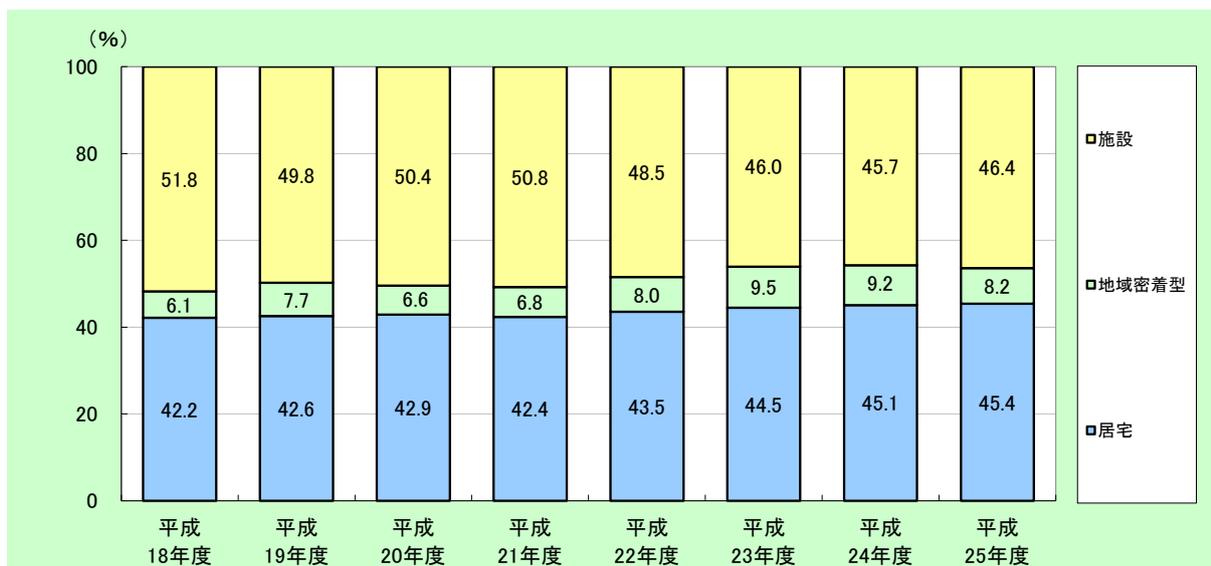
介護保険の利用額を給付費で見ると、総額では一貫して増加傾向が続いています。サービス区別にみると、居宅サービス、施設サービスの給付費は一貫して増加傾向がみられますが、地域密着型サービスについては、利用者数と同様平成25年度に減少に転じています。

構成比で見ると、居宅サービスが伸びている一方、施設サービスが低下傾向になっています。

図表 居宅、施設、地域密着型サービスの給付費の推移（月平均）



図表 居宅、施設、地域密着型サービスの給付費割合の推移（月平均）

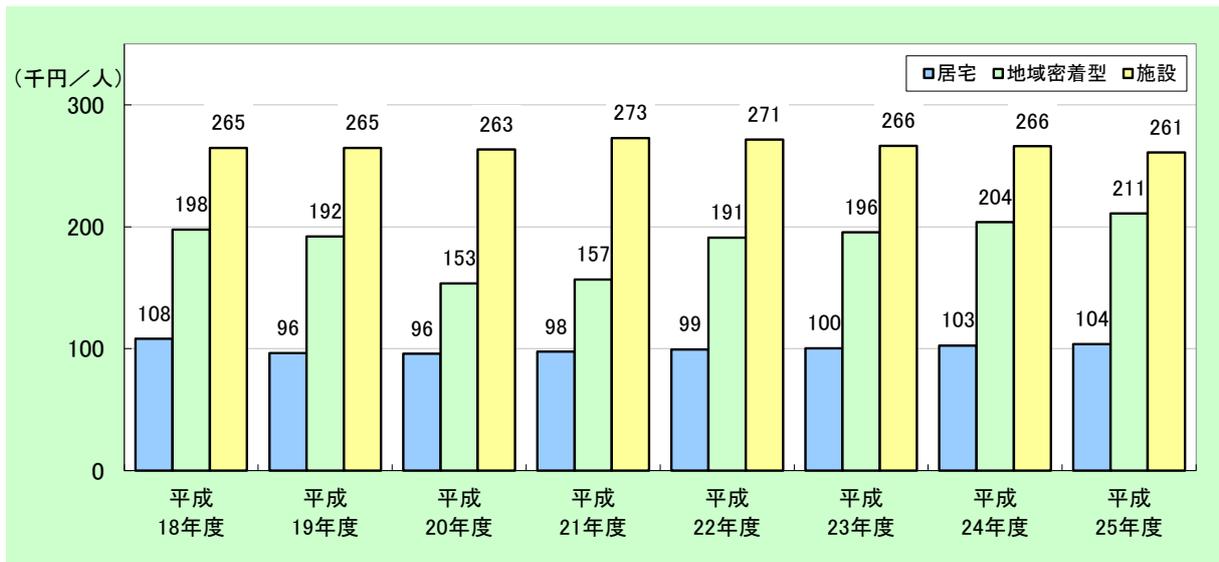


### ③ 1人当たりの給付費

それぞれのサービス区分ごとの1人当たりの給付費をみると、施設サービスの1人当たりの給付費が高く、次いで地域密着型サービス、居宅サービスの順になっています。

ここ数年の各サービスの1人当たりの給付費の推移をみると、施設サービスの1人当たりの給付費がやや低下傾向にある一方、居宅サービス、地域密着型サービスでは上昇傾向が続いています。地域密着型サービスでは、全体の利用者が増加しない中で地域密着型介護老人福祉施設が開設されたことを反映したものと考えられます。

図表 居宅、施設、地域密着型サービスの1人当たり月額給付費の推移



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念・基本目標

本市の高齢化は年々進んでおり、高齢者が自立した、豊かな生活を送るためには、高齢者一人一人が、より一層「自分の健康は自分で守る」という強い気持ちをもって生活を送る必要があります。

このような高齢者を支援していくために、すべての市民、民間事業者、行政の三者が一体となって、それぞれの役割を果たしつつ、相互に補完しあいながら、必要なサービスを提供していきます。また、すべての高齢者が誇りと生きがいを持って、いつまでも御殿場市で暮らしていたいと思うことができる“まちづくり”を実践します。

高齢者がいつまでも、いきいきと豊かに暮らせる御殿場市を目指し、本計画の基本理念を「住み慣れた地域で、安心して、いきいき暮らせるまち」と掲げます。また、その基本理念の実現のために、政策の基本目標として、次の3つを掲げます。

#### < 基本理念 >

住み慣れた地域で、安心して、  
いきいき暮らせるまち

#### < 基本目標 >

1. 地域活動の促進と自立生活の支援
2. 安全・安心で元気な地域づくり
3. 高齢者のニーズに応じたサービスの充実



## 2 基本施策

高齢者福祉行政をとりまく社会状況の変化や高齢社会における諸課題に対応しながら、前計画で開始した地域包括ケアの取り組みを承継し、在宅医療・介護連携等の取り組みを本格化させます。

また、新しい介護予防・日常生活支援総合事業を構築していくため、平成27年度から平成29年度までの計画期間中に、市が目指すべき取り組みを、以下の通り6つの基本施策としてまとめました。

### ＜基本施策＞

1. 地域包括ケアの推進
2. 介護予防の推進と自立生活の支援
3. 社会参加の支援と生きがいづくり
4. 認知症高齢者の支援と権利擁護
5. 高齢者の多様な住まい方の支援
6. 介護保険事業の安定した運営

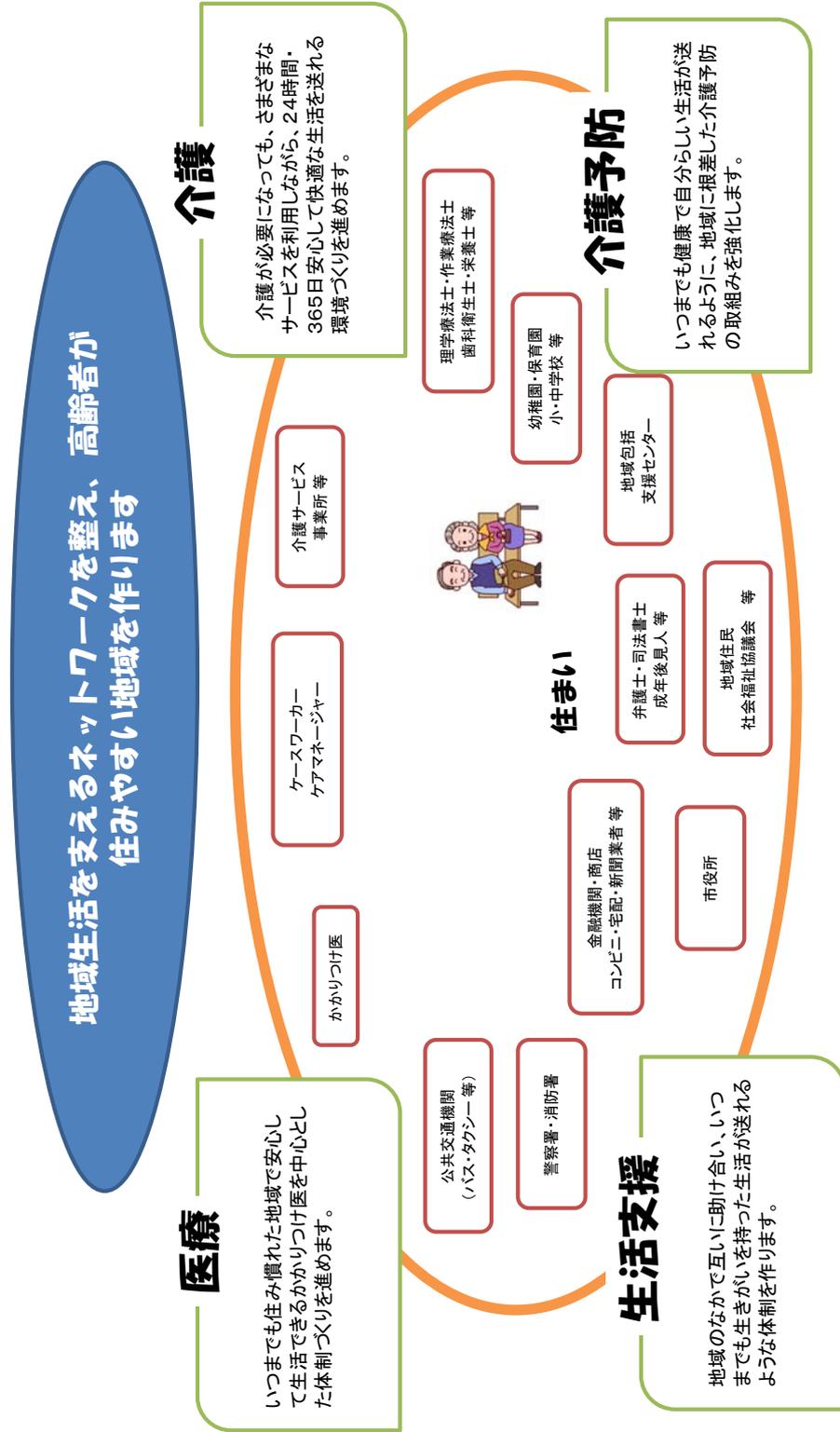
### 3 計画の体系



## 4 地域包括ケアシステムの全体像

### 御殿場市が目指す地域包括ケアシステムの姿

重度な要介護状態となった後も住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。



支援が必要な高齢者にかかわる専門職や機関、地域住民(自治会、民生委員、ボランティア、老人クラブ等)などが自助・互助・共助・公助の役割を果たすために相互に連携を図っていきます。

## 5 日常生活圏域の設定

### (1) 圏域の設定

「日常生活圏域」とは、「高齢者が住み慣れた地域で生活を継続しながら、きめ細かく多様なサービスが受けられるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスの提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して定める区域」で、第3期計画から設定することになりました。

日常生活圏域を単位に、地域密着型サービスや、介護予防を含めた地域における包括的かつ継続的なサービスを計画的に行っていくために、本市では旧町村の区域を基に、地域の面積、人口、介護保険サービス事業者の分布等を考慮し、①御殿場北地区（御殿場、玉穂、高根地区）、②御殿場南地区（富士岡、原里、印野地区）の2圏域を設定してきました。

第6期計画においてもこの圏域設定を継承し、日常生活圏域を2圏域として設定します。

### (2) 圏域の概要

#### ①御殿場北地区

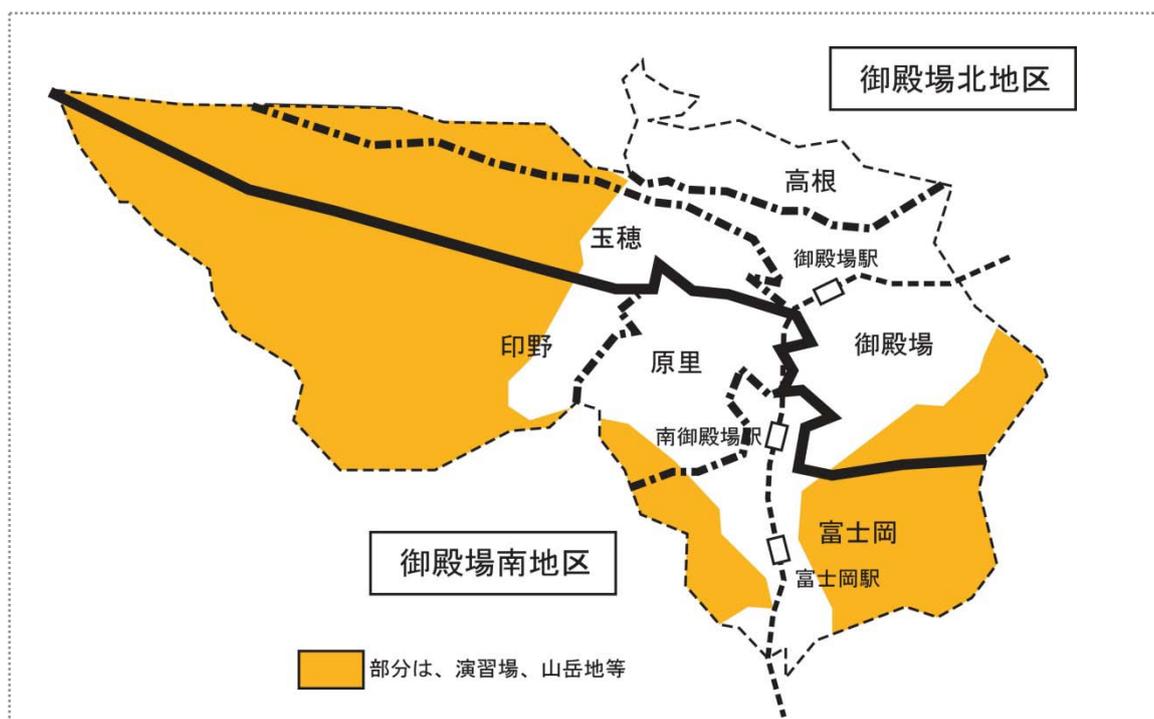
本市北側の地区で、旧町村の御殿場、玉穂、高根地区です。地区内に JR 御殿場駅があり、その周辺は本市の中心市街地を形成し、市役所等市の主要な施設が集積しています。総人口（住民基本台帳＋外国人登録者数）は平成26年10月1日現在で、50,661人と市全体の57%を占め、高齢者人口は11,151人でした。

#### ②御殿場南地区

市南側の地区で、旧町村の富士岡、原里、印野地区です。地区内に JR 南御殿場駅、富士岡駅があり、住宅地が増えるなどして、人口は増加傾向にあります。

総人口（同）は平成26年10月1日現在で、38,702人と市全体の43%を占め、高齢者人口は8,034人でした。

図表 日常生活圏域



図表 日常生活圏域の概況

	御殿場市全域	御殿場北地区	御殿場南地区
旧町村地区名		御殿場・玉穂・高根地区	富士岡・原里・印野地区
地域包括支援センター	4か所	2か所	2か所
面積 (k m <sup>2</sup> )	194.85	36.27	35.09
総人口 (人)	89,363	50,661	38,702
高齢者人口 (人)	19,185	11,151	8,034
高齢化率 (%)	21.5	22.0	20.8
要支援・要介護認定者数 (人)	2,505	1,431	1,074
居宅介護支援事業所	12か所	7か所	5か所
施設・居住系サービス			
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	4か所 (427床)	2か所 (257床)	2か所 (170床)
介護老人保健施設	2か所 (250床)	1か所 (100床)	1か所 (150床)
介護療養型医療施設	2か所 (233床)	2か所 (233床)	0か所 (0床)
地域密着型介護老人福祉施設	1か所 (29床)	1か所 (29床)	0か所 (0床)
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	8か所 (13ユニット)	6か所 (9ユニット)	2か所 (4ユニット)
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等)	3か所	2か所	1か所

※1 人口(住民基本台帳+外国人登録人口)、認定者数は平成26年10月1日現在の実績

※2 地区の面積は、演習場・山岳地等の占める面積を除いたもの

※3 施設・居住系サービスの整備状況は、第5期介護保険事業計画で開設予定の施設を含む

## 第2編

---

## 各論



# 第1章 地域包括ケアの推進

高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように保健・福祉・医療の連携や住民活動等のインフォーマルな地域の様々な資源を統合・ネットワーク化し、高齢者を継続的かつ包括的にケアします。

## 1 地域包括支援センターの強化

### ■事業内容

高齢者が住み慣れた地域で生活するために必要な保健・福祉・医療・介護保険サービスなどに関するさまざまな相談に応じるために、地域包括支援センターを日常生活圏域単位に設置しています。

地域包括支援センターの役割・機能は、

- ①介護予防ケアマネジメント
- ②権利擁護
- ③総合相談・支援
- ④包括的・継続的ケアマネジメント

であり、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士などの専門職が連携して高齢者を支援します。

### ■計画内容

地域包括支援センターには従来の機能に加えて、次の役割が期待されています。

- ①新しい総合事業展開後の質の高い介護予防ケアマネジメント
- ②地域医師会等との連携による医療と介護の一体的な提供体制の構築
- ③地域ケア会議の活用
- ④認知症施策への更なる対応
- ⑤地域ごとのニーズ把握や総合調整機能

さらに、今後設置する生活支援コーディネーターや協議体と連携し、多様な地域資源の活用や行政機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として機能強化を図っていきます。

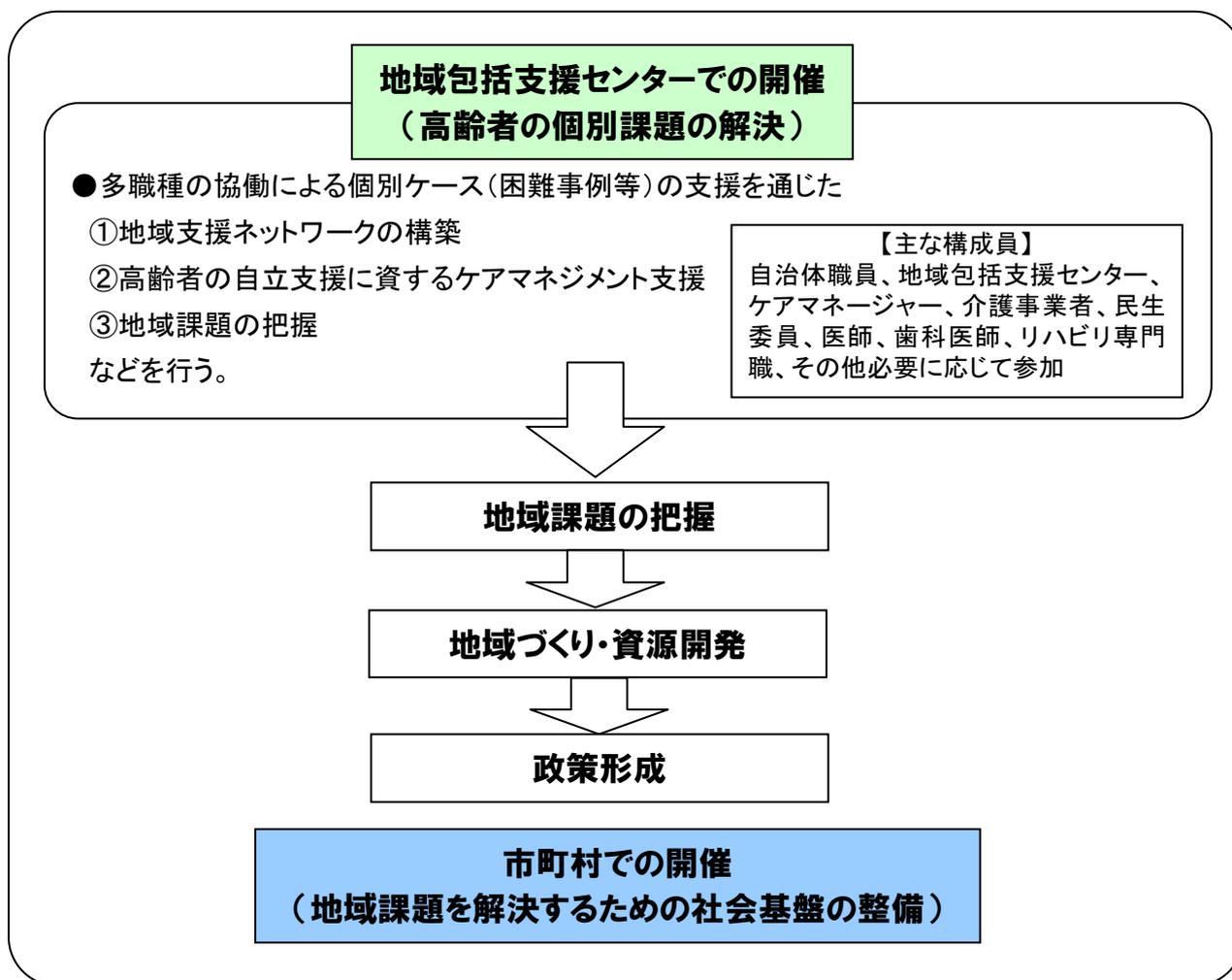
また、高齢化の進展、それに伴う相談件数の増加等を勘案し、地域包括支援センターの設置数や人員体制を、地域の高齢者数や業務量に応じて適切に配置します。

## 2 地域ケア会議の推進

### ■事業内容

地域ケア会議は、高齢者の個別課題について、多職種、住民等の地域の関係者による検討を重ねることにより、地域の共通課題を共有し、課題解決に向けて、関係者間の調整、ネットワーク化、新たな資源開発、さらにはその施策化、政策形成につなげていく仕組みです。地域包括支援センター及び行政において、定期的を開催します。

図表 地域ケア会議のイメージ





### 3 在宅医療と介護連携の推進

#### ■事業内容

以下の8項目の事業項目全てを、平成30年4月までに実施します。

- ①地域の医療・介護サービス資源の把握
- ②在宅医療・介護連携の課題と抽出の対応の協議
- ③在宅医療・介護連携に関する相談の受付等
- ④在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援
- ⑤在宅医療・介護関係者の研修
- ⑥24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築
- ⑦地域住民への普及啓発
- ⑧二次医療圏内・関係市区町の連携

#### ■計画内容

在宅医療・介護関係者への研修や地域住民への普及啓発を進めることにより、在宅医療と介護の連携を図っていきます。

また、個別ケースの検討から在宅医療・介護連携の課題を抽出し、より連携が円滑にいくための方策を検討するとともに、二次医療圏内の他市町とも協議し、医療と介護の更なる連携を進めていきます。

## 4 ひとり暮らしなどの高齢者支援

高齢化により増え続けるひとり暮らしや、高齢者のみの世帯の高齢者の在宅生活を支援するため、以下のような様々な事業を推進します。

### (1) 在宅生活安心システム推進事業

#### ■事業内容

ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯等の方で、心身機能の低下等の理由により緊急時に不安のある方のために、緊急用無線発信器（ペンダント型）、ガス漏れ、火災感知器、見守り携帯を希望により配布します。緊急の際に発信器を使用すると警備会社を経由して、警察や消防への通報及び指定された連絡先への連絡をします。また見守り携帯においては、1日の活動量を連絡先へ報告します。

なお、利用者の要望に合わせ設置する機器を選択制として、利用者負担額に段階を設けています。

#### ■実績と計画内容

利用者数は、減少傾向にあります。今後は、増加が見込まれるひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の方に対して、緊急時の対応等の有効活用が期待できることから、事業継続とともに、利用促進に努めます。

#### ■サービス利用実績

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
在宅生活安心 システム事業	実績	実利用者数(人)	221	212	188
	計画	実利用者数(人)	210	220	230
	計画比	実利用者数	105.2%	96.4%	81.7%

#### ■サービス見込み量

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
在宅生活安心システム事業	実利用者数(人)	190	200	200

## (2) 高齢者声かけごみ収集支援事業

### ■事業内容

高齢化が進み、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、認知症の高齢者及び介護が必要な高齢者等の増加が続いています。

このため、ひとり暮らしの高齢者等に対して、日常生活における支援やサービスを充実させていく必要があります。

高齢者声かけごみ収集支援事業は、要介護認定を受けているひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯で、ごみの搬出が困難な場合、ごみの戸別回収を実施しています。また、戸別回収の際、安否確認も合わせて行っています。

### ■サービス利用実績

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
高齢者声かけ ごみ収集支援事業	実績	利用件数(件)	112	118	123
	計画	利用件数(件)	125	130	135
	計画比	利用件数	89.6%	90.8%	91.1%

### ■サービス見込み量

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
高齢者声かけ ごみ収集支援事業	利用件数(件)	126	129	132

## (3) 高齢者寝具洗濯乾燥等サービス事業

### ■事業内容

寝具の衛生管理が困難なひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の方等に対して、寝具の洗濯、乾燥及び消毒を実施します。

(年 4 回以内、1 回につき敷布団及び掛布団、毛布各 1 枚以内)

## (4) 「食」の自立支援事業

### ■事業内容

ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯等で調理をすることが困難な方に対して、1人週4回までの昼食または夕食の配食サービスを提供します。

併せて食生活の改善と安否の確認を行います。

### ■サービス利用実績

			平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
「食」の自立 支援事業	実績	実利用者数(人)	166	121	105
		延べ利用食数(食)	14,621	13,127	11,683
	計画	実利用者数(人)	165	173	180
		延べ利用食数(食)	17,500	18,500	18,500
	計画比	実利用者数	100.6%	69.9%	48.3%
		延べ利用食数	83.5%	71.0%	63.2%

### ■サービス見込み量

			平成27年度	平成28年度	平成29年度
「食」の自立 支援事業	実利用者数(人)	89	91	93	
	延べ利用食数(食)	12,000	12,300	12,500	

## (5) 軽度生活援助事業

### ■事業内容

ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の方等に対して、家庭での自立した生活の継続、要介護状態への進行を防止するため日常生活における掃除、買物等の支援をします。

### ■サービス利用実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	
軽度生活 援助事業	実績	実利用世帯数(世帯)	49	53	57
		派遣回数(回)	1,923	1,659	1,426
		派遣時間(時間)	2,978	3,283	3,611
	計画	実利用世帯数(世帯)	40	43	46
		派遣回数(回)	1,600	1,700	1,800
		派遣時間(時間)	2,900	3,100	3,300
	計画比	実利用世帯数	122.5%	123.3%	123.9%
		派遣回数	120.2%	97.6%	79.2%
		派遣時間	102.7%	105.9%	109.4%

### ■サービス見込み量

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
軽度生活援助事業	実利用世帯数(世帯)	60	63	66
	派遣回数(回)	1,460	1,500	1,530
	派遣時間(時間)	3,800	4,000	4,200

## (6) 訪問理美容サービス事業

### ■事業内容

在宅の高齢者で要介護 4 以上に認定され、一般の理美容サービスを利用することが困難な方に対して、年 4 回以内の回数で理美容師の出張代金を補助します。

(理美容料金については利用者負担)

## (7) 生きがい活動支援通所事業

### ■事業内容

#### ①施設型通所事業

家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等に対して、孤独感をなくし、自立生活を支援するため、通所介護事業所において、生活指導、健康チェック、送迎、入浴、食事等のサービスを提供します。

#### ②地域型通所事業

地域の公共施設等において、家に閉じこもりがちなひとり暮らしの高齢者等に対して、日常動作訓練、生きがい活動（趣味活動）の場を提供することにより、社会的孤立感の解消、心身機能の維持改善が図られるように支援します。

### ■サービス利用実績

			平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
いきがい活動 通所支援事業	実績	実施団体数(団体)	3	3	3
		利用者数(人)	112	81	58
		延べ実施人数(人)	406	377	346
	計画	実施団体数(団体)	4	4	4
		利用者数(人)	200	200	200
		延べ実施人数(人)	560	560	560
	計画比	実施団体数(団体)	75.0%	75.0%	75.0%
		利用者数	56.0%	40.5%	29.0%
		延べ実施人数	72.5%	67.3%	61.8%

### ■サービス見込み量

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
いきがい活動 通所支援事業	実施団体数(団体)	3	4	7
	利用者数(人)	60	80	140
	延べ実施人数(人)	360	480	840

## (8) 外国人高齢者福祉手当事業

### ■事業内容

日本国籍を有しない方で大正 15 年（1926 年）4 月 1 日以前に出生し、公的年金の受給資格のない者に月額 1 万円の福祉手当を支給します。

## (9) ふれあい会食サービス事業

### ■事業内容

一人暮らしの高齢者等に、社会参加、仲間づくりの機会を提供するために会食サービスを実施します。中学生やボランティア団体等との交流の場となっています。

### ■サービス利用実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
ふれあい会食 サービス事業	実績	延べ利用者数(人)	804	924
		開催回数(回)	12	12
	計画	延べ利用者数(人)	900	900
		開催回数(回)	12	12
	計画比	延べ利用者数	89.3%	102.7%
		開催回数	100.0%	100.0%

### ■サービス見込み量

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ふれあい会食 サービス事業	延べ利用者数(人)	950	970	990
	開催回数(回)	12	13	13

## (10) 紙おむつ給付事業

### ■事業内容

要介護3以上もしくは、市長が給付の必要を認めた在宅の高齢者に対し1年（年度）に1回、12,000円相当の紙おむつ等を現物支給します。

併せて紙おむつ処分用のごみ袋（市指定30リットル）を50枚まで支給します。

### ■サービス利用実績

			平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
紙おむつ給付	実績	申請件数(件)	790	764	733
	計画	申請件数(件)	850	900	950
	計画比	申請件数	92.9%	84.9%	77.2%

### ■サービス見込み量

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
紙おむつ給付	申請件数(件)	750	770	780



## 5 広報・啓発活動

### ■事業内容

平成 12 年度から介護保険制度がスタートし、従来の保健福祉サービスとともに、介護サービスが提供されてきました。しかし介護保険制度のサービスと保健福祉サービスが重複し、また、それぞれのサービスの利用条件、利用方法等が分かりにくい面があり、高齢者だけでなく、介護者の家族等への周知、理解促進を図っています。

### ■計画内容

①高齢者サービスの広報・啓発	市や地区の広報、インターネット等の様々な情報手段を活用し、又民生児童委員等を通し、福祉サービスをはじめ、高齢者のためのサービス情報を分かりやすく提供することに努めます。
②市民の敬老意識の啓発	市や地区の広報やインターネット等を通し、情報を収集して提供をします。また様々なイベント等の市民活動の場で、市民の高齢者に対する敬意といたわりの心を育てる啓発活動を推進します。

## 第2章 介護予防の推進と自立生活の支援

### 1 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の構築

今後、予防給付のうち訪問介護・通所介護が、新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行することとなります。既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPOや民間企業、ボランティアなど、地域の多様な主体を活用した多様な生活支援サービスの創出に努めていきます。

また、介護予防については、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなくサービスを提供していくため、健康づくりや生きがいづくりにつながる様々な活動の支援を行います。また生活機能が低下している虚弱高齢者に対しては、リハビリテーションの専門家等の関与のもと、より効果的、効率的なサービスが提供できるような取組みを強化していきます。

#### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

##### ■事業内容

要支援認定を受けた方と基本チェックリストに該当する方を対象に、以下のような介護予防・生活支援サービスを提供します。

①訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。
②通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。
③その他生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等の見守り支援をします。
④介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービスが適切に提供できるようケアマネジメントを行います。

## (2) 一般介護予防事業

### ■事業内容

第1号被保険者の全ての方及びその支援のための活動に関わる方を対象に、以下のような介護予防に関する事業を展開します。

①介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する方を把握し、介護予防活動へつなげます。
②介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行います。
③地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。
④一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行います。
⑤地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施します。

## 2 介護予防の推進

### (1) 介護予防事業

#### ■事業内容

心身や生活機能の低下がみられる高齢者が、要介護状態とならないよう生活機能や心身機能の低下予防または悪化防止を目的として、通所または訪問等の介護予防事業を実施します。

また、すべての高齢者を対象として介護予防に関する知識の普及や啓発を図り、地域における自主的な介護予防に資する活動の育成や支援等を行います。

#### ①一次予防事業

地域のすべての高齢者を対象に介護予防の普及・啓発を行います。

- ・各種介護予防教室（尿失禁予防教室等）、地区サロンなどへの出前講座
- ・自主活動グループの組織化—ノルディックの会
- ・御殿場市オリジナル介護予防体操「元気に3776（みななろー）体操」普及

#### ②二次予防事業対象者把握事業

要介護・要支援認定者を除く65歳以上の高齢者を対象に基本チェックリストを送付し、生活機能の低下の有無を判定します。

#### ③二次予防事業

基本チェックリストにより生活機能の低下が認められた者に対し、心身機能の改善を目的とした通所または訪問等の介護予防事業を実施します。

なお、事業実施の際には、今期計画期間中に始まる新しい総合事業による介護予防・生活支援サービス事業の委託先の確保につながるよう配慮します。

#### ■計画内容

これまでの高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなど高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれた介護予防事業を展開します。

また、元気な高齢者と二次予防事業対象者を分け隔てなく、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組みを推進します。

新しい介護予防事業としては、

- ①介護予防事業把握事業
- ②介護予防普及啓発事業
- ③地域介護予防活動支援事業
- ④介護予防事業評価事業
- ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

とし、高齢者の多様な参加の場づくりとリハビリテーションの専門職を活かすことにより、高齢者が生きがい・役割を持って生活できるような地域を実現します。

## (2) 高齢者すこやか事業

### ■事業内容

この事業は、高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を過ごせるように、また閉じこもり防止や自らの健康増進を図ることを目的としています。

以下の施設等で利用できる共通券を交付します。

### ■利用できる施設等

- ・御殿場市温泉会館など市内5つの温泉施設、銭湯、及び御殿場市、裾野市及び小山町の温泉施設の無料券の相互利用に関する協定による裾野市、小山町の温泉施設
- ・御殿場市鍼灸マッサージ師会に所属する施術所
- ・秩父宮記念公園、御殿場市玉穂地区屋内プール施設などの公共施設
- ・御殿場市市民会館及び御殿場市総合体育施設を会場として当該施設の指定管理者が主催する事業

### ■サービス利用実績

		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	
高齢者すこやか事業	実績	交付人数(人)	13,521	13,902	14,331
	計画	交付人数(人)	14,300	15,700	17,300
	計画比	交付人数	94.6%	88.5%	82.8%

### ■サービス見込み量

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
高齢者すこやか事業	交付人数(人)	14,700	15,000	15,300

### 3 生活支援サービスの充実と強化

#### (1) 生活支援コーディネーター及び協議体の設置

##### ■事業内容

高齢者の介護予防・生活支援のための体制整備として、地域において、多様な団体による多様な生活支援等のサービスの提供体制構築に向けたコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター」を配置するとともに、多様な関係団体間で定期的な情報共有や連携・協働による取組を推進する「協議体」を設置します。

##### ■計画内容

社会福祉協議会を中心として団体の育成、活動の支援・充実を図り、高齢者に対する介護予防や生活支援のための活動を広げていきます。

## (2) 高齢者を支えるボランティア活動の支援

### ■事業内容

高齢者が、安心して生き生きと生活できる地域社会の実現のために、ボランティア活動はなくてはならない活動です。

本市では平成26年4月1日現在、58のボランティア団体に4,416人が登録し、高齢者等を支える活動を行っています。団体数、登録人数とも横ばい状況の中、ボランティア団体の育成や活性化のため、市民交流センター「ふじざくら」内に、市民活動室を設置しています。

### ■計画内容

市民交流センター「ふじざくら」内の市民活動室を活用し、社会福祉協議会を中心として団体の育成、活動の整備や充実を図り、高齢者に対するボランティア活動を広げていきます。

①ボランティア活動の 広報・啓発	ボランティア団体やその活動等を広報紙に掲載し、ボランティアへの理解と協力を呼びかけ、活動を推進します。
②ボランティア教室の 開催	ボランティア教室等の開催を通し、「ふじざくら」内の市民活動室の活用及びボランティアコーディネーターによる相談受付や支援等により、ボランティアを行う人材を育成して確保に努めます。
③ボランティア連絡 協議会の充実	各ボランティア団体が地域の情報や課題を共有し連携が図れるよう、「ふじざくら」内のボランティアビューローの利用を促進し、連絡協議会の活動の充実を図ります。
④ボランティア活動への 参加の拡大	現在のボランティア活動は、子育てを終えた女性等が中心になっていますが、今後は小・中・高校生、勤労層等の年代や性別を超えた幅広い市民層の参加の拡大を図ります。

## 第3章 社会参加の支援と生きがいづくり

### 1 生涯学習などによる生きがいづくり

#### (1) 市民交流センター「ふじざくら」の活用

##### ■事業内容

市民交流センター「ふじざくら」は、世代間交流を目的とし、また市民活動や福祉活動の拠点施設となっています。

当センターでは高齢者を対象とした各種教室が開催され、老人クラブやボランティア団体の活動の拠点となっています。

##### ■計画内容

高齢者に当センターの情報を発信し利用を促進するとともに、当センターの機能を最大限に生かして、多くの高齢者団体の活動拠点として活用していきます。

①センター情報の発信	当センターが広く高齢者に利用されるように、センター広報紙、市の広報、インターネット等のあらゆる情報手段を活用し、当センターの施設案内、行事等の情報を発信します。
②高齢者の各種講座、教室の利用	寿大学をはじめ、生涯学習の各種講座や教室、高齢者のための講習、研修等の利用を図るとともに、高齢者サークルの教室、会合等の利用を促進します。
③高齢者の各種大会、イベントの開催	高齢者の文化祭、高齢者のための健康づくりイベント等を実施し、高齢者の活動拠点としての位置付けを確保します。
④高齢者の団体、組織の事務所としての利用	現在、社会福祉協議会やシルバー人材センター等の組織の事務所が当センターにありますが、高齢者活動の拠点としての機能を高めるとともに、各種団体と交流し連携を促進します。

## (2) 老人クラブ活動の支援

### ■事業内容

老人クラブ活動は、高齢者の生きがいづくりとなる活動であるとともに、奉仕活動を通じて地域への貢献、地域とのつながりの強化に役立っています。

### ■計画内容

高齢化が進むなか、クラブ活動を通して健康寿命の延伸と高齢者の社会参加を進めるために活動の支援を進めます。

①新規会員加入の促進	クラブへの加入を働きかけ、新規会員の加入を促進し、活動の活性化を図ります。
②活動の情報発信	クラブ活動の情報を発信し、広く高齢者に活動を紹介します。
③老人クラブ育成事業	活動の活性化、発展のために活動費助成を継続して実施します。

### ●実績

		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
老人クラブ 育成事業	加入者数	実績(人)	5,537	5,539	5,392
		目標(人)	5,890	6,100	6,350
	クラブ数	実績(クラブ)	58	59	57
		目標(クラブ)	62	62	61

#### □老人クラブ活動事業の概要(平成 26 年度)

事業名	内容等	時期	参加人数(人)
老人クラブ大会	多年役員、在宅寝たきり介護者等の表彰及び感謝状贈呈 外	7/7	1,300
輪投げ大会	58チーム参加	7/25	400
市老連スポーツ大会	11種目	9/19	1,300
老人クラブ社会奉仕の日	単位クラブごとに神社清掃、公共施設の花作り、公共場所の清掃美化、資源ゴミの回収、廃品の再生品作り等	9/20	2,258
グラウンドゴルフ大会	84チーム参加	10/15	600

### (3) 生涯学習の推進

#### ■事業内容

高齢者の増加とともに、年々、高齢者の趣味活動、学習活動は活発になっていきます。本市では、寿大学をはじめ、高齢者のための各種講座や教室を市民交流センター「ふじざくら」で開催、また、公民館活動や老人クラブ活動と連携し、生きがい作り活動を各地域で開催しています。

#### ■計画内容

今後、高齢者はさらに増加し、また、高齢者の意識も多様化していることから、高齢者の生涯学習に対する意欲に応えられるように、各種講座、教室の充実を図ります。

①生涯学習提供の場の拡大	各地域の高齢者を対象として、生きがいづくり活動等の生涯学習が受けられるよう、提供の機会の拡大を図ります。
②各種講座、教室の充実	高齢者の意識は多様化しており、高齢者の趣味、志向に対応した新たな文化スポーツ等の講座や教室を開設し内容の充実を図ります。
③高齢者の参加の促進	市の広報、インターネット等の様々な情報手段を活用して、各種講座や教室の情報を発信し、高齢者の参加を促進します。
④指導者の育成・確保	多様化する学習活動に対応するため、高齢者をはじめ、豊かな知識と経験を持つ市民の協力を得ながら、各種講座の実施や指導者の育成を図ります。
⑤世代間交流による学習活動の推進	本市に生まれ育った高齢者は、地域の文化や伝統の知識と経験を持っています。地域の豊かな文化や伝統を継承するために、また、世代間の交流を深めるためにも、高齢者と子どもたちが共に学ぶ生涯学習の推進を図ります。

## (4) スポーツ・レクリエーションの振興

### ■事業内容

スポーツ・レクリエーションは、高齢者の心身の健康づくりに、また生きがいくりに大きな意味を持っています。

高齢者が気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション事業を実施します。

#### □スポーツ・レクリエーション事業の概要(平成 26 年度)

事業名	実施主体	内容等	時期	参加人数(人)
市民ふれあいウォーキング	御殿場市	印野地区6km と8km のウォーキング	4/12	43 人
レクリエーションスポーツ教室	御殿場市	ビーチボールバレー、スカットボール、輪投げ、バグゴ	5/17	100 人
ファミリーバドミントン・ペタボード大会	御殿場市	ファミリーバドミントン、ペタボード	7/5	85 人
スポレク祭	スポレク祭実行委員会	グラウンドゴルフ、ペタボード、ソフトミニバレーボール	8/3	403 人
グラウンドゴルフ大会	御殿場総合スポーツクラブ	グラウンドゴルフ大会	年 9 回 実施	740 人 (見込み)

## ■計画内容

今後は、さらに高齢者の意向に沿って、また、高齢者の体力に対応した内容の充実を図るとともに、気軽に参加できる環境づくりを推進します。

①スポーツ教室の充実	高齢者の健康づくり、生きがづくりのため、高齢者の意向、体力に対応した、スポーツ教室の充実を図ります。
②スポーツ大会の活性化	市スポーツ祭へ的高齢者の参加を促進するとともに、各地域の体育祭、各種の高齢者スポーツ大会への参加、活性化を図るために、支援します。
③スポーツ・レクリエーション施設の整備	高齢者が気軽に、安心して利用できるように、体育館、陸上競技場、温水プール、地区広場等の市のスポーツ施設の設備の充実を図ります。
④指導者の育成・確保	市民の協力を得ながら、高齢者のスポーツに対する豊かな知識と経験を持つ指導者の育成と確保を図ります。
⑤世代間の交流によるスポーツ・レクリエーションの推進	スポーツ・レクリエーションを通して、高齢者と子どもたちが世代を越えた交流活動のできる環境と教室等の充実を図ります。



## 2 世代間交流などの市民活動支援

### ■事業内容

高齢者と幼児・児童・生徒との様々な交流活動を通して、福祉教育の推進を図り、高齢者の社会参加を促進していきます。

具体的には、市内の幼稚園や保育所、小中学校において、高齢者を講師とした昔遊び教室や、特別養護老人ホームや各施設の訪問交流、学校への招待などによって、地域の高齢者との交流活動を推進していきます。

## 3 社会参加の促進

### ■事業内容

高齢者が地域の社会活動に参加することは、社会の一員としての自覚を持つことができ、日常生活に潤いと生きがいを生み出します。また、高齢者が長い人生において身に付けた地域の文化や伝統を、次の時代の人たちに伝えていくことは、地域文化の継承という社会的意義のほか、世代間の交流、さらには地域社会の活性化をもたらします。

### ■計画内容

地域文化の継承、地域活性化のために、高齢者の参加意欲、意識の向上を図るとともに、高齢者が気軽に参加できる環境づくりを図ります。

①ボランティア活動の参加促進	高齢者の豊かな経験と知識、技能を生かし、地域社会のボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努めます。
②地域活動のための情報収集・提供	高齢者の地域活動への参加を促進するために、様々な地域活動、ボランティア活動の情報を収集して提供することを推進します。
③地域文化継承への参加促進	地域文化の知識と経験、技能を持つ高齢者の発掘に努め、地域文化継承のための地域活動、文化活動への参加を促進します。
④世代間交流の推進	市民交流センター「ふじざくら」の複合機能を生かし、子どもたちとの交流活動を推進することにより、高齢者の身に付けた地域文化や伝統の継承を図ります。

## 4 就労支援の推進

### ■事業内容

高齢者がこれまで培ってきた豊かな知識と経験を生かし、新たな就労に結びつけることは、高齢者にとって大きな生きがいになるとともに、地域社会にとっても、大きな力となります。

シルバー人材センターの活動を支援しています。

### ■計画内容

シルバー人材センターの登録者数の拡大、活動の充実を支援します。

①シルバー人材センターの育成	シルバー人材センターは、高齢者の就労機会を開拓する中心的な団体であり、その活動の充実を図ります。近年、シルバー人材センターの登録者数は伸び悩んでいます。シルバー人材センターの情報を提供し、登録者数の拡大を図ります。
②就労情報の収集・提供、相談の充実	職業安定所等との連携により、高齢者の就労情報を収集し提供します。無料職業相談等の相談の充実を図り、高齢者の就労を促進します。
③就労のための研修講習活動の推進	高齢者の豊かな経験や知識を生かし、新たな就労に結び付けられることや、また新しい技術、仕事に対応できるよう、シルバーワークプラザを中心に研修や講習活動を展開し、高齢者就労の促進を図ります。



## 5 移動手段の充実

### (1) 福祉車両の貸し出し

#### ■事業内容

日頃車イスを使われている人や歩行困難な人の外出に福祉車両の貸し出しをしています。また、運転を代行するボランティアの紹介も行っています。

## 6 地域活動の充実

### (1) 地域介護予防活動支援事業

#### ■事業内容

市全域で高齢者が容易に通える範囲の通いの場を、住民主体で運営するため、介護予防リーダーを養成しています。市オリジナル介護予防体操「元気に3776体操」の普及も含め、介護予防のための活動を中心とした通いの場を各地区に広めます。平成26年度は29名が介護予防リーダーとなり、市内5地区において住民主体の高齢者の通いの場を運営し始めました。

#### ■計画内容

住民自身の積極的な参加と運営により、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

### (2) ふれあいいきいきサロン

#### ■事業内容

高齢者が歩いて通える範囲の公民館やコミュニティ供用施設などの既存施設を利用して、閉じこもり予防を目的として区単位で地域福祉推進員がふれあいいきいきサロンを運営しています。

また、地域福祉推進員に対し、ふれあいいきいきサロン研修会を実施することで活動の活性化を促進しています。

#### ■計画内容

高齢者対象のサロン活動を継続していくため、月1回の開催を目標に対象者のニーズや地域の実情に応じて段階的に回数増を進めます。

参加者の減、男性参加の不足、内容のマンネリ化等、サロンごとの課題解決に向けて必要な支援を行います。

送迎支援や自宅開放型を含む複数拠点の設置等、地域の実情に合わせて協議・推進します。

# 第4章 認知症高齢者の支援と権利擁護

## 1 認知症ケアパスの構築

※

### ■事業内容

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族が認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか理解できるように、本市の現状に合った標準的な認知症ケアパスの作成と普及を推進します。

### ■計画内容

認知症の人の現状や社会資源などを把握・整理し、認知症の人を地域で支えていくための課題を明らかにしたうえで、地域の多様な関係者（専門職や地域住民）とともに認知症ケアパスを作成します。

認知症ケアパス作成を通じて関係者とのネットワークを強化し、今後増加していくであろう認知症の人やその家族を専門職や地域住民とともに地域で支える体制づくりを目指します。

※認知症ケアパスとは・・・・・・・・

「認知症ケアパス」とは、認知症の人とその家族が、地域の中で本来の生活を営むために、地域・医療・介護の人々が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組みです。

### 認知症ケアパス作成の流れ

① 地域に住む高齢者の状態像(生活機能障害)と社会資源の種類、利用状況の把握をする(日常生活圏域ニーズ調査、要介護認定データの情報、国保連の審査結果データ等の情報)

② 「認知症の人に必要なサービスを整備するための気づきシート」を用いて、社会資源ごとに現在の利用者数とH29年における単純推計を算出する

③ ②の気づきシートに記載した現数とH29年の推計を踏まえつつ、地域の関係者と共に介護保険事業計画の基本方針を立て、社会資源シートを用いて認知症の人の生活機能障害ごとに必要な支援が整備されているかの現状確認を行い、過不足のある支援については新たに社会資源を整備したり、現存する社会資源の機能の拡充、統合等について検討する

④ ③の検討結果を基に、気づきシートの社会資源の必要数を設定する  
→ 介護保険事業計画に反映させる

⑤ 気づきシート、社会資源シートを基に、地域における「標準的な認知症ケアパス」を作成する

資料:「認知症ケアパス作成のための手引き」(認知症ケアパスを適切に機能させるための調査研究事業検討委員会/2013年9月発行)より

## 2 認知症の早期発見・早期対応

### (1) 「認知症初期集中支援チーム」の設置

#### ■事業内容

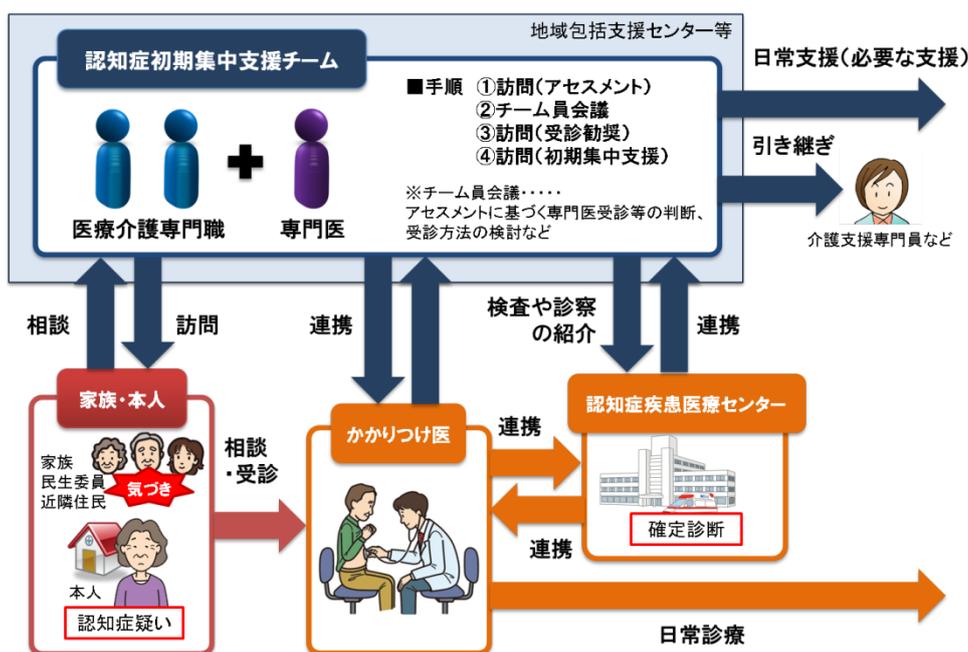
認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」（以下「支援チーム」という）を配置し、早期診断、早期対応に向けた支援体制の構築を図ります。

「支援チーム」は、地域包括支援センター等に配置し、家族の訴え等により認知症が疑われる人や、認知症の人及びその家族を訪問し、観察、評価し、家族支援など初期の支援を、専門医療機関やかかりつけ医と連携しながら、包括的、集中的に行います。また「支援チーム」は、対象者が必要な日常支援や日常診断に結びつくように支援を行い、介護支援専門員等に引き継ぐという個別支援も行います。

同時に、保健・医療・福祉に携わる関係者等から構成される「認知症初期集中支援チーム検討委員会」を設置し、支援チームの設置及び活動について検討するとともに、地域の関係機関や関係団体と一体的に事業を推進していくための合意が得られる場となるよう努めます。

また、支援チームと、医療機関との連携を図るため、認知症疾患医療センターや地元医師会との事前協議や、主治医（かかりつけ医）に対する連絡票など情報の共有化に向けたツールの作成や、それを用いた地域の連携システムの構築を図ります。認知症の高齢者等に対する理解を深め、地域社会で見守りの目を増やし、高齢者等の安全を守る事業を平成24年度から開始しました。

図表 認知症初期集中支援チームのイメージ





## (2) 認知症相談体制の整備

### ■事業内容

地域の実情に応じて、医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する認知症地域支援推進員を、市に設置します。

- ①認知症の方にその状況に応じた適切なサービスが提供されるよう、認知症疾患センターを始めとし、介護・医療・地域サポートなど各サービスの連携支援を行います。
- ②地域の認知症支援体制を構築し、地域の実情に応じて認知症の人やその家族を支援します。
- ③もの忘れ症状のある方やその家族などに対して、電話や訪問等によって必要なサービスの利用に関する専門的な相談・助言を行います。
- ④認知症についてや認知症予防の出前講座を行います。

## 3 認知症高齢者と家族への支援

### (1) 認知症対応型通所介護

#### ■事業内容

介護が必要な認知症高齢者が認知症対応型の通所介護事業所へ通い、入浴や食事等の日常生活上の世話、相談、助言、機能訓練、レクリエーション等を行います。

### (2) 認知症カフェ等の立ち上げ支援と継続支援

#### ■事業内容

認知症の人とその家族の他に、地域住民や専門職等の誰もが参加でき、安心して集うことができる場として「認知症カフェ」の取組みがあります。これによって、認知症の人が様々な人と出会うことで社会的なつながりを持ったり、同じ悩みを持つ家族の休養につなげたり、地域住民を横のつながりを築くことができるなどの効果が期待できます。

認知症カフェの立ち上げ支援と継続支援、また、その普及に努めます。

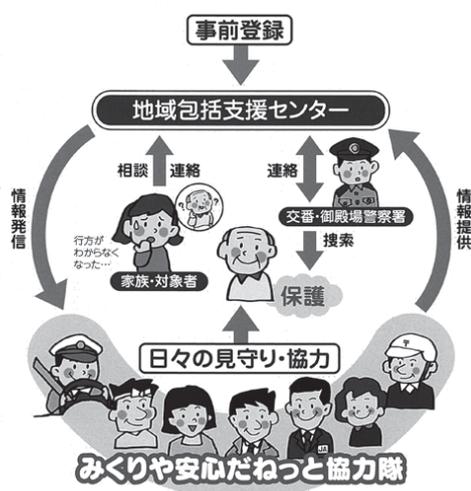
## 4 認知症高齢者の地域での見守り

### (1) みくりや安心だねっと

#### ■事業内容

認知症の高齢者等に対する理解を深め、地域社会で見守りの目を増やし、高齢者等の安全を守る事業を平成24年度から開始しました。

認知症の方は、自分の変化に不安を感じたり、悩んだり苦しんだりしています。また、その家族も、様々な葛藤の中で認知症と向き合っています。みくりや安心だねっとは、地域で暮らす認知症の方を、地域住民で見守るためのネットワークです。地域包括支援センターが中心となり、地域の様々な機関、団体、事業所、個人が参加し、認知症の方でも安心して生活できる地域を作ることを目指し発足しました。認知症の方とその家族を、地域内で温かく見守るための取り組みです。



#### ■実績及び計画

		平成26年度 (12/1 現在)	平成27年度 (計画)	平成28年度 (計画)	平成29年度 (計画)
みくりや安心だねっと 協力隊登録件数(累計)	事業所(件)	167	177	187	197
	個人(人)	36	56	76	96

## (2) 徘徊SOSネットワークの構築

### ■事業内容

徘徊等による行方不明となった高齢者の発生時に、早期発見・保護につなげるため、関係者・関係機関による徘徊SOSネットワークを構築します。ネットワークの構築により、認知症の人が外出する時や行方不明になった時の、認知症の人や家族の不安の軽減につなげます。さらに、認知症の人に対する地域での理解や声かけが浸透することにより、徘徊等による行方不明発生の予防に努めます。

(ネットワーク構築の手順)

- ①市内の徘徊発生件数や徘徊発生時の対応方法などの現状把握を行い、徘徊SOSネットワークによる対応フローを検討し、協力者・協力機関を選定し、協力を依頼します。
- ②徘徊等による行方不明者発生時に配信する情報の内容や、配信方法を検討します。
- ③模擬訓練を実施及び検証を行います。

## 5 認知症の正しい理解の普及啓発

### (1) 認知症サポーター養成講座の開催（家族介護支援事業）

#### ■事業内容

地域住民の方が、認知症についての正しい知識と理解を身につけていただき、認知症の人や家族を温かく見守っていただくことによって、認知症高齢者を支える地域支援体制を構築するために、認知症サポーター養成講座を開催します。

小中学生や高齢者、地域の方や民生委員など広く認知症のサポーターを養成する講座を開催し、サポーターの拡大を図っていきます。

また、サポーターとしてすでに登録いただいている方を対象として、フォローアップ研修を実施し、知識の向上を図ります。

#### ■実績及び計画

	平成26年度 (12/1 現在)	平成27年度 (計画)	平成28年度 (計画)	平成29年度 (計画)
認知症サポーター 養成講座(延べ人数)	6,248	6,750	7,250	7,750

## 6 権利擁護施策の推進

### (1) 成年後見制度利用支援事業

#### ■事業内容

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等自分で十分な判断をすることができない人が、財産の取引などの契約や各種手続きを行う時に、一方的に不利な契約を結ばないよう法律面で支援するとともに、適切な福祉サービスにつなげるなど生活面で援助し、本人の権利や財産を守ることを目的とした制度です。

#### ■計画内容

成年後見制度の普及、啓発を進めるとともに、国・県等関係機関とも連携を図りながら、身寄りのない認知症高齢者等が、速やかに後見人の援助を受けられるように、成年後見制度の利用を促進します。

①情報収集・提供、 相談支援体制の充実	地域包括支援センターと連携しながら、情報を収集し、広報紙等を通じて適切な情報提供を行い、地域で暮らす高齢者等にとって身近な相談窓口の充実を図ります。
②成年後見制度利用 支援事業の活用	国・県等関係機関を通じて、この事業の普及啓発活動及び市長申立を活用することが望ましい事例を的確に把握し、効率的な事務手続きについて検討をします。また、親族等が申し立てを行う際に費用の負担が困難な場合の費用助成について検討をしていきます。
③法人後見人の利用促進	成年後見人等には、民法上、個人だけでなく法人もなることができます。 法人が成年後見人等になることで、仮に法人で働く担当者個人が病気になったり死亡したりしても、同一法人で働く他の個人が替わって対応することができ、法人後見人自体の職務執行が継続されます。 法人後見を行なっている社会福祉協議会と連携し、法人後見制度の利用促進に取り組んでいきます。



### ■サービス利用実績

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
成年後見制度 利用支援事業	実績	申立件数(件)	1	2	1
		支払件数(件)	1	1	1
	計画	申立件数(件)	2	2	2
		支払件数(件)	2	2	2
	計画比	申立件数	50.0%	100.0%	50.0%
		支払件数	50.0%	50.0%	50.0%

### ■サービス見込み量

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度 利用支援事業	申立件数(件)	1	1	1
	支払件数(件)	1	1	1

# 第5章 高齢者の多様な住まい方の支援

## 1 多様な住まい方の支援

### ■事業内容

高齢者にとって、住まいの中の段差、浴室やトイレは、安全に生活する上で障害になっており、転倒による骨折といった危険性をはらんでいます。日常生活を安全・安心で快適に過ごすために、高齢者に優しい住まいづくりは重要です。高齢者にとって、安全・安心で快適な住まいづくりのために、各種制度を活用し、住宅改造や高齢者用住宅の整備を促進するとともに、相談受付体制の充実を進めています。

### ■計画内容

今後も高齢者にとって、安全・安心で快適な住まいづくりのために、各種制度を活用し、住宅改造や高齢者用住宅の整備を促進するとともに、相談受付体制の充実を図ります。

①高齢者のための住宅相談体制の充実	住宅改造の相談、高齢者用住宅の入居相談等の様々な相談に対応するために、相談窓口の拡大と高齢者のための住宅相談受付体制の充実を図ります。
②高齢者向け市営住宅整備の推進	高齢者福祉施設等との複合的対応を考えた市営住宅の整備を検討します。
③建築関係団体等との連携強化	高齢者住宅に関する情報を収集し、提供できる相談受付体制の充実を図るため、建築関係団体等との連携を強化します。



## (1) 高齢者住宅改造費助成事業

### ■事業内容

介護認定を受けていない65歳以上の方で、日常生活を営むうえで支障のあると認められる方（世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が一定額以下の世帯に属する者）に対して、住宅の段差解消、便所、浴室、台所等の改修のための費用を助成します。

### ■サービス利用実績

		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	
高齢者住宅改造 費助成事業	実績	実利用者数(人)	12	19	20
	計画	実利用者数(人)	10	10	10
	計画比	実利用者数	120.0%	190.0%	200.0%

### ■サービス見込み量

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
高齢者住宅改造費助成事業	実利用者数(人)	21	25	30

## 2 高齢者が住みやすいまちづくり

### ■事業内容

高齢者がいつまでも生き生きと、安全、安心な生活を送ることができ、自由に出かけ、活動できるような、高齢者に優しいまちづくりを進めることが大切です。

ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、国の「バリアフリー法」や県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設等の整備に取り組んでいます。

### ■計画内容

今後さらに、高齢者に優しいまちづくりの推進が求められています。

①ユニバーサルデザインの導入	公共施設等の市民のための施設は、すべての市民が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方に基づく整備を推進します。
②民間事業者への指導・啓発	国の「バリアフリー法」や県の「福祉のまちづくり条例」、市の「御殿場市建築物等に関する福祉環境整備要綱」に基づき、公共性の高い建築物整備について、民間事業者の指導・啓発を行います。
③公共交通機関への働きかけ	公共交通機関に対して、高齢者含め誰もが利用しやすくなるように、各地域間を結んだ路線の確保やノンステップバスの導入等の交通環境の改善に向けて働きかけます。

#### □バリアフリー法に基づく認定施設(平成26年11月現在)

施設名	所在地	用途
マックスバリュ御殿場川島田店	川島田	スーパーマーケット
マックスバリュ御殿場新橋店	新橋	スーパーマーケット
市民交流センター「ふじざくら」	萩原	交流施設
玉穂報徳会館(市支所)	茱萸沢	庁舎
富士山交流センター「富士山樹空の森」	印野	展示場

### 3 高齢者を介護している家族への支援

#### (1) 介護ベッド等購入費・賃借料助成事業

##### ■事業内容

介護保険の軽度認定者（要支援1・2、要介護1）の方は、基本的には、介護保険サービスによる介護用ベッド等の利用ができません。

そのため、本市では、介護保険の認定調査において、何かにつかまらなければ寝返りまたは起き上がりができない方等に対して、介護用ベッド等とその付属品の購入費または賃貸料の助成をします。

#### (2) 家族介護者交流事業

##### ■事業内容

家族の介護を行っている方が、ひとときでも介護から離れ、リフレッシュできるよう、家族間の交流会の開催を支援します。

##### ■サービス利用実績

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
家族介護者 交流事業	実績	実利用者数(人)	42	42	42
	計画	実利用者数(人)	65	70	75
	計画比	実利用者数	64.6%	60.0%	56.0%

##### ■サービス見込み量

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
家族介護者交流事業	実利用者数(人)	43	44	45

#### (3) 介護職員初任者研修助成事業

##### ■事業内容

現在介護を行っている、若しくは過去3年以内に介護をしていた方のうち、県知事の指定を受けている実施機関が開催する介護職員初任者研修を受講し、課程を修了した方に対して、3万円を限度として実費を助成します。

## 4 交通安全・防犯対策

### ■事業内容

高齢者人口の増加とともに、年々、高齢者の交通事故が増加しています。特に高齢者の死亡事故に占める割合が非常に高くなっています。また、悪質商法や振り込め詐欺による被害は、大きな社会問題になっています。高齢者に対する交通安全、詐欺等の犯罪に関する情報を収集し、その情報を提供することによって被害に遭わないように啓発を行います。

### ■計画内容

①交通安全、防犯意識の啓発	警察署や自治会、老人クラブ、福祉関係者等と連携し、高齢者のための交通安全、防犯対策の講習会の開催や家庭訪問を実施するとともに、夜間の反射材の着用等の安全対策を推進し、交通安全や防犯意識の啓発を図ります。
②交通安全施設の整備推進	歩道や道路照明灯等の交通安全施設の整備を推進するとともに、高齢者ドライバーに見やすく、分かりやすい道路標示、案内板の整備を推進します。
③防犯まちづくり事業の展開	身近な地域社会が防犯の要となるように、防犯まちづくり事業の展開に努めます。
④消費者講座の開催、相談の充実	悪質な訪問販売等の被害者にならないように、講座の開催や相談窓口の充実を図ります。

### □高齢者の交通事故の状況（御殿場市）

項目	単位	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
人身事故発生件数	件	185	191	211	211	205	227
全事故に占める割合	%	21.6	24.8	25.2	24.9	26.6	29.8
死者数	人	2	3	0	0	1	2
全事故に占める割合	%	50.0	100.0	0.0	0.0	33.3	40.0
負傷者数	人	112	116	149	116	136	131
全事故に占める割合	%	9.1	11.3	12.6	10.4	13.1	13.1

## 5 防災体制の整備

### ■事業内容

防災対策の推進にあたっては、総合的な取り組みが重要です。中でも、災害時要配慮者の避難支援対策は、大きな課題になっています。「要配慮者」の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から「要配慮者」の把握等情報の共有ができるような体制作りをします。

### ■計画内容

「御殿場市災害時要配慮者支援計画」に基づき、各自主防災組織（各区）と連携をとり、地域の実情に応じた避難支援計画（個別計画）を作成し、災害時には「要配慮者」の避難支援や安否確認を行います。

また、自助・共助・公助のうち、地域の助け合いとなる共助が大変重要となることから、自主防災活動を支援し、地域の防災力向上を図ります。

①災害時要配慮者の把握	地域において、避難支援体制を構築するため、災害時要配慮者を把握する調査を実施し、特に支援が必要である「避難行動要支援者」を特定します。
②避難支援計画の作成	「要配慮者」を把握し、自主防災組織を中心に地域の実情にあった避難支援計画を立てます。
③避難支援計画の共有管理	避難支援計画は地域で管理し、関係者が情報共有又は閲覧でき、避難等に関わる関係機関も情報を共有できるものとします。
④避難支援計画の確認	「要配慮者」を含め関係者がお互いに計画内容について確認をします。

※「要配慮者」：「災害時要援護者」の用語に替わり、特に配慮を要する者

## 6 高齢者虐待防止の取り組み

### ■事業内容

高齢者虐待防止法では、「高齢者虐待」を、「65歳以上の高齢者に対する身体への暴行や、食事を与えないなどの長時間の放置、暴言などで心理的外傷を与える行為、財産を家族らが勝手に処分するなどの行為」と定義し、虐待を発見した家族や施設職員等に市町村への通報義務を規定しています。また、通報を受けた市町村長は高齢者の自宅や入所施設に立ち入り調査ができ、警察署長に援助を求めることができることを規定しています。さらに、市長や施設長が、虐待をした家族等の養護者と、虐待を受けた本人との面会を制限できることまで規定しています。

### ■計画内容

高齢者に対する虐待への対応策について法整備が行われましたが、高齢者虐待の防止に向けた取り組みを行うとともに、法に基づく制度の実効性を確保するため、虐待に関する通報を受けた場合の体制整備はもとより、虐待早期発見・把握に努めます。

①啓発活動、相談支援体制の充実	広報紙等を活用し、市民全体に高齢者虐待防止を広く啓発するとともに、御殿場市高齢者虐待防止ネットワークの活用及び居宅介護支援事業所等の虐待を発見しやすい関係機関に対して研修等を行い、虐待の相談支援体制の充実を図ります。
②高齢者虐待の早期発見・早期対応	地域包括支援センター及び関係機関と連携し、虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、「御殿場市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、迅速かつ適切な対応に努めます。
③やむを得ない事由による措置の対応	虐待等の理由により、特別養護老人ホームへの緊急避難や介護サービスの利用が必要となった場合は、市の措置による施設入所及び介護サービス利用の調整を実施します。
④施設従事者による虐待の防止	施設において、施設従事者による入所者への虐待の防止を啓発するとともに、施設従事者による虐待対応マニュアルを策定し、施設職員への周知を行います。

# 第6章 介護保険事業の安定した運営

## 1 介護サービス量の見込み

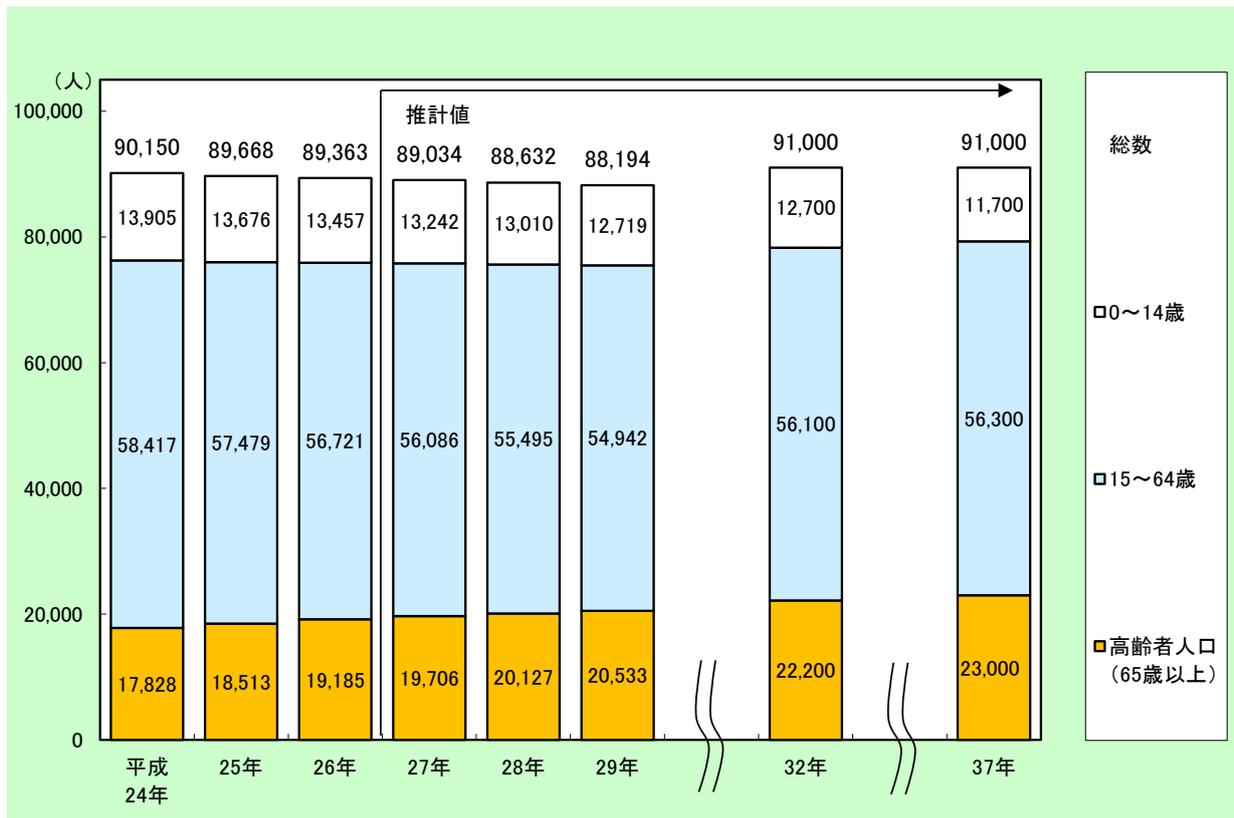
### (1) 人口・認定者数推計

#### ①年齢3区分別人口

これまでの本市の人口実績から今後の人口推計を行うと、総人口は今後も減少傾向が続き、計画期間最終年度の平成29年には88千人になる見込みです。

これを年齢区別にみると、計画期間中の平成29年までは年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)ともに減少傾向が続く一方、高齢者人口は増加基調が続く結果になっています。

図表 年齢3区分別人口の推計結果(各年10月1日現在)



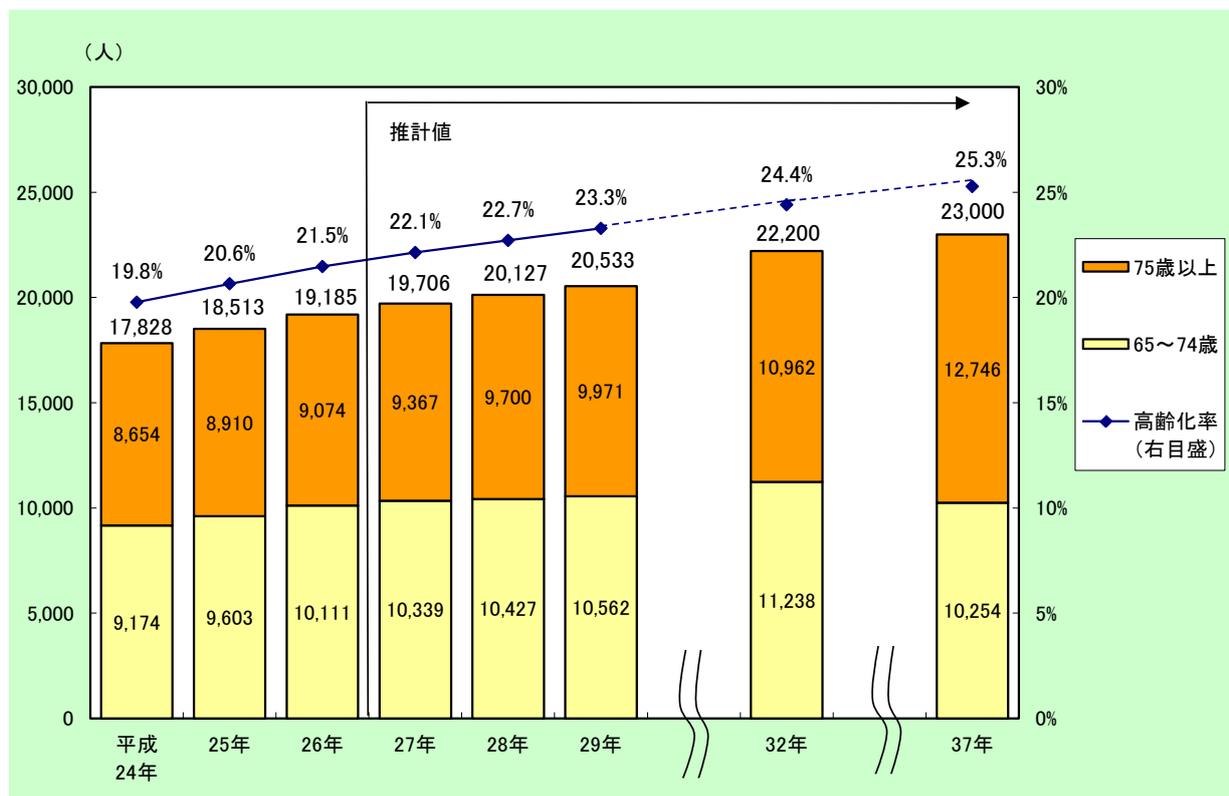
注：平成27年から29年については住民基本台帳・外国人登録からコーホート変化率法で推計。平成32年、37年については、御殿場市総合計画の見直しに伴い算出した推計人口による。

## ②高齢者人口

高齢者人口についてみると、今後も増加基調が続きますが、団塊の世代が75歳になる平成37年にかけて75歳以上で増加傾向が顕著になっています。

高齢化率も上昇し、平成29年には23.3%、さらに平成37年には25%台になるものと考えられます。

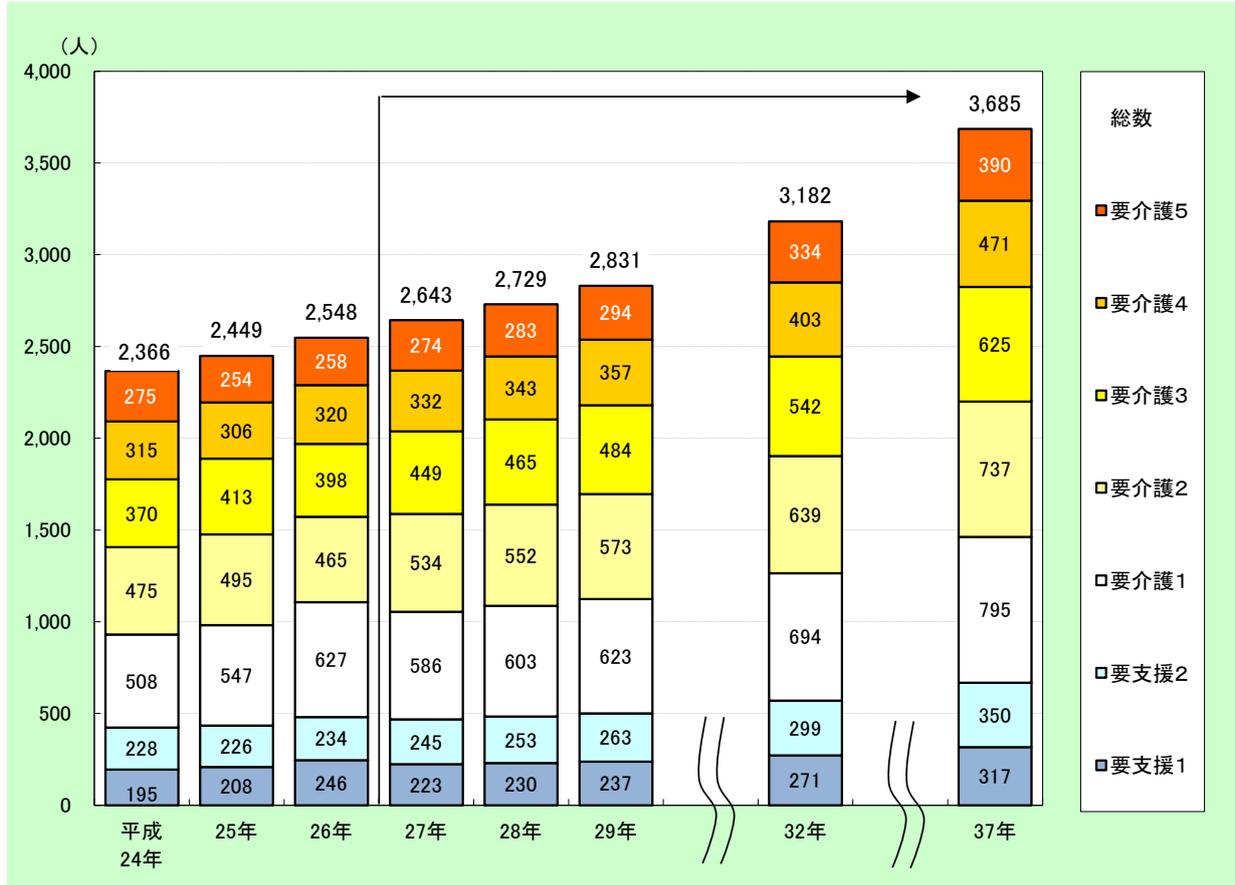
図表 高齢者人口の推計結果（各年10月1日現在）



### ③認定者数の推計結果

人口推計結果と直近の性別・年齢階級別認定者数の実績から、認定者数の将来推計を行うと、当面は年 80～100 人のペースで増加し、平成 37 年には 3,685 人まで増えることが見込まれます。

図表 認定者数の推計結果（各年 10 月 1 日現在）



## (2) 居宅サービス

### ①訪問介護

#### ●サービス内容

利用者の自宅を訪問し、生活面での自立に向けた支援を行います。ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言などの必要な日常生活の世話をを行います。

#### ●実績と計画

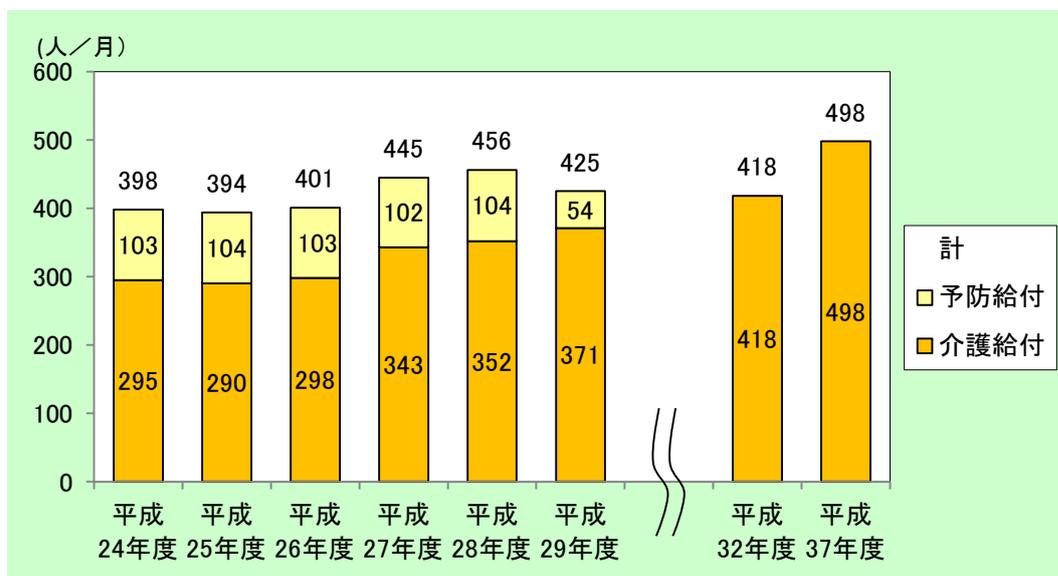
第5期では、介護給付の利用が伸びていますが、予防給付はほぼ横ばいで推移しています。

第6期は、予防給付が平成29年度から地域支援事業に移行します。介護給付は当面現状程度の利用の伸びを見込んでいます。

#### ■サービス利用実績及び見込み量

		第5期実績			第6期計画			平成 32年度	平成 37年度
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		
予防給付	回/月	—	—	—	—	—	—	—	
	人/月	103	104	103	102	104	54	0	
介護給付	回/月	4,759	5,001	5,585	6,180	6,330	6,712	7,594	
	人/月	295	290	298	343	352	371	418	
合計	回/月	4,759	5,001	5,585	6,180	6,330	6,712	7,594	
	人/月	398	394	401	445	456	425	418	

注：介護予防訪問介護は、平成29年度から地域支援事業に移行



## ②訪問入浴介護

### ●サービス内容

利用者の身体の清潔維持と心身機能の維持を図ります。利用者の自宅を訪問して、簡易浴槽を利用した入浴の介護を行います。

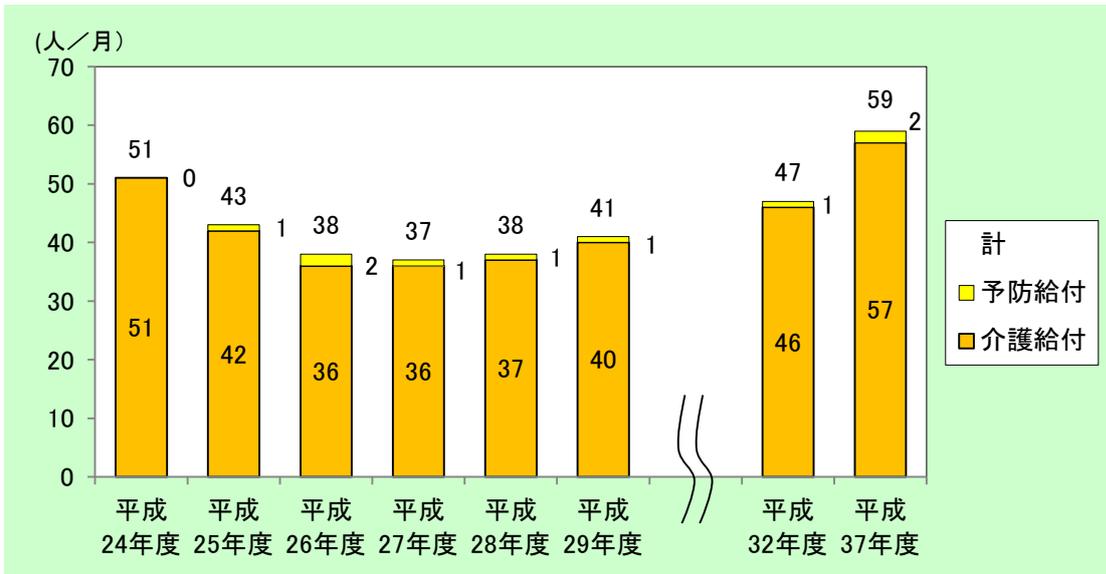
### ●実績と計画

第5期では、予防給付は数人の利用にとどまっています。介護給付の利用は年々減少しています。

第6期は、予防給付、介護給付ともに現状程度の利用を見込んでいます。

### ■サービス利用実績及び見込み量

		第5期実績			第6期計画			平成 32年度	平成 37年度
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		
予防給付	回／月	0	5	4	4	4	4	4	5
	人／月	0	1	2	1	1	1	1	2
介護給付	回／月	295	242	174	178	183	197	225	282
	人／月	51	42	36	36	37	40	46	57
合計	回／月	295	247	178	182	187	201	229	287
	人／月	51	43	38	37	38	41	47	59



### ③訪問看護

#### ●サービス内容

療養生活の支援と心身機能維持回復を図ります。訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師等が利用者の自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

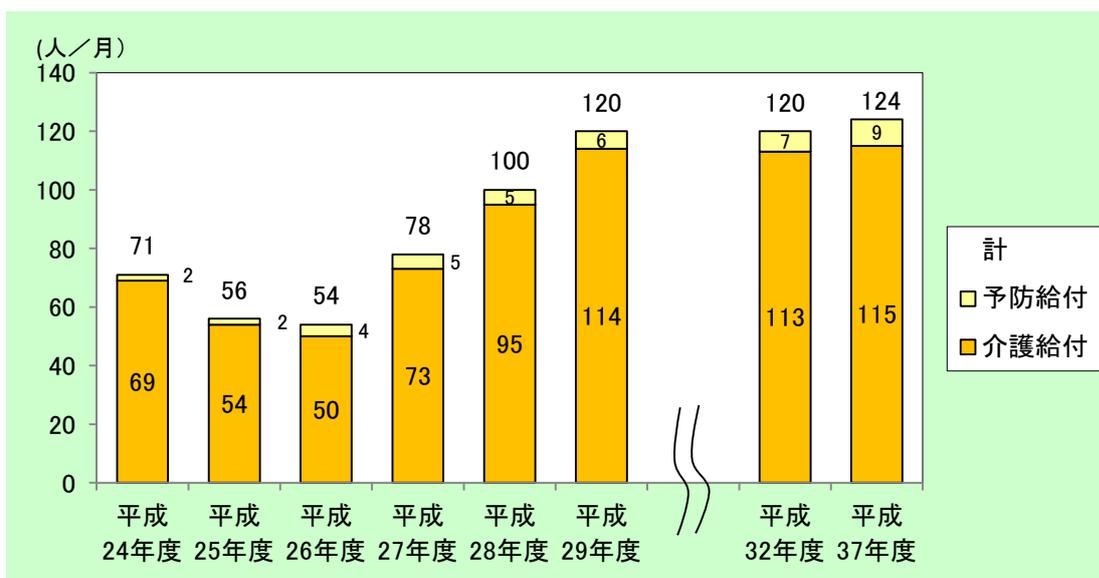
#### ●実績と計画

第5期では、予防給付の利用が人数は少ないものの、若干伸びがみられます。介護給付の利用はここ数年減少しています。

第6期では、病院の入院期間が短縮化される中で、在宅での療養が必要な高齢者が増加することが見込まれることから、平成27年度に1事業所の開設を予定し、それに合わせてサービス利用の増加を見込んでいます。

#### ■サービス利用実績及び見込み量

		第5期実績			第6期計画			平成 32年度	平成 37年度
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		
予防給付	回/月	8	7	10	12	13	15	18	23
	人/月	2	2	4	5	5	6	7	9
介護給付	回/月	379	304	311	440	572	687	678	702
	人/月	69	54	50	73	95	114	113	115
合計	回/月	387	311	321	452	585	702	696	725
	人/月	71	56	54	78	100	120	120	124



#### ④訪問リハビリテーション

##### ●サービス内容

心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けます。理学療法士や作業療法士が利用者の自宅を訪問して、理学療法や作業療法等の必要な機能回復訓練を行います。

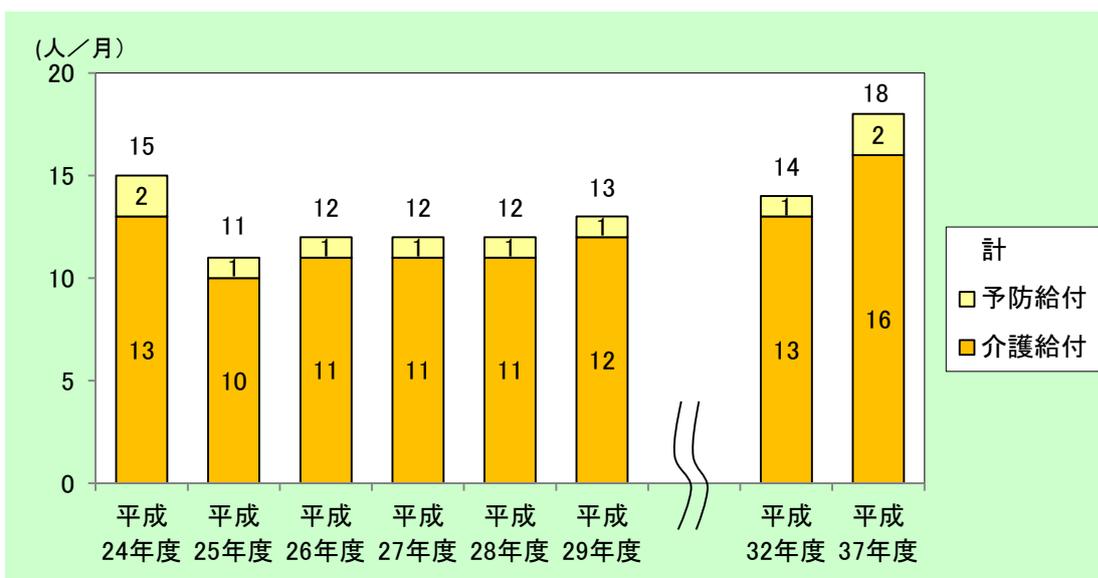
##### ●実績と計画

第5期では、予防給付は数人の利用にとどまっています。介護給付の利用は平成25年度に減少しています。

第6期は、予防給付、介護給付ともに現状程度の利用を見込んでいます。

##### ■サービス利用実績及び見込み量

		第5期実績			第6期計画			平成 32年度	平成 37年度
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		
予防給付	回/月	15	9	8	8	8	8	9	11
	人/月	2	1	1	1	1	1	1	2
介護給付	回/月	102	77	85	82	84	89	100	120
	人/月	13	10	11	11	11	12	13	16
合計	回/月	117	86	93	90	92	97	109	131
	人/月	15	11	12	12	12	13	14	18



### ⑤居宅療養管理指導

#### ●サービス内容

通院が困難な利用者の療養上の管理及び指導を行います。病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、心身の状況や環境等を把握して、療養上の管理及び指導を行います。

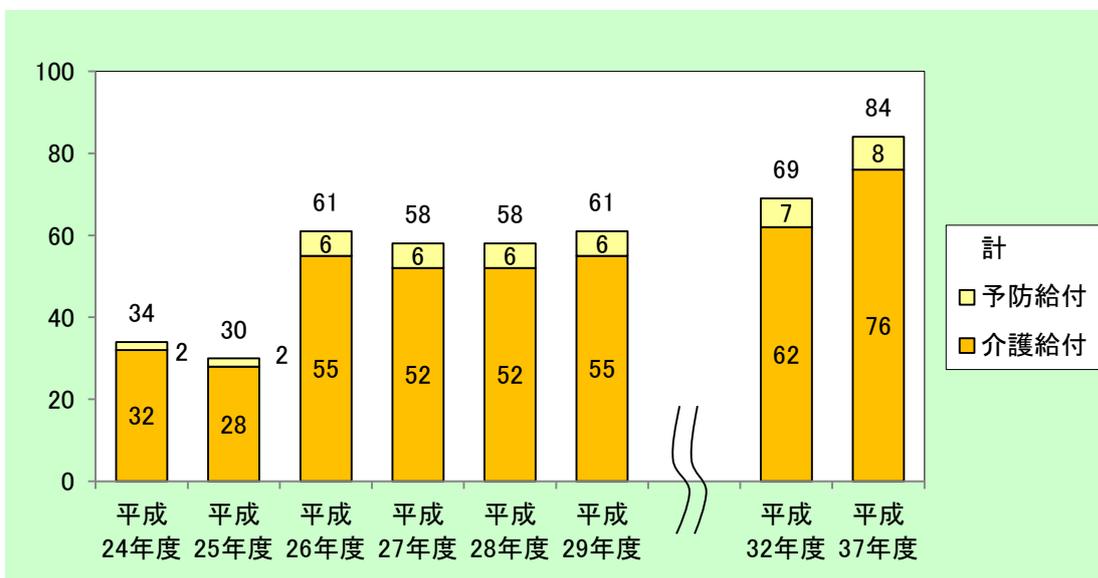
#### ●実績と計画

第5期では、平成26年度に予防給付、介護給付ともに利用が大幅に伸びました。

第6期は、予防給付、介護給付ともに平成26年度の利用率を前提にサービス利用を見込んでいます。

#### ■サービス利用実績及び見込み量

		第5期実績			第6期計画			平成 32年度	平成 37年度
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		
予防給付	人数	2	2	6	6	6	6	7	8
介護給付	人数	32	28	55	52	52	55	62	76
合計	人数	34	30	61	58	58	61	69	84



## ⑥通所介護（デイサービス）

### ●サービス内容

利用者の心身機能の維持と社会的孤立感の解消や、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。利用者が通所介護事業所へ通所し、入浴や食事等の日常生活上の世話や相談、助言、機能訓練、レクリエーション等のサービスを受けます。

平成 28 年度から、小規模事業所による通所介護は、地域密着型通所介護に移行します。

### ●実績と計画

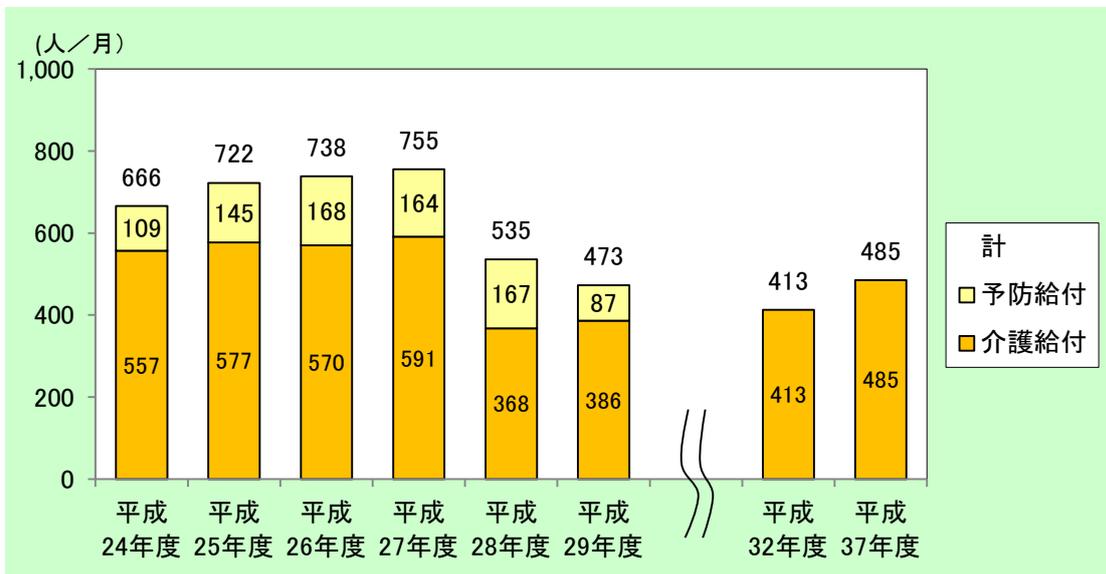
第 5 期では、特に予防給付でサービス利用が伸びました。

第 6 期は、予防給付が平成 29 年度から地域支援事業に移行します。介護給付は平成 29 年度にかけて利用が伸びるものと見込んでいますが、平成 28 年度から 4 割近くが地域密着型通所介護に移行するため、28 年度以降の通所介護は大幅減少を見込んでいます。

### ■サービス利用実績及び見込み量

		第 5 期実績			第 6 期計画			平成 32 年度	平成 37 年度
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度		
予防給付	回／月	—	—	—	—	—	—	—	
	人／月	109	145	168	164	167	87	—	
介護給付	回／月	5,707	5,993	5,924	6,201	3,855	4,054	4,331	
	人／月	557	577	570	591	368	386	413	
合計	回／月	5,707	5,993	5,924	6,201	3,855	4,054	4,331	
	人／月	666	722	738	755	535	473	413	

注：介護予防通所介護は、平成 29 年度から地域支援事業に移行



## ⑦通所リハビリテーション（デイケア）

### ●サービス内容

心身機能の回復や維持、体力の増進を図り、日常生活上での自立を図ります。利用者が老人保健施設や病院、診療所等へ通所し（又は送迎を行い）、心身の機能の維持回復を図って、日常生活の自立を助けるための理学療法や作業療法等の機能回復訓練を受けます。

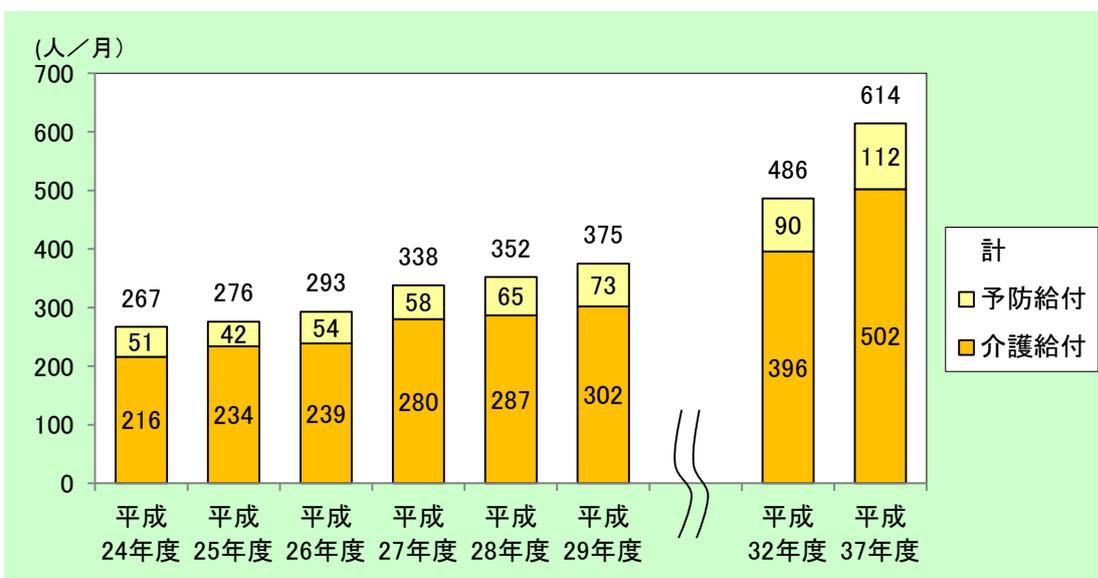
### ●実績と計画

平成26年度に新たに事業所が開設されたこともあり、利用者数はこのところ増加傾向が続いています。

第6期は、医療系サービスへのニーズが高まっていることから、当面利用者の増加傾向が続く前提でサービス利用を見込んでいます。

### ■サービス利用実績及び見込み量

		第5期実績			第6期計画			平成 32年度	平成 37年度
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		
予防給付	回/月	—	—	—	—	—	—	—	
	人/月	51	42	54	58	65	73	90	112
介護給付	回/月	1,994	2,132	2,191	2,573	2,642	2,779	3,646	4,630
	人/月	216	234	239	280	287	302	396	502
合計	回/月	1,994	2,132	2,191	2,573	2,642	2,779	3,646	4,630
	人/月	267	276	293	338	352	375	486	614



## ⑧短期入所生活介護（ショートステイ）

### ●サービス内容

利用者の心身機能の維持、家族の方の身体的、精神的負担の軽減を図ります。利用者は特別養護老人ホーム等へ短期間入所して、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等のサービスを受けます。

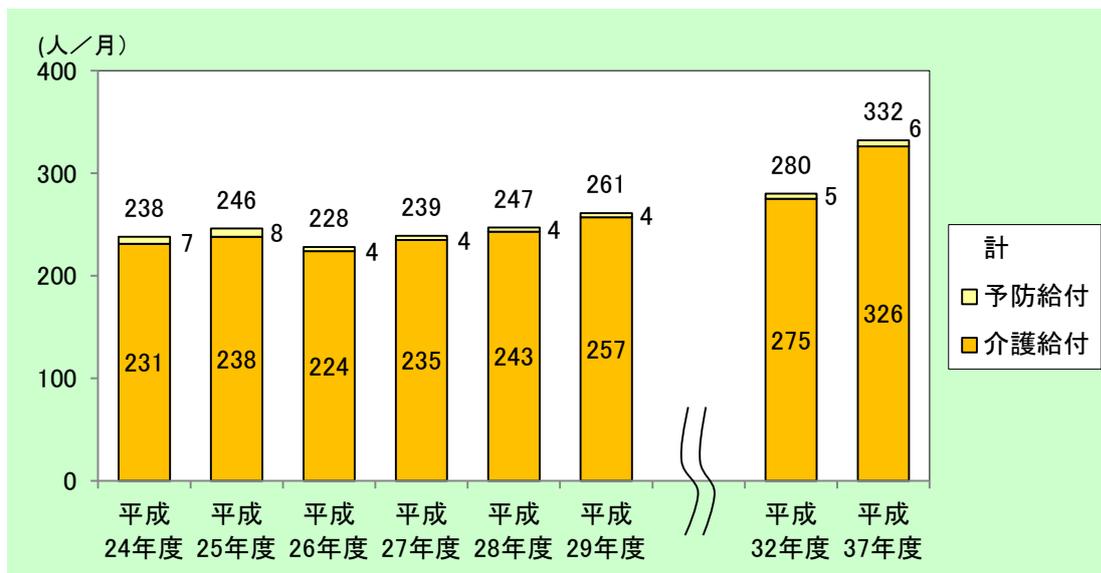
### ●実績と計画

第5期では、予防給付、介護給付ともに26年度に利用が減少しています。

第6期では、予防給付、介護給付ともに現状程度のサービス利用を見込んでいます。

### ■サービス利用実績及び見込み量

		第5期実績			第6期計画			平成 32年度	平成 37年度
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		
予防給付	日/月	53	44	26	26	26	27	31	36
	人/月	7	8	4	4	4	4	5	6
介護給付	日/月	2,390	2,596	2,548	2,638	2,731	2,917	3,124	3,715
	人/月	231	238	224	235	243	257	275	326
合計	日/月	2,443	2,640	2,574	2,664	2,757	2,944	3,155	3,751
	人/月	238	246	228	239	247	261	280	332



## ⑨短期入所療養介護（ショートステイ）

### ●サービス内容

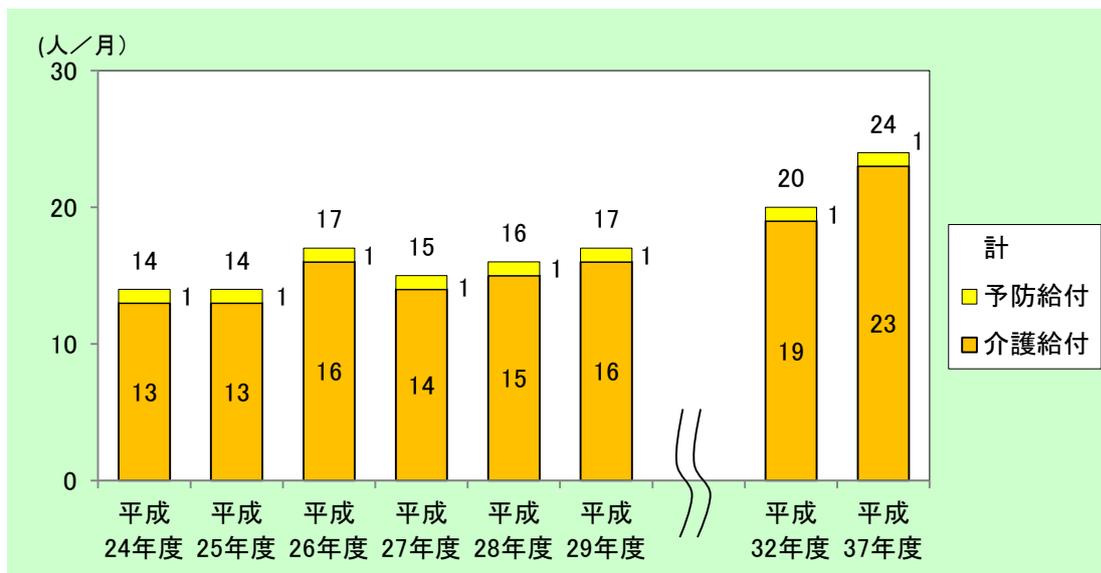
利用者の心身機能の維持、家族の方の身体的、精神的負担の軽減を図ります。利用者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設へ短期間入所して、看護や医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活の世話等のサービスを受けます。

### ●実績と計画

第5期では、介護給付が平成26年度にかけて大幅にサービス利用が伸びました。第6期では、平成26年度ベースの利用が続く前提でサービス利用を見込んでいます。

### ■サービス利用実績及び見込み量

		第5期実績			第6期計画			平成 32年度	平成 37年度
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		
予防給付	日/月	2	1	2	2	2	2	3	3
	人/月	1	1	1	1	1	1	1	1
介護給付	日/月	68	78	131	114	115	122	138	176
	人/月	13	13	16	14	15	16	19	23
合計	日/月	70	79	133	116	117	124	141	179
	人/月	14	14	17	15	16	17	20	24



## ⑩特定施設入居者生活介護

### ●サービス内容

介護付きの有料老人ホーム等に入所している利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談、助言等の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

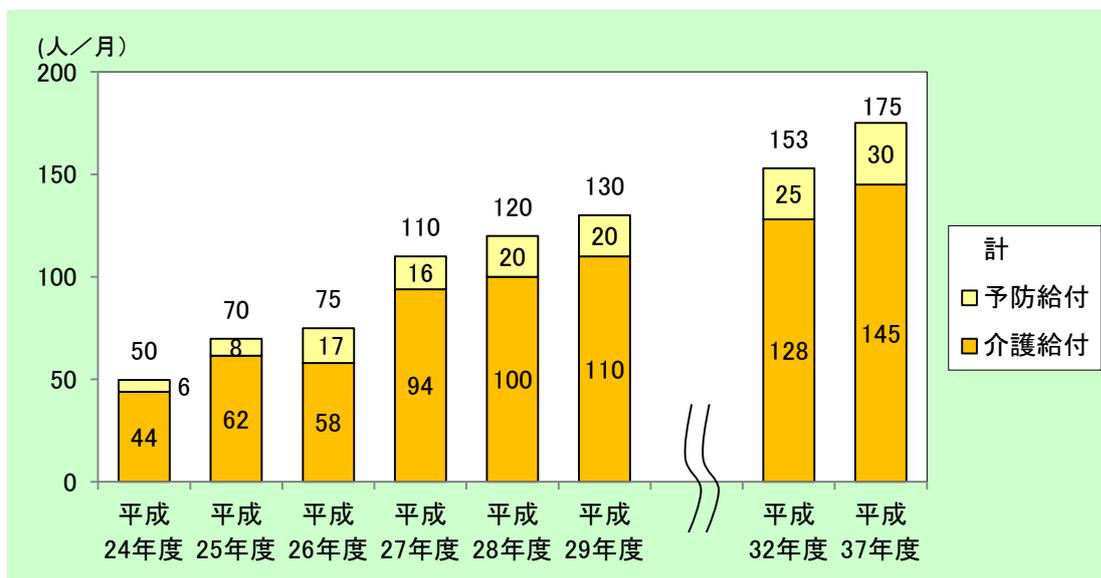
### ●実績と計画

第5期では、予防給付でサービス利用が大きく伸びました。

第6期でもこれまでのサービス利用の伸びが続く前提でサービス利用を見込んでいます。

### ■サービス利用実績及び見込み量

		第5期実績			第6期計画			平成 32年度	平成 37年度
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		
予防給付	人/月	6	8	17	16	20	20	25	30
介護給付	人/月	44	62	58	94	100	110	128	145
合計	人/月	50	70	75	110	120	130	153	175



## ⑪福祉用具貸与

### ●サービス内容

家庭での日常生活上の支援をします。心身の機能が低下し日常生活に支障のある利用者に、日常生活上の支援や機能訓練に役立つ福祉用具の貸出を行います。

対象となるのは、車いすやベッド等です。

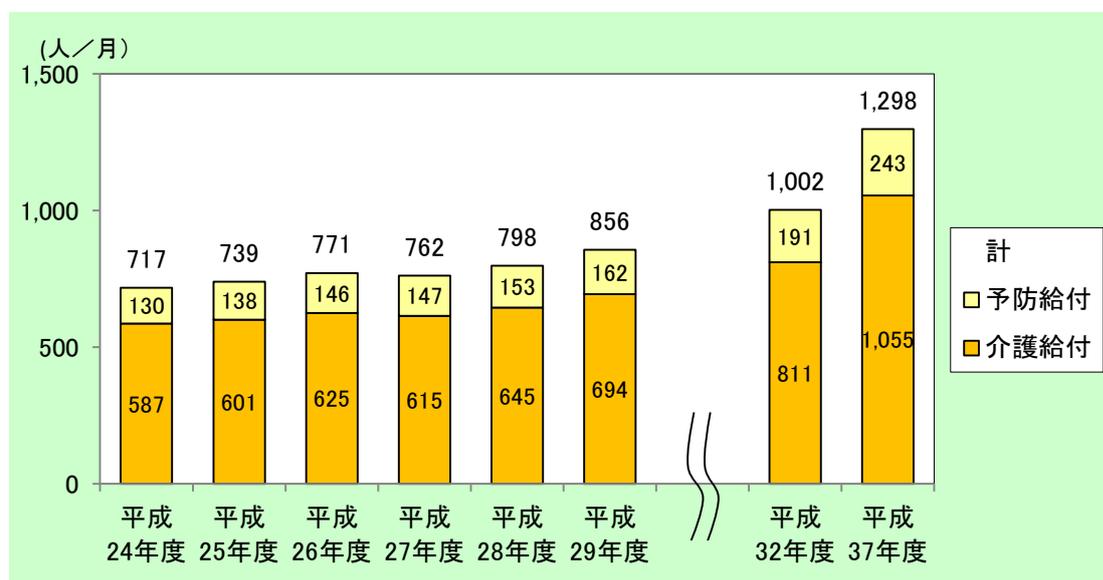
### ●実績と計画

第5期では、予防給付、介護給付ともにサービス利用が着実に伸びました。

第6期においても、サービス利用が安定的に伸びる前提でサービス利用を見込んでいます。また引き続き、福祉用具の適正な普及、活用の促進を図ります。

### ■サービス利用実績及び見込み量

		第5期実績			第6期計画			平成 32年度	平成 37年度
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		
予防給付	人/月	130	138	146	147	153	162	191	243
介護給付	人/月	587	601	625	615	645	694	811	1,055
合計	人/月	717	739	771	762	798	856	1,002	1,298



## ⑫特定福祉用具購入費

### ●サービス内容

家庭での日常生活上の支援をします。心身の機能が低下し、日常生活に支障のある利用者等に対して、日常生活上の支援や機能訓練に役立つ福祉用具購入費用（同一年度で10万円以内）の9割（一定以上の所得の方は8割）を支給します。対象となるのは、貸与にそぐわないポータブルトイレや浴槽いす等です。

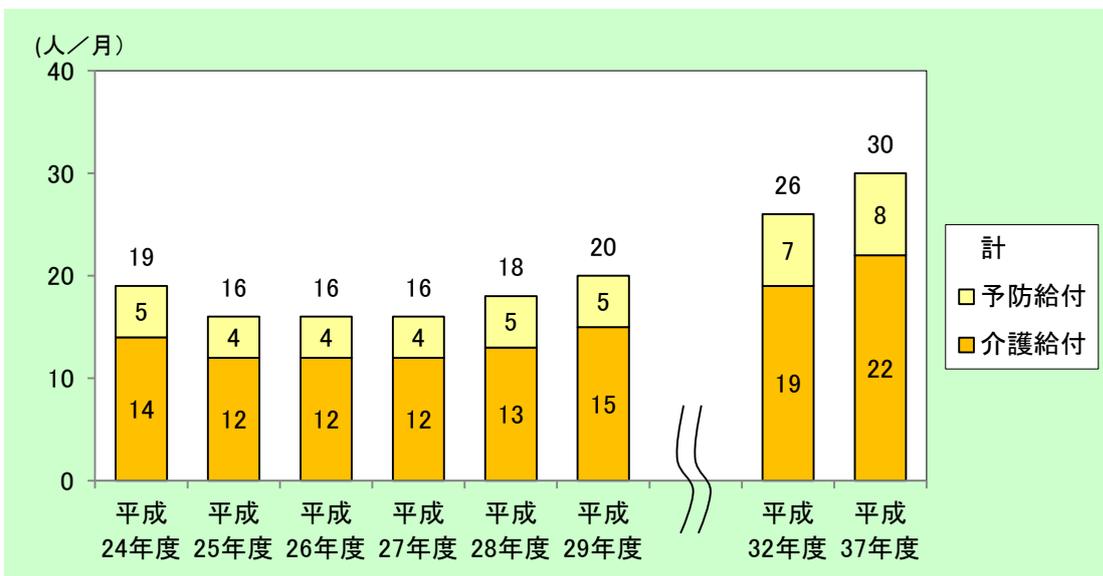
### ●実績と計画

第5期では、予防給付、介護給付ともにサービス利用が若干減少しました。

第6期では、予防給付、介護給付ともに現状程度のサービス利用を見込んでいます。また引き続き、福祉用具の適正な普及、活用の促進を図ります。

### ■サービス利用実績及び見込み量

		第5期実績			第6期計画			平成 32年度	平成 37年度
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		
予防給付	人/月	5	4	4	4	5	5	7	8
介護給付	人/月	14	12	12	12	13	15	19	22
合計	人/月	19	16	16	16	18	20	26	30



## ⑬住宅改修

## ●サービス内容

心身の機能が低下している高齢者の生活支援や、介護者の負担軽減を図ります。手すりの取り付けや段差解消等の小規模な住宅改修を行う場合に、その費用（同一住宅、同一利用者の合計が20万円以内）の9割を支給します。

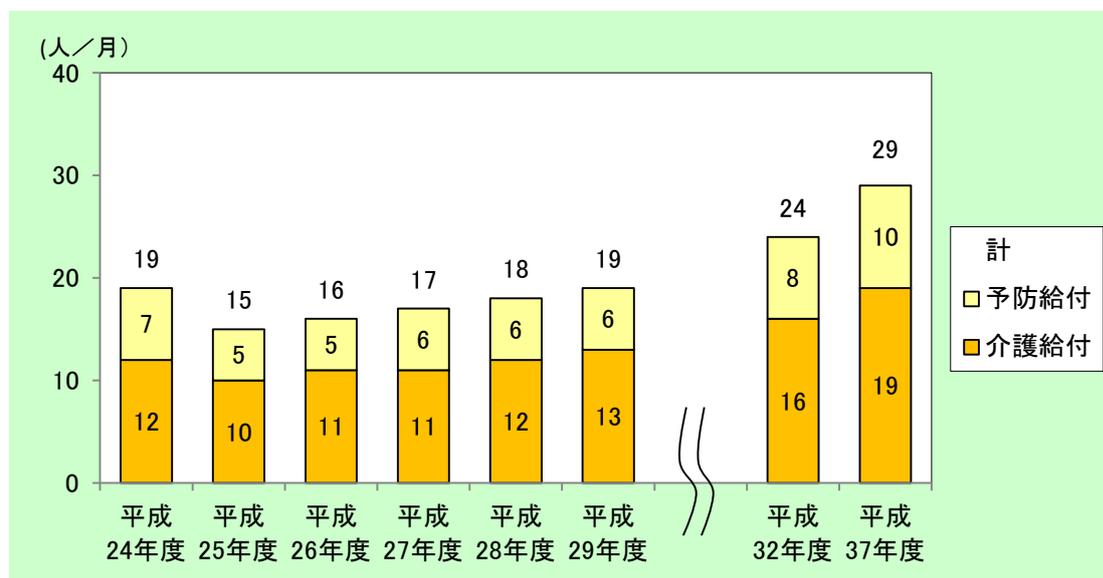
## ●実績と計画

第5期では、予防給付、介護給付ともにサービス利用が若干減少しました。

第6期では、予防給付、介護給付ともに現状程度のサービス利用を見込んでいます。また引き続き、住宅改修の点検を充実し、適正な利用に向けて普及、活用の促進を図ります。

## ■サービス利用実績及び見込み量

		第5期実績			第6期計画			平成 32年度	平成 37年度
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		
予防給付	人/月	7	5	5	6	6	6	8	10
介護給付	人/月	12	10	11	11	12	13	16	19
合計	人/月	19	15	16	17	18	19	24	29



## ⑭居宅介護支援・介護予防支援

### ●サービス内容

在宅サービス等が適切に利用できるように、利用者の依頼を受け、介護サービス計画の作成、在宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設への紹介等を行います。

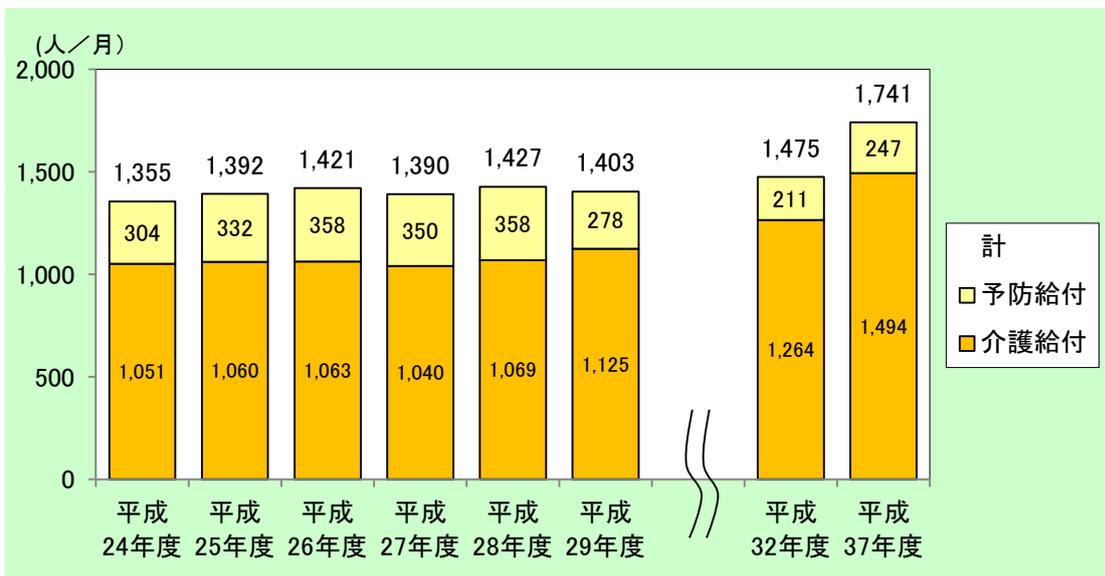
### ●実績と計画

第5期では、介護予防支援の利用が伸びました。

第6期では、介護予防支援、居宅介護支援ともに現状程度の利用を見込んでいますが、平成29年度には要支援者に対する訪問介護と通所介護が地域支援事業に移行するため、それも踏まえた支援を推進します。

### ■サービス利用実績及び見込み量

		第5期実績			第6期計画			平成 32年度	平成 37年度
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		
予防給付	人/月	304	332	358	350	358	278	211	247
介護給付	人/月	1,051	1,060	1,063	1,040	1,069	1,125	1,264	1,494
合計	人/月	1,355	1,392	1,421	1,390	1,427	1,403	1,475	1,741



### (3) 地域密着型サービス

#### ① 認知症対応型通所介護

##### ● サービス内容

介護が必要な認知症高齢者が認知症対応型の通所介護事業所へ通い、入浴や食事等の日常生活上の世話、相談、助言、機能訓練、レクリエーション等を行います。認知症の方が対象となります。

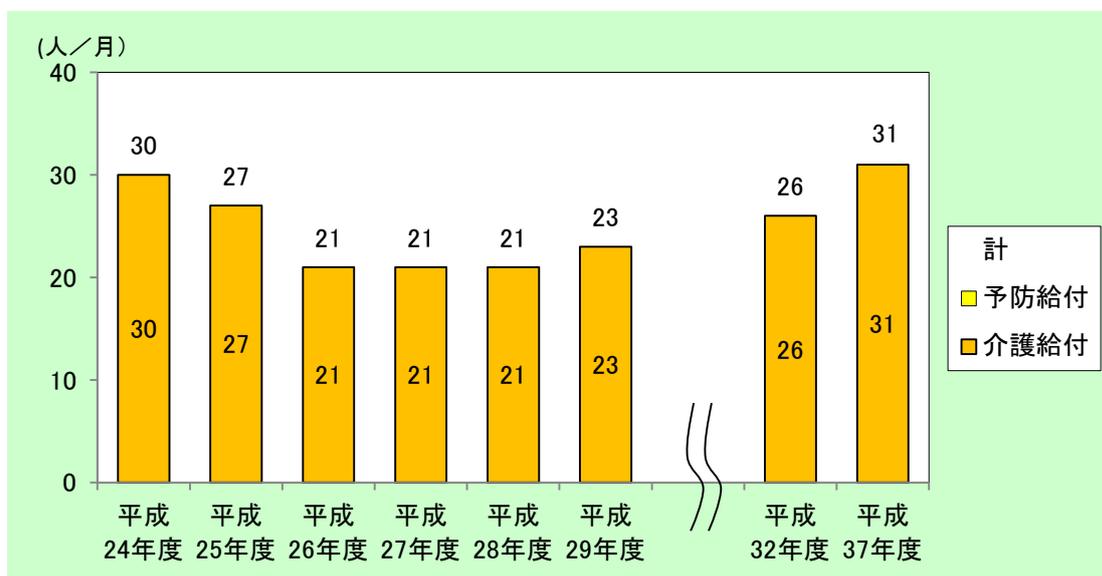
##### ● 実績と計画

第5期では、予防給付の利用はありませんでした。介護給付についても利用は減少してきています。

第6期は、予防給付については通所介護で対応が可能であることから引き続きサービス利用を見込んでいません。介護給付については現状程度の利用を見込んでいます。認知症高齢者の増加が見込まれる中で、その在宅生活を支えるサービスとして、サービス提供を支援していきます。

#### ■ サービス利用実績及び見込み量

		第5期実績			第6期計画			平成 32年度	平成 37年度
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		
予防給付	回/月	0	0	0	0	0	0	0	
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	
介護給付	回/月	290	251	193	186	191	202	228	
	人/月	30	27	21	21	21	23	26	
合計	回/月	290	251	193	186	191	202	228	
	人/月	30	27	21	21	21	23	26	



## ②小規模多機能型居宅介護

### ●サービス内容

「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービス提供を行い、在宅での生活継続を支援します。

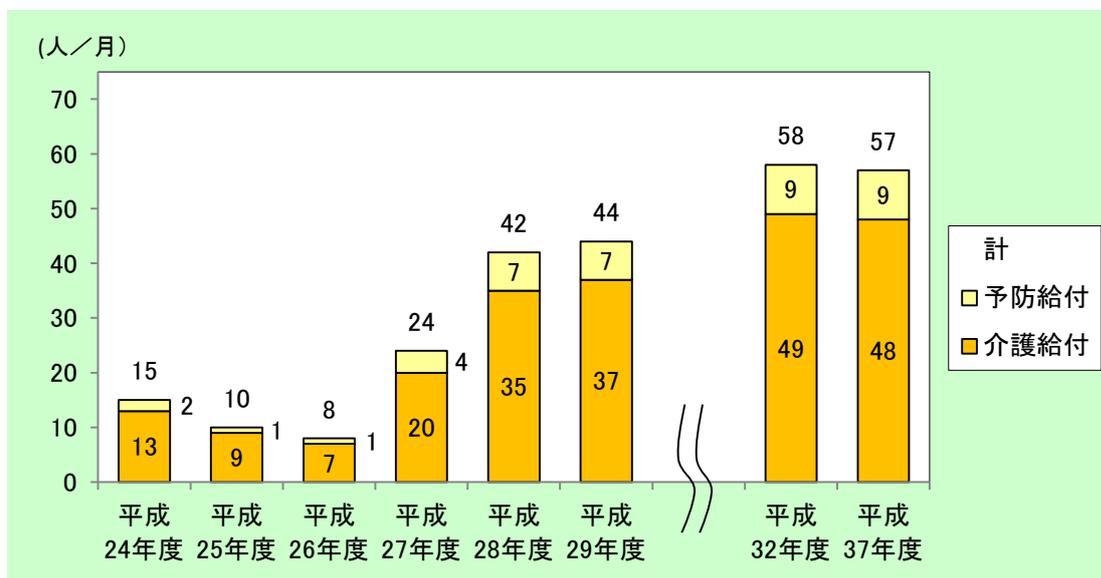
### ●実績と計画

第5期期間中は、介護給付、予防給付とも利用者数は減少傾向となっています。

第6期は、さらに要支援・要介護者の在宅生活を支援するため、新たに1事業所の開設を平成28年度に予定しており、期間中の利用は、予防給付、介護給付ともかなり伸びることを想定しています。

### ■サービス利用実績及び見込み量

	単位	第5期実績			第6期計画			平成 32年度	平成 37年度
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		
予防給付	人/月	2	1	1	4	7	7	9	9
介護給付	人/月	13	9	7	20	35	37	49	48
合計	人/月	15	10	8	24	42	44	58	57



### ③認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

#### ●サービス内容

介護が必要な認知症高齢者が少人数で共同生活を行い、認知症の進行を和らげます。家庭的な雰囲気の中で、介護職員が入浴や排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

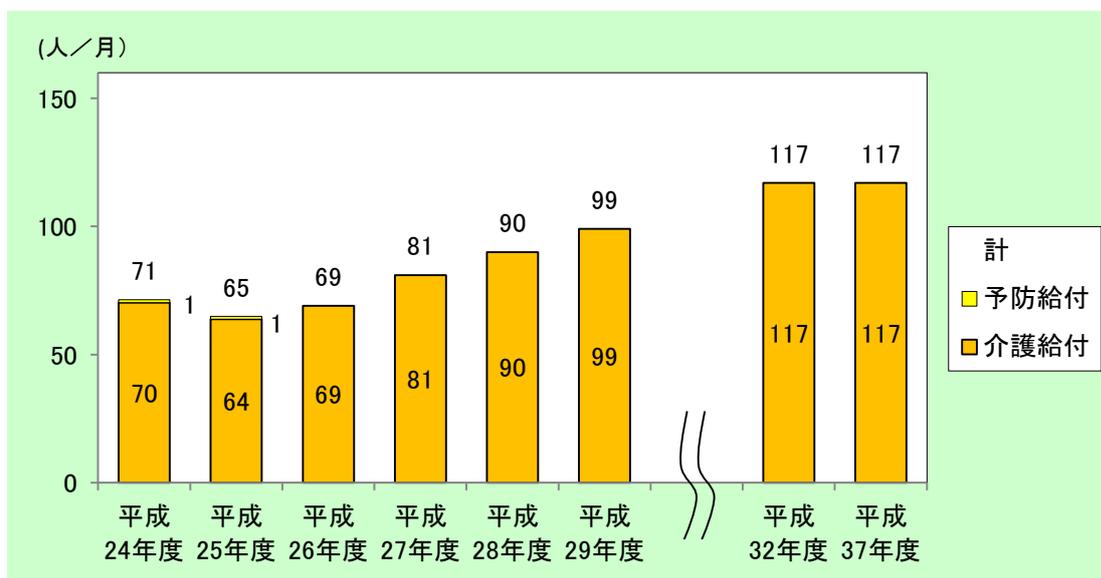
#### ●実績と計画

第5期期間中は、介護給付は利用者数がほぼ横ばいとなっています。予防給付は現在では利用がありません。

第6期は、認知症高齢者の増加が見込まれる中で、介護給付のサービス利用が大きく伸びることを想定しています。

#### ■サービス利用実績及び見込み量

		第5期実績			第6期計画			平成 32年度	平成 37年度
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		
予防給付	人/月	1	1	0	0	0	0	0	
介護給付	人/月	70	64	69	81	90	99	117	117
合計	人/月	71	65	69	81	90	99	117	117



#### ④地域密着型介護老人福祉施設

##### ●サービス内容

定員 29 人以下の介護老人福祉施設で、居宅において適切な介護を受けることが困難な利用者に対し、身近な地域において、入浴、排泄、食事等の生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。

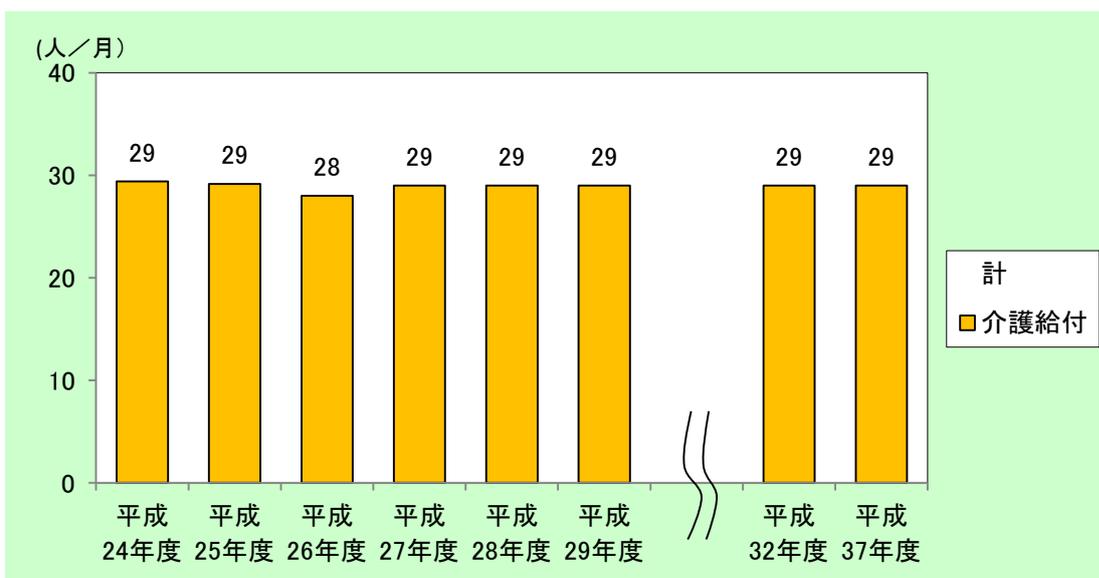
##### ●実績と計画

第 5 期期間中は、定員数と同じ 29 人の利用がありました。

第 6 期についても同数の利用を見込んでいます。

##### ■サービス利用実績及び見込み量

		第 5 期実績			第 6 期計画			平成 32 年度	平成 37 年度
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度		
介護給付	人/月	29	29	28	29	29	29	29	



## ⑤地域密着型通所介護

### ●サービス内容

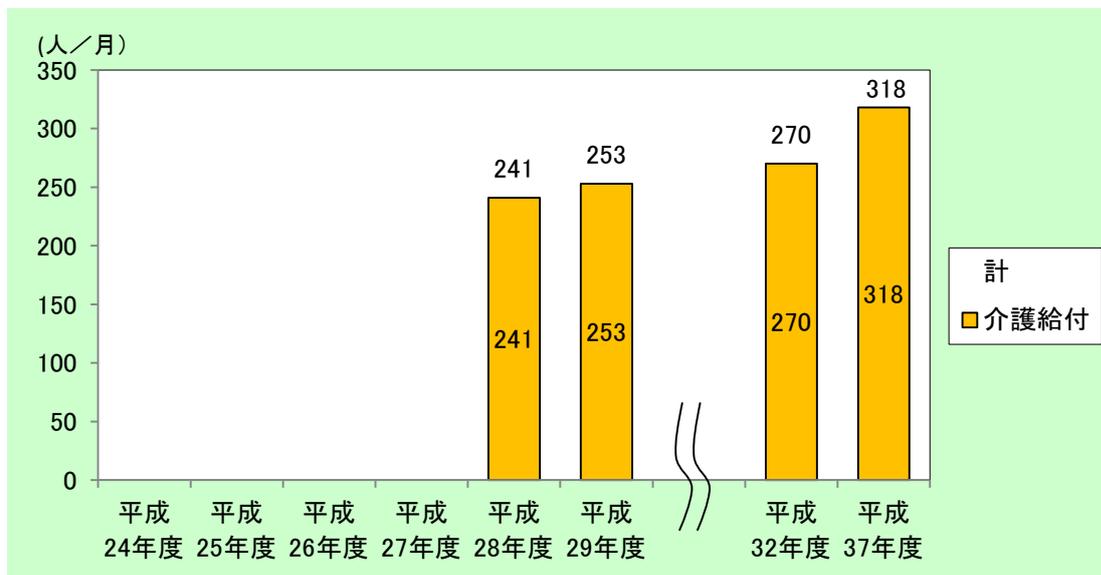
平成28年4月から、通所介護の中で、利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所が提供するサービスについては、日常生活圏域に密着したサービスとして市町村が指定・監督する地域密着型サービスに位置づけられます。

### ●実績と計画

平成28年度から、通所介護の4割近くが移行するものとしてサービス量を見込んでいます。

### ■サービス利用実績及び見込み量

		第5期実績			第6期計画			平成 32年度	平成 37年度
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		
介護給付	回/月	—	—	—	—	2,527	2,658	2,839	3,345
	人/月	—	—	—	—	241	253	270	318





## ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

### ●サービス内容

定員 29 人以下の有料老人ホーム等の施設に入居し、食事や入浴、排泄等の日常生活の支援や機能訓練等を行います。

### ●今後の計画

市内に施設がなく、利用の実績はありませんでした。第 6 期計画期間も施設の整備を行う予定はありません。

## ⑦夜間対応型訪問介護

### ●サービス内容

夜間の定期的な巡回訪問、または通報を受け、要介護者の自宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話をを行います。

### ●今後の計画

第 5 期計画においては事業者がなく実績はありませんでした。

第 6 期計画では、事業所の意向や要望を調査して、計画期間内で検討していきます。

## ⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護

### ●サービス内容

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中や夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。

### ●今後の計画

第 6 期計画にはサービス提供の予定はありませんが、団塊の世代が後期高齢者になる平成 37 年を見据えて、事業所の意向や要望を調査しながら検討していきます。

## (4) 介護保険施設サービス

### ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

#### ●サービス内容

居宅において適切な介護を受けることが困難な利用者に対し、入浴、排泄、食事等の生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。

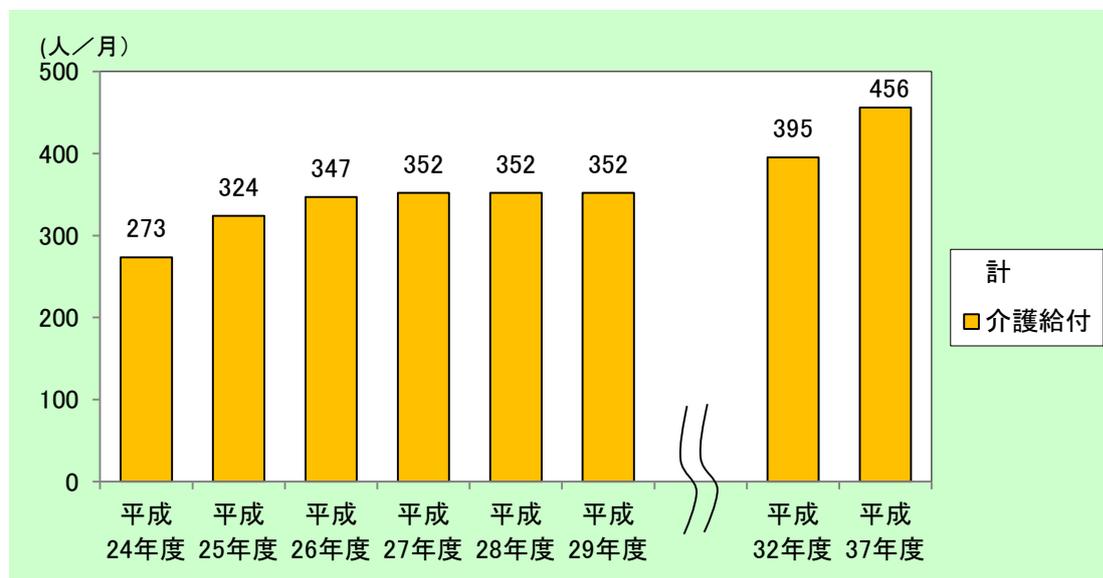
#### ●実績と計画

平成24年度に150床の施設が開所したことから、利用者数は大幅に伸び、平成26年度で347人の利用を見込んでいます。

第6期は、介護老人福祉施設は原則要介護3以上の方しか入所できなくなるため、大幅な利用者数の伸びはない前提で計画しています。利用者の重度化等に伴い医療に対する要望が増えていきますので、その対応方法について検討していきます。

#### ■サービス利用実績及び見込み量

		第5期実績			第6期計画			平成 32年度	平成 37年度
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		
介護給付	人/月	273	324	347	352	352	352	395	456



## ②介護老人保健施設

### ●サービス内容

入院治療の必要のない利用者に対して、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話をを行います。

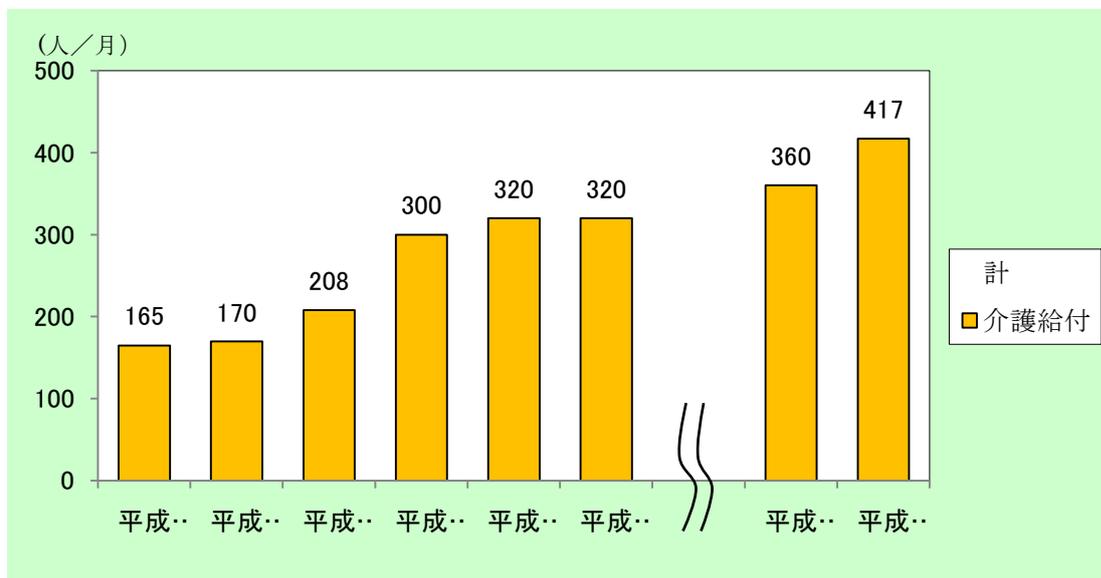
### ●実績と計画

第5期の利用者数は、平成25年度までは160～170人で推移しましたが、平成25年度に既存施設の建替えに伴って33床の増床になったことから、26年度は200人以上の利用見込みとなっています。

第6期は、さらに在宅復帰の支援や利用者の重度化や看取りにも対応できる体制を充実させるため、平成27年度に1施設で増床(49床)する予定としており、平成28年度以降320人の利用を見込んでいます。

### ■サービス利用実績及び見込み量

		第5期実績			第6期計画			平成 32年度	平成 37年度
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		
介護給付	人/月	165	170	208	300	320	320	360	417



### ③介護療養型医療施設

#### ●サービス内容

療養型病床群等をもつ病院及び診療所の介護保険適用部分に入院する利用者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行います。

平成30年3月31日までに老人保健施設や特別養護老人ホーム等の介護施設等に転換し、制度は廃止される予定でしたが、現時点ではその後も継続される見込みです。

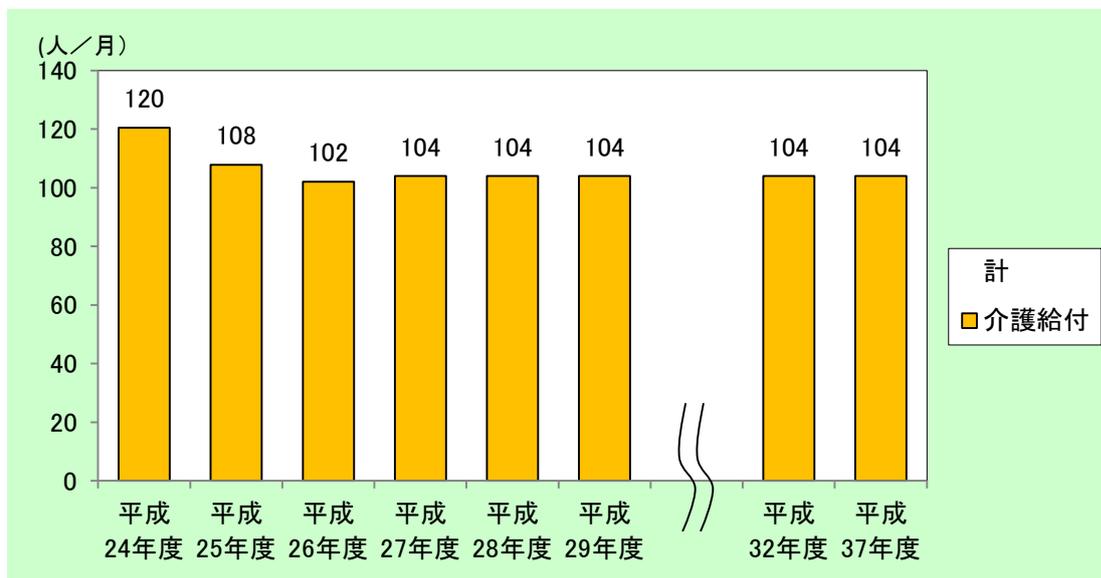
#### ●実績と計画

第5期の利用者数は、100人前後まで減少してきています。

今後も制度が継続することとされたことから、第6期は当面現状程度の利用を見込んでいます。

#### ■サービス利用実績及び見込み量

		第5期実績			第6期計画			平成 32年度	平成 37年度
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		
介護給付	人/月	120	108	102	104	104	104	104	



## 2 地域支援事業とサービス量の見込み

今期計画期間中に、要支援者に対する訪問介護及び通所介護サービスを新しい総合事業の介護予防・生活支援サービス事業に移行させる必要があります。

本市では、この移行を平成 29 年度に予定しているため、平成 28 年度まではこれまでの介護予防事業を行いつつ、新しい介護予防・生活支援サービス事業の受け皿となる事業者の育成を図ります。

### (1) 二次予防事業（移行前）

#### ①二次予防事業対象者把握事業

##### ●事業内容

要介護・要支援認定者を除く 65 歳以上の高齢者を対象に基本チェックリストを送付し、生活機能の低下の有無を判定します。

##### ●計画内容

この事業の実施により、増加する二次予防事業対象者を的確に把握して、介護予防事業への参加を促します。

##### ●見込み量

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
二次予防事業 対象者把握事業	要介護・要支援者を除く 第1号被保険者(人)	9,000	9,500	
	二次予防事業対象者数 (人)	1,700	1,800	

#### ②通所型介護予防事業

##### ●事業内容

二次予防事業対象者に対して、教室等において運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防等の身体機能の維持、向上のための様々な取組みを行うことにより、要介護状態等になることを予防します。

### ●計画内容

自らの生活機能を振り返り、機能を維持する意識や知識を身につけ実行できる教室の企画運営に努めて、今後も積極的な参加を働きかけます。

なお、実施にあたっては、今期計画期間中に始まる新しい総合事業による介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスの委託先の育成にも配慮します。

### ●見込み量

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
通所型介護予防事業	参加実人数(人)	100	100	

## ③訪問型介護予防事業

### ●事業内容

管理栄養士や歯科衛生士、保健師等が、通所型介護予防事業に参加が困難な二次予防事業対象者等の居宅に訪問して、栄養改善や口腔機能の向上等の身体機能の維持向上のための取組みを行ないます。

### ●計画内容

事業への参加実人員が着実に増加しています。在宅での個別指導に適した口腔機能の向上、栄養改善の取組みを用意して、通所型介護予防事業の教室参加が難しい方への取組みを行います。

### ●見込み量

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問型介護予防事業	実人数(人)	20	30	

## ④二次予防事業評価事業

### ●事業内容

介護予防事業の効果による要介護認定者数の目標値に照らした達成状況の検証を通じて、二次予防事業の評価を実施するものです。

### ●計画内容

評価指標のもとに目標値を設定し、事業実施による生活機能の維持や改善の評価及び検証をして、介護予防事業の効果の把握に努めます。

## (2) 一次予防事業（移行前）

### ①介護予防普及啓発事業

#### ●事業内容

介護予防の基本的な知識を普及啓発するため、パンフレットの作成や配布、講演会や介護予防教室の開催等を行います。

#### ●計画内容

普及啓発のために、パンフレットの作成や配布、講演会や催し物、介護予防教室の開催等を行いました。75歳未満の高齢者や健康な高齢者に向けても積極的に情報発信を行い、早い段階で介護予防についての知識が持てるよう事業を展開していきます。

#### ●見込み量

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防普及啓発事業	事業費（千円）	9,000	10,000	

### ②地域介護予防活動支援事業

#### ●事業内容

介護予防に関するボランティア等の人材育成のための研修や介護予防のための地域活動組織の育成や支援を行います。

#### ●計画内容

地域の実情に合わせて研修会の機会を増やし、当該事業を通じて参加者の自主的な活動に結びつくよう支援していきます。

#### ●見込み量

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域介護予防活動支援事業	研修会開催数（回）	4	5	

### (3) 包括的支援事業

#### ①介護予防ケアマネジメント事業（移行後は介護予防・生活支援総合事業）

##### ●事業内容

二次予防事業対象者が要支援・要介護状態になることを予防することを通じて、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援するものです。

二次予防事業対象者に対して、①課題分析(アセスメント)、②事後アセスメント、③事業評価を行います。

##### ●計画内容

移行後のケアマネジメントにもつなげるため、個々の生活機能に応じたケアマネジメントを行います。

##### ●見込み量

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防 ケアマネジメント事業	作成件数(件)	60	60	

#### ②総合相談支援事業／権利擁護事業

##### ●事業内容

地域生活に困難を抱える高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々な支援を可能とするため、以下の事業を行っています。

- ①地域における様々な関係者とのネットワークの構築
- ②ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握
- ③高齢者福祉サービスに関する情報収集や提供、継続的で専門的な相談支援
- ④成年後見制度等の権利擁護を目的とするサービスや制度の活用

##### ●計画内容

今後も高齢者の在宅生活を支えるため、継続して総合相談支援などに努めます。

##### ●見込み量

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
総合相談支援事業／ 権利擁護事業	受付件数(件)	36,000	37,000	



### ③包括的・継続的マネジメント事業

#### ●事業内容

地域の医療機関、関係施設、ボランティア等の地域の社会資源の連携、協力体制を構築し、包括的で継続的な地域ケア体制の整備を図っています。ケアマネジメントの後方支援を目的に、地域の介護支援専門員に対する指導、相談、助言等を行っています。

#### ●計画内容

圏域ごとにネットワーク連絡会を開催して、関係機関等と連携を取りながら、地域の高齢者の問題解決に努めます。また、高齢者一人ひとりを地域全体で見守り、安心して暮らしていける地域づくりに努めます。

### ④在宅医療・介護連携の推進（移行後）

### ⑤認知症施策の推進（移行後）

### ⑥生活支援サービスの体制整備（移行後）

## (4) 任意事業

### ①福祉用具・住宅改修支援事業

#### ●事業内容

福祉用具や住宅改修に関する相談、情報提供や連絡調整等の実施や助言を行うほか、住宅改修費の支給に係る必要な理由がわかる書類の作成とその経費の助成を行っています。

#### ●計画内容

住宅改修支援として今後も継続します。

#### ●見込み量

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福祉用具・住宅改修 支援事業	作成件数（件）	30	30	

### ②地域自立生活支援事業

#### ●事業内容

介護相談員が高齢者の生活の自立、介護のための相談や助言を行っています。

#### ●計画内容

今後も高齢者の在宅生活を支えるため、継続して総合相談支援などに努めます。

#### ●見込み量

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域自立生活支援事業	延回数（回）	50	50	

### 3 第1号被保険者の介護保険料

#### (1) 介護保険サービスの総事業量

##### ①介護予防サービスの推計見込み量

単位：1月あたり

項目	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度	平成 37年度
(1)介護予防サービス						
介護予防訪問介護	人	102	104	54		
介護予防訪問入浴介護	回	4	4	4	4	5
	人	1	1	1	1	2
介護予防訪問看護	回	12	13	15	18	23
	人	5	5	6	7	9
介護予防訪問リハビリテーション	回	8	8	8	9	11
	人	1	1	1	1	2
介護予防居宅療養管理指導	人	6	6	6	7	8
介護予防通所介護	人	164	167	87		
介護予防通所リハビリテーション	人	58	65	73	90	112
介護予防短期入所生活介護	日	26	26	27	31	36
	人	4	4	4	5	6
介護予防短期療養介護(老健)	日	2	2	2	3	3
	人	1	1	1	1	1
介護予防短期療養介護(病院等)	日	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人	147	153	162	191	243
特定介護予防福祉用具購入費	人	4	5	5	7	8
介護予防住宅改修	人	6	6	6	8	10
介護予防特定施設入居者生活介護	人	16	20	20	25	30
(2)地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	回	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人	4	7	7	9	9
介護予防認知症対応型共同生活介護	人	0	0	0	0	0
(3)介護予防支援	人	350	358	278	211	247

## ②介護サービスの推計見込み量

単位：1月あたり

項目	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度	平成 37年度
<b>(1) 居宅サービス</b>						
訪問介護	回	6,180	6,330	6,712	7,594	9,197
	人	343	352	371	418	498
訪問入浴介護	回	178	183	197	225	282
	人	36	37	40	46	57
訪問看護	回	440	572	687	678	702
	人	73	95	114	113	115
訪問リハビリテーション	回	82	84	89	100	120
	人	11	11	12	13	16
居宅療養管理指導	人	52	52	55	62	76
通所介護	回	6,201	3,855	4,054	4,331	5,102
	人	591	368	386	413	485
通所リハビリテーション	回	2,573	2,642	2,779	3,646	4,630
	人	280	287	302	396	502
短期入所生活介護	日	2,638	2,731	2,917	3,124	3,715
	人	235	243	257	275	326
短期療養介護(老健)	日	64	65	70	79	100
	人	8	9	9	11	13
短期療養介護(病院等)	日	50	50	52	59	76
	人	6	6	7	8	10
福祉用具貸与	人	615	645	694	811	1,055
特定福祉用具購入費	人	12	13	15	19	22
住宅改修	人	11	12	13	16	19
特定施設入居者生活介護	人	94	100	110	128	145
<b>(2) 地域密着型サービス</b>						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	人	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回	186	191	202	228	276
	人	21	21	23	26	31
小規模多機能型居宅介護	人	20	35	37	49	48
認知症対応型共同生活介護	人	81	90	99	117	117
地域密着型特定施設入居者生活介護	人	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設	人	29	29	29	29	29
看護小規模多機能型居宅介護	人	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回	—	2,527	2,658	2,839	3,345
	人	—	241	253	270	318
(3) 居宅介護支援	人	1,040	1,069	1,125	1,264	1,494
<b>(4) 介護保険施設サービス</b>						
介護老人福祉施設	人	352	352	352	395	456
介護老人保健施設	人	300	320	320	360	417
介護療養型医療施設	人	104	104	104	104	104

## (2) 介護給付費等の推計

### ①介護予防サービス

単位：千円

項目	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度	平成 37年度
(1)介護予防サービス					
介護予防訪問介護	24,131	24,642	12,740		
介護予防訪問入浴介護	320	326	340	388	453
介護予防訪問看護	1,309	1,459	1,628	1,989	2,488
介護予防訪問リハビリテーション	262	268	276	313	365
介護予防居宅療養管理指導	850	868	900	1,024	1,196
介護予防通所介護	58,052	59,279	30,657		
介護予防通所リハビリテーション	25,094	27,955	31,297	38,283	47,910
介護予防短期入所生活介護	1,607	1,641	1,696	1,927	2,251
介護予防短期療養介護(老健)	180	184	189	215	251
介護予防短期療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	11,082	11,559	12,201	14,391	18,341
特定介護予防福祉用具購入費	1,351	1,448	1,570	2,019	2,359
介護予防住宅改修	5,061	5,424	5,869	7,539	8,807
介護予防特定施設入居者生活介護	16,501	21,569	23,445	29,421	34,362
(2)地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,932	6,695	6,894	9,385	9,132
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
(4)介護予防支援	18,089	18,470	14,352	10,878	12,709
予防給付費計	167,821	181,787	144,054	117,772	140,624

注：端数処理の関係で、各サービスごとの給付費の合計は給付費計欄の数値と一致しない場合がある(以下同じ)。

## ②介護サービスの推計見込み量

単位：千円

項目	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度	平成 37年度
(1)居宅サービス					
訪問介護	196,300	200,827	213,375	241,412	292,707
訪問入浴介護	24,498	25,013	27,040	30,828	38,633
訪問看護	37,102	48,418	58,236	57,403	58,861
訪問リハビリテーション	2,785	2,851	3,020	3,408	4,099
居宅療養管理指導	6,740	6,792	7,049	7,944	9,619
通所介護	587,709	364,846	384,977	411,467	486,517
通所リハビリテーション	251,009	257,263	271,506	356,733	455,625
短期入所生活介護	251,902	260,380	278,614	298,780	356,284
短期療養介護(老健)	6,860	6,919	7,434	8,464	10,821
短期療養介護(病院等)	6,586	6,530	6,861	7,873	10,152
福祉用具貸与	89,877	94,010	101,810	119,549	157,751
特定福祉用具購入費	4,407	4,774	5,291	6,736	7,958
住宅改修	9,778	10,576	11,652	14,796	17,370
特定施設入居者生活介護	208,991	224,611	250,587	293,832	334,264
(2)地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	22,647	23,144	24,633	27,811	33,847
小規模多機能型居宅介護	37,765	65,029	68,742	92,235	89,829
認知症対応型共同生活介護	237,871	264,769	290,685	342,622	342,622
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設	87,856	87,686	87,686	87,077	87,077
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	—	239,204	252,402	269,770	318,975
(3)居宅介護支援	162,156	166,639	175,874	197,718	234,176
(4)介護保険施設サービス					
介護老人福祉施設	971,886	970,009	970,009	1,091,041	1,266,035
介護老人保健施設	910,696	969,533	969,533	1,090,952	1,266,157
介護療養型医療施設	425,269	424,447	424,447	424,447	424,447
介護給付費計	4,540,690	4,724,270	4,891,463	5,482,898	6,303,826

### ③給付費の推計

単位：千円

項目	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度	平成 37年度
総給付費	4,708,511	4,906,057	5,035,517	5,600,670	6,444,450
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響補正後	4,702,370	4,885,685	5,013,558	5,555,563	6,391,641

### ④標準給付費の推計

単位：千円

項目	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度	平成 37年度
総給付費(一定以上所得者負担の調整後)	4,702,370	4,885,685	5,013,558	5,555,563	6,391,641
特定入所者介護サービス費等給付額	142,969	139,134	141,111	156,936	180,554
高額介護サービス費等給付額	72,130	75,156	77,139	85,797	98,723
高額医療合算介護サービス費等給付額	5,721	5,961	6,119	6,806	7,831
算定対象審査支払手数料	3,511	3,657	3,754	4,175	4,804
標準給付費見込額計	4,926,701	5,109,593	5,241,681	5,809,277	6,683,553

### ⑤地域支援事業費の推計

単位：千円

項目	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度	平成 37年度
地域支援事業費	160,952	166,176	218,398	291,548	326,283

### ⑥総事業費の推計

単位：千円

項目	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 32年度	平成 37年度
総事業費	5,087,653	5,275,769	5,460,079	6,100,825	7,009,836

### ⑦保険料基準額

単位：円／月

項目	平成27年度～29年度	平成 32年度	平成 37年度
保険料基準額(弾力化した場合)	4,900	5,514	6,484

### (3) 第1号被保険者の介護保険料

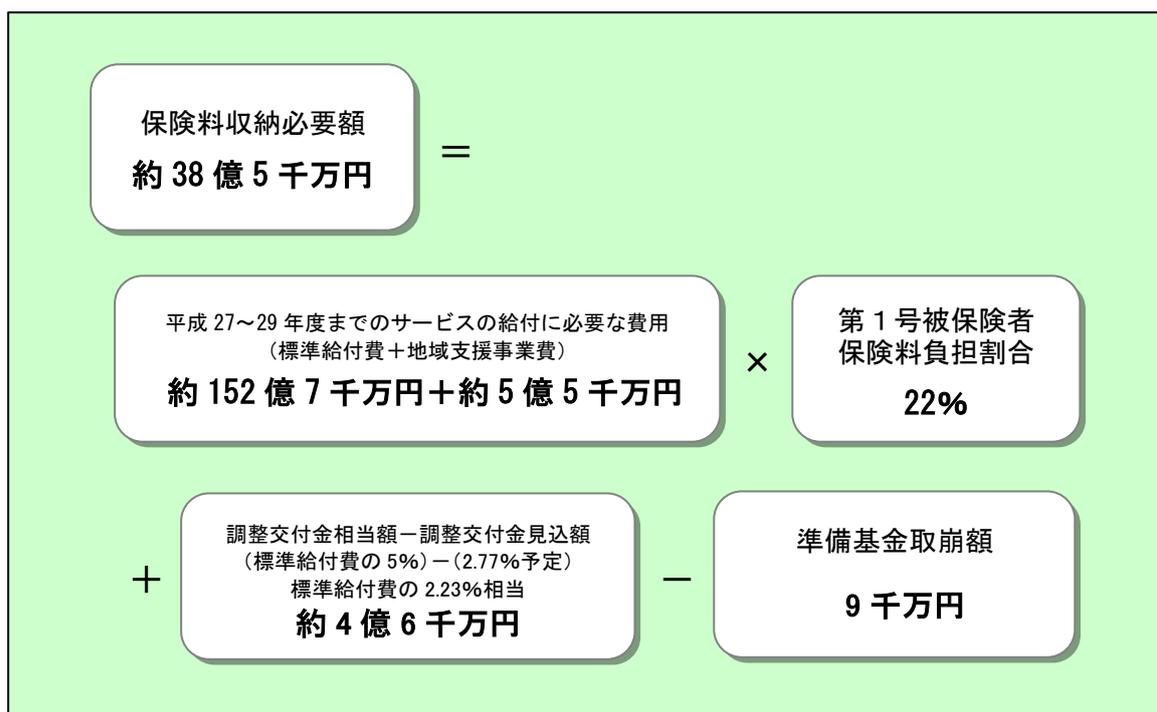
#### ①保険料収納必要額の算定

「保険料収納必要額」は、下記のように標準給付費見込額と地域支援事業費の合計に第1号被保険者保険料の負担割合22%を乗じた額になります。

また、「準備基金」9,000万円を取り崩すことにより、保険料負担の軽減（月額約114円の軽減）が図られます。

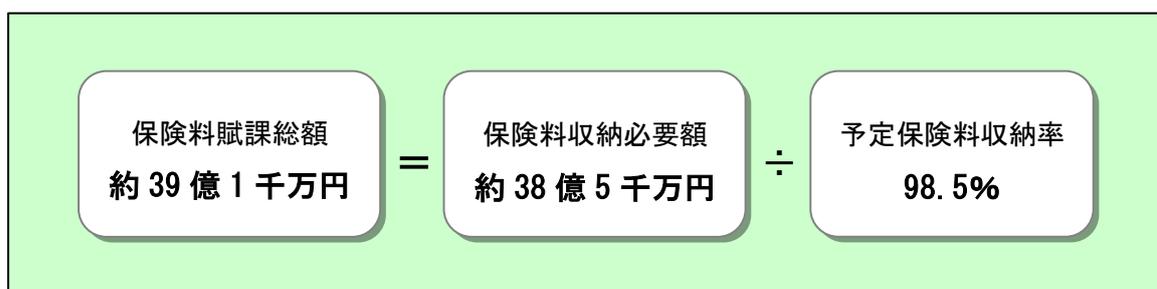
その結果、本市の第6期計画の「保険料収納必要額」は約33億8千万円となります。

図表 第1号被保険者の保険料収納必要額の概算式



#### ②保険料賦課総額の算定

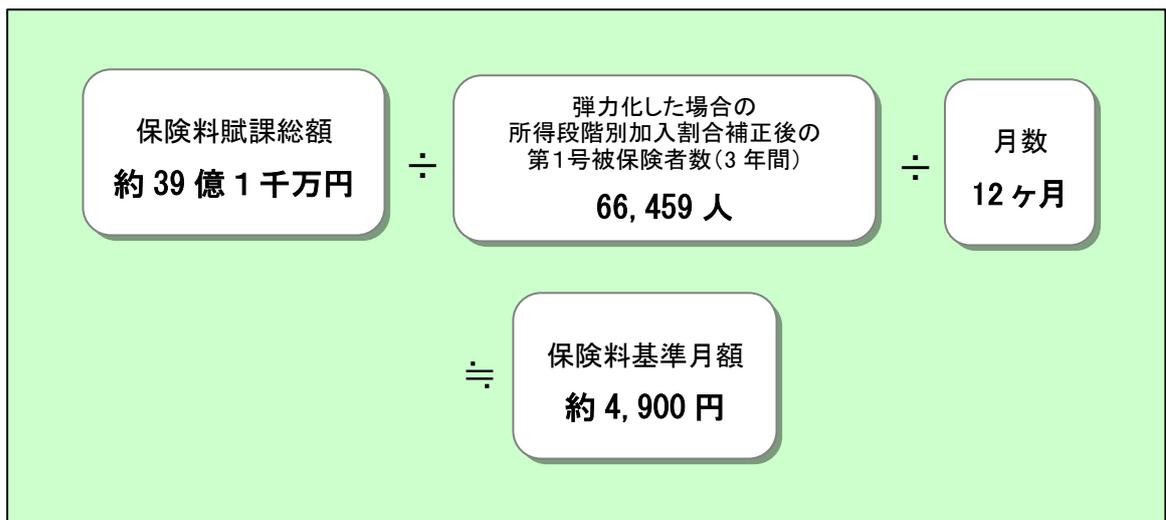
第1号被保険者の収納率を98.50%で見込むと、第6期計画の保険料として賦課すべき総額は約39億円となります。



### ③保険料基準額の算出

第1号被保険者の保険料は、所得段階に応じて異なります。第5期計画の所得段階は12段階で保険料が設定されましたが、低所得者層の保険料軽減のほか、所得に応じた負担を図るため、第6期計画においても引き続き12段階で設定することとします。

12段階の弾力化による所得段階補正後被保険者数の合計は、66,459人となり、保険料基準額は月額4,900円となります。前回基準額(4,500円)に比べ、400円、8.9%の増額となります。



図表 第6期計画における第1号被保険者の保険料(12段階)

所得段階	所得等の条件	保険料率	保険料年額 (月額)
第1段階	生活保護被保護者や世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者や世帯全員が非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.45	26,400円 (2,205円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額 ×0.65	38,200円 (3,185円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で上記に該当しない方	基準額 ×0.75	44,100円 (3,675円)
第4段階	世帯の誰かが市民税課税、本人は非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.90	52,900円 (4,410円)
第5段階	世帯の誰かが市民税課税、本人は非課税で上記に該当しない方	基準額	58,800円 (4,900円)
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20	70,500円 (5,880円)
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額 ×1.30	76,400円 (6,370円)
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額 ×1.50	88,200円 (7,350円)
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上350万円未満の方	基準額 ×1.70	99,900円 (8,330円)
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	基準額 ×1.75	102,900円 (8,575円)
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	基準額 ×1.80	105,800円 (8,820円)
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が750万円以上の方	基準額 ×1.90	111,700円 (9,310円)

## 4 事業の円滑な運営のための取り組み

本計画に盛り込まれたサービスや事業が適正に実行されるよう、福祉・介護・医療関係の機関及び団体、さらに市民と連携し、計画推進のための体制を整えます。また、計画の進捗状況を管理し、確実な計画の実行を目指します。

### (1) 情報収集・提供体制の整備

#### ●現状と課題

高齢者福祉計画や介護保険事業計画等の高齢者支援施策に関する情報は、パンフレット、広報ごてんば、ホームページ等で、お知らせしています。また、介護サービス事業者に対しては、4ヶ月に1回程度、「サービス事業者意見交換会」を開催して市及び事業者間の情報提供や意見交換を行っています。しかし、市民にとっては、計画や、サービス内容が多岐にわたり、また専門的で複雑であることから、すべてを理解することは難しいと考えられます。

今後は、様々な情報手段を活用し、収集した情報を速やかに分かりやすく事業者や、市民へ提供できる体制づくりが望まれます。

#### ●今後の展開

##### ①既存の媒体による情報収集・提供

広報紙、パンフレット、ホームページ、ケーブルテレビ及び各行事案内等の情報手段を通し、福祉・介護サービスの情報収集や提供を推進します。

##### ②関係機関との連携強化

国県等関係機関と連携を強化し、最新の情報を収集し提供できる体制づくりに努めます。

##### ③地域包括支援センター等の民間活力を利用した情報収集・提供の促進

地域包括支援センターとの連携を密にして、市民からの相談受付時に的確に助言するために、様々な情報を収集し整理して、迅速に対応できる体制づくりに努めます。

##### ④介護サービス情報の整備

事業者情報を把握し、居宅介護支援事業者や介護保険サービス事業者等を選定するために必要な情報を利用者に提供することに努めます。

また、事業者に対しても、利用者の要望を的確に伝えるために、アンケートや調査等を必要に応じて実施していきます。

## (2) 相談体制の整備

### ●現状と課題

高齢者や介護者の福祉、介護等の不安や悩み、支援に関する相談に対して、平成18年度からは市内4か所の地域包括支援センターを中核拠点に、総合的な支援を行っています。

また、国の研修を受けた介護相談員による介護保険相談を、市内の介護保険施設等で実施しています。しかし、年々相談内容も複雑で困難な内容が多くなってきており、相談体制の整備や充実が求められています。

### ●今後の展開

#### ①研修会等への参加促進

福祉・介護関係職員の資質向上のため、国や県等が実施する研修会や会議等への積極的な参加を推進し、既存相談事業の充実を図ります。

#### ②相談窓口の充実

広報紙等で福祉・介護相談窓口の周知を図るとともに、利用者にとって利用しやすい窓口、満足が得られる相談窓口として、整備や充実を図ります。

#### ③苦情処理体制の整備

利用者に身近な場所で苦情相談ができる体制を確保するとともに、苦情内容に対して関係機関で連携のうえ迅速かつ的確な対応を行う仕組みを確立します。

#### ④相談窓口職員の資質の向上

相談内容に対して、全ての職員が適切に対応できるよう、相談事例集の作成や窓口職員を対象とした研修などを実施し、相談事例の周知活用を図っていきます。



### (3) 人材の育成

#### ●現状と課題

計画を推進するに当たって、高齢者を支援する人材の育成は必要不可欠な要素です。高齢者の多様なニーズに対応できる人材が不足することのないように、一般市民、ボランティア等を対象とした福祉講座、啓発活動等を行い、幅広く人材を育成していく必要があります。

#### ●今後の展開

##### ①認知症サポーターの養成

増加が予想される認知症高齢者への支援のため、地域や周辺の人が認知症について正しく理解し、見守り等が行なえるよう、認知症サポーター養成講座を開催して、認知症サポーターを養成します。

今後は、認知症サポーターが、地域において、認知症高齢者の日常生活を支援できる体制を整備していきます。

##### ②福祉・介護教育の推進

小中学校で福祉・介護教育（介護体験機会の拡充等）、高齢者等との交流等を行うことにより、福祉・介護全般に関する理解を深め、長期的な視点から人材の育成・確保に努めます。

## (4) 計画推進体制の整備

### ●現状と課題

高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、一体的な計画であり、福祉サービスと保険事業は緊密な連携のもとに推進する必要があります。

そのためには、福祉・介護・医療関係の行政、関係機関、サービス事業者、民間ボランティア機関等の連携強化が求められています。

また、福祉サービスと保険事業の実施状況を調査、分析、評価して、計画の進捗状況を管理することが望まれます。

### ●今後の展開

#### ①総合的な計画推進体制の整備

関係機関との連携を密にし、総合的な計画推進の体制整備を図ります。

#### ②庁内関係各課との連携強化

計画を推進するために、関連する庁内関係各課との連携をより緊密にしていきます。

#### ③県、近隣市町との連携強化

県や近隣市町との連携を強化して、必要に応じて会議の開催等を検討します。

#### ④計画進捗の管理体制の整備

福祉サービス・事業が計画どおり実施されているか、また介護保険事業の運営が市民の意見を十分に反映しながら円滑かつ適切に行なわれているかについて調査、分析、評価して、計画の進捗状況を管理する体制を整備します。



# 資料編

# 1 御殿場市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置条例

(設置)

第1条 高齢者及び要介護者等の福祉及び介護についての調和を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、御殿場市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査し、及び審議する。

- (1) 御殿場市高齢者福祉計画に関すること。
- (2) 御殿場市介護保険事業計画に関すること。

(組織及び委員)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる区分により機関又は団体の代表者が推薦する者及び公募による者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、前条による御殿場市高齢者福祉計画又は御殿場市介護保険事業計画の決定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第3条関係）

区分	機関、団体及び資格
推薦	御殿場市医師会 駿東歯科医師会御殿場支部 北駿薬剤師会 静岡県看護協会東部地区支部 御殿場市民生委員児童委員協議会 静岡県建築士会御殿場地区 御殿場市区長会 御殿場市教育委員会 御殿場市老人クラブ連合会 御殿場市ボランティア連絡協議会 御殿場市在宅介護家族の会 御殿場市社会福祉協議会 御殿場小山地域活動栄養士会 在宅介護サービス提供機関 御殿場・小山介護支援専門員連絡協議会 老人保健施設又は特別養護老人ホーム
公募	介護保険法第9条に定める第1号被保険者 介護保険法第9条に定める第2号被保険者

## 2 御殿場市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会名簿

区 分	氏 名	選 出 区 分
委 員 長	齋藤 昌一	御殿場市医師会
副委員長	勝又 邦明	駿東歯科医師会御殿場支部
委 員	原 久昌	北駿薬剤師会
〃	金刺 由紀子	静岡県看護協会東部地区支部
〃	山崎 隆市	御殿場市民生委員児童委員協議会
〃	滝口 恵夫	静岡県建築士会御殿場地区
〃	滝口 和壽	御殿場市区長会
〃	小見山 司朗	御殿場市教育委員会
〃	吉川 桂二	御殿場市老人クラブ連合会
〃	大沼 こずゑ	御殿場市ボランティア連絡協議会
〃	赤澤 ヤフミ	御殿場市在宅介護家族の会
〃	宇田川 よし子	御殿場市社会福祉協議会
〃	山内 千代香	御殿場小山地域活動栄養士会
〃	高田 ときえ	在宅介護サービス提供機関
〃	勝又 由幾	御殿場・小山介護支援専門員連絡協議会
〃	鈴木 正二	介護老人保健施設
〃	長田 美津枝	公募 第1号被保険者
〃	勝間田 あつ子	公募 第2号被保険者

### 3 御殿場市高齢者福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会設置規程

(設置)

第1条 御殿場市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定を円滑に進め、関係施策相互の検討を行うため、御殿場市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 高齢者福祉計画策定に必要な調査及び研究に関すること。
- (2) 介護保険事業計画策定に必要な調査及び研究に関すること。

(組織及び委員)

第3条 委員会の委員は、健康福祉部長及び介護福祉課長並びにくらしの安全課、国保年金課、文化スポーツ課、市民協働課、社会福祉課、子育て支援課、健康推進課、救急医療課、建築住宅課、危機管理課及び社会教育課に属する職員のうちから委員長が指名する者をもって構成する。

2 委員の任期は、計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、健康福祉部長をもって充て、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、介護福祉課長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 4 御殿場市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定の経緯

年 月 日	内 容
平成 26 年 1 月 ～2 月	高齢者実態調査の実施
平成 26 年 5 月 13 日	第 1 回御殿場市第 7 次高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画策定委員会 ・計画策定の予定について ・高齢者実態調査結果について ・高齢者福祉サービスについて ・介護保険事業について
平成 26 年 8 月 22 日	第 2 回御殿場市第 7 次高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画策定委員会 ・新しい総合事業のガイドライン ・将来人口の推計 ・第 6 次・第 5 期計画の評価と課題 ・保険料について
平成 26 年 10 月 16 日	第 1 回御殿場市第 7 次高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画庁内検討委員会 ・高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について ・介護保険法改正に伴う新しい総合事業について ・高齢者の現状について ・高齢者実態調査結果について
平成 26 年 11 月 6 日	第 3 回御殿場市第 7 次高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画策定委員会 ・介護保険利用見込み量と介護保険料について ・サービス提供体制の整備について ・高齢者福祉施策について
平成 26 年 11 月 25 日	第 2 回御殿場市第 7 次高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画庁内検討委員会 ・第 6 期介護保険事業計画における介護保険料等について ・計画の体系と具体的施策について ・これからの生活支援・介護予防サービスについて
平成 26 年 12 月 17 日	第 4 回御殿場市第 7 次高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画策定委員会 ・新しい総合事業について ・施設等整備計画について ・認知症施策について ・保険料について ・パブリックコメントについて
平成 27 年 1 月 6 日 ～平成 27 年 1 月 20 日	「みんなの声を活かす意見公募」（パブリックコメント）実施 ※意見 0 件
平成 27 年 2 月 9 日	第 5 回御殿場市第 7 次高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画策定委員会 ・パブリックコメントの結果について ・介護保険料の料金設定について ・計画書について ・今後の予定について
平成 27 年 2 月 19 日	御殿場市長に計画策定の報告

**御殿場市**  
**第7次高齢者福祉計画及び**  
**第6期介護保険事業計画**  
**(平成27年度～平成29年度)**

平成27年3月

発行 御殿場市  
企画・編集 御殿場市健康福祉部 介護福祉課  
〒412-8601 静岡県御殿場市萩原 483  
TEL 0550-82-4134